

第1節 戦後教育改革と京都大学

第1項 新しい高等教育を求めて

1. 占領軍の教育改革構想

戦後教育改革の第一歩は、GHQのいわゆる禁止政策、4つの教育指令に始まる。高等教育に関しては、なかんずく昭和20(1945)年10月22日の「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」、および10月30日の「教員及ビ教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」が、なお戦時一色に彩られた学園の教育・研究に直接の影響を及ぼした。本学でも軍事教練の即時停止や戦争科学的講座の改廃などというまでもなく、自由主義的かつ進歩的な言論や研究活動で学園を追われた人びとの復権を図るとともに、一方でまた軍国主義者や極端な国家主義者の摘発や排除が試みられた。11月19日鳥養利三郎総長が文相前田多門と取り交わした学問研究の自由を回復し、自治を認める覚書を踏まえ、瀧川事件関係者の学園復帰が始まり、ほぼ時を同じくして経済学部全教官が戦時下の学部運営の責任を認めて辞表を提出したのは、そうしたGHQ主導の学園民主化路線を端的に反映したものである。

軍国主義的・超国家主義的イデオロギーの根絶のためには、これを育む土壌ともいべき教育制度全般の革新を必須と考えたGHQは、日本占領の開始と同時に情報普及局、間もなく民間情報教育局(CIE)を発足させ、またアメリカ本国から教育問題に関する各分野の専門家を招いて民主的な教育制度確立のための指導と助言を求めた。昭和21(1946)年3月初め来日したニューヨーク州教育長官ストダード(George D. Stoddard)以下27名よりなる第1次米国教育使節団は日本側委員の協力を得ながら、早くも4月1日、教育制度

全般に及ぶ改革のための報告書を提出した。高等教育に関しては、①アカデミック・フリーダム、すなわち個々の大学教授の研究ならびに教育の自由を保障し、学園の自治を確立する、②少数者の特権でなく多数者の機会、高等教育の拡大と機会の均等化を目指す、③高等教育機関に学問研究と一般教養教育と職業的訓練の3つの機能の統一を期待する、などといった改革の理念を明らかにした。その延長線上でカリキュラムの自由化、すなわち一般教育の導入や教授会自治の確立、大学関係協会による高等教育の水準向上等々も語られたが、いずれもまだ抽象的な提言にとどまり、具体的な方策については、間もなく発足する教育刷新委員会以下の活動に委ねられた。

2. 日本側の対応——自主的再編の模索

占領教育行政への日本政府の対応は驚くほど早く、昭和20(1945)年9月には「新日本建設の教育方針」を発表し、戦争遂行の要請に基づく教育政策を一掃して文化国家・道義国家建設の根基を培う文教諸施策、すなわち新教育の方針以下10項目を打ち出した。10月5日「戦時教育令」の廃止、10月10日「戦時教育令施行規則」の廃止、12月4日「女子教育刷新要綱」の発表などは、いずれもこれを承けたものである。

教育使節団が来日する直前の昭和21(1946)年2月、これに協力する日本教育家の委員会が設置され、本学からも鳥養総長と落合太郎文学部長⁽¹⁾(昭和21年12月26日付で第三高等学校長へ転出)の両名が参加した。使節団の滞在中にまとめられた日本側報告書に見える高等教育改革論、少数の特権者のための高等教育を批判し、学校体系の単純化・一本化を目指すという観点から、①高等学校と専門学校の廃止、②3年制の上級中学校の上に4年、もしくは5年制の大学を置く、③師範学校を昇格させて教育大学とする、などは戦前からあった学制改革論と無縁ではないが、それ以上に使節団側からの直接かつ徹底した働き掛けのあったことが決定的であった。鳥養総長が残した“Tentative Schedule of U. S. Education Mission”と題する小冊子によれば、3月7日から18日まで1日の休みもなく計12回の会合を重ねているが、

第6章 京都大学の設立と拡充

毎回午前9時から午後5時まで使節団メンバーが様々な教育問題について順次レクチャーを行い、それに日本側委員が質疑を交えながら討論するといったかたちをとっている。その際、例えば3月11日のメモに、①教授ノ選任及淘汰、②教授連盟、③入学資格、④卒業生ノ恩典(国家試験、卒業生ト職業資格)、⑤学生ノ教育方法(必修、研究、学生協会 etc)、⑥high educateト図書館、映画ノ利用、⑦学生施設ノ貧弱、⑧大学相互間ノ関係、⑨卒業生ノ就職時ノ進ミ方、⑩職業教育ト学問教育(大学ハ学問、専門ハ職業)、⑪日本ノ大学ノ語学ノ問題、⑫人口密度ト大学位置ノ選定、⑬米国大学生、専門学校生ノ人口数割合、⑭普通教育ガシツケヲ決定スル、とあるように、日本側委員がもっぱら聞き役となり、講師のアメリカ人学者に学ぶ姿勢が明らかである。おそらく前出の日本側報告書は、こうしたいわば勉強会の中から生み出されたものであろう。

昭和21(1946)年8月、日本教育家の委員会メンバーをほとんどそのまま引き継いだ教育刷新委員会が発足した。同年12月、早くも4年制大学(3年または5年可)、研究科または研究所の設置、高等・専門学校は臨時措置として大学前期に相当する専攻科を設置できると建議し、また昭和22(1947)年4月には、大学の課程を前・後期に分け、前期修了者は原則として転学可などと決議したのは、従前の審議経過を踏まえたものである。

昭和22年3月、「教育基本法」および「学校教育法」が制定・公布された。教育立法の勅令主義から法律主義への転換を経て、統一された単行法令の中に大学を位置付け、6・3・3・4制の新しい学校体系の一環として、その最終の階梯をなすものとされたが、新旧両教育の接続、なかんずく旧制諸学校の取り扱いについては何も言及していない。教育刷新委員会で高等学校の存廃をからめた学制問題が相変わらず熱心に議論されたのはそのためであり、例えば昭和22年12月の第48回総会に第一高等学校長天野貞祐らの①高等学校は臨時措置として2年の前期大学とする、②専門学校は同じく3年の大学とすることができる、といった提案が上程された。委員会の大勢は、鳥養総長らの2年制前期大学は大学の水準を下げる、また2種の大学は学校体系上に

混乱をもたらすとした反対意見に傾き、第49回総会で原案を否決したが、むろんこれで問題が解決したわけではない。

天野らはかねて4年制中学校の上に5年制の大学(大学校)を置き、また学校体系のほかに学問研究を目指す総合研究所を設け、これに東京・京都両大学を当てるといふ持論を展開しており、「学校教育法」の制定後も6・3・3・4制の組み替えを視野に入れながら、大学院は総合学術研究所として単独に設置できる、旧制帝国大学はこの大学院をもって主体とするなどと主張した。新制大学は大学というよりむしろ「低度の大学校」であるから、従来の学問水準を維持するために大学院を研究所化して進学体系の外に独立させるという趣旨であるが、これに対して大学院は学部教育の延長であり、研究と教育の両機能を併せることで初めて活力を持つ、独立大学院は官学偏重の嫌いがいいではない、またこの案は基本的に「学校教育法」の理念に反するなどという批判が相次いだ。ここでも鳥養総長は反対の急先鋒としてたびたび論陣を張り、後の史家たちから改革派の一員と見なされているが、「帝国大学が大学院に重点を置いて学部の方は少し前より小さくしようというような必要は大いにある」(「第34回教育刷新委員会総会速記録」という発言に見られるように、帝国大学の大学院大学化の方向には必ずしも反対でなく、旧制大学院への積極的な評価とも考え併せると、真意はむしろ帝国大学の現状維持、もしくは急激な変革をなるべく回避することにあったようにも思われる。「委員会の議論は今思うても、背に汗する程の激論が多かったことを記憶する。特に旧高等学校の長所持長を充分知りつくし、その存続を希求しながら、尚且一方、機会均等主義からいへば、どうしてもこれを廃止しなければならぬ苦境に立った委員連中は、この問題でもっとも激しい議論が交わされた」(「鳥養利三郎関係文書」⁽²⁾)という後の回想は、鳥養総長を含めたいわゆる改革派の人びとの置かれた微妙な立場を雄弁に物語ってくれる。旧来の研究や教育の水準を維持することに異論はなく、また旧制諸学校の教育的特色を評価するにやぶさかではないが、ただこれを温存することに賛成しなかっただけであり、鳥養総長の場合、それゆえに、やがて教養課程に旧制高等

第6章 京都大学の設立と拡充

学校の特色を生かそうとする独自の構想に発展したのである。

教育刷新委員会が発足して間もない昭和21(1946)年10月29日、大学の設立の基準に関する会議(昭和22年1月、大学設立基準設定協議会)が設置された。教育使節団報告書がいう大学人・専門家による大学設立基準の制定を目指すもので、当初は交通事情などのため東京近辺の大学人のみで構成され、審議経過を全国の大学へ通知するというかたちをとったが、やがてその地方組織が全国各地に生まれた。昭和22(1947)年3月にスタートした大学設立基準設定近畿地区委員会が、それである。近畿地区の官・公・私立15大学で組織されたこの委員会は、京都大学が連絡機関となり、毎月1回開催して大学設立基準に関する様々な事項を審議した。5月10日の第1回会合には、法学・経済・文学・医学・理学・工学の6分野ごとに関連する各大学の代表が参加、本学からは農学部を除く学部代表6名が名前を列ねている。むろん、これは単なる連絡機関ではなく、中央へ送り込んだ複数の代表を通じ、あるいは意見具申などのかたちで積極的に審議への参加を目指した。昭和22年5月には全国大学設立基準設定連合協議会が開催された。近畿地区など各地の協議会を併せた連合組織であり、文科系、理科系、女子大学系の3つの分科会で検討してきた大学基準案を最終的に決定した。同年7月8日、これを改組した大学基準協会が発足した。旧制46大学(国立17、公立2、私立27)が発起人となり、新制大学を含めた全国の国・公・私立大学に広く参加を呼び掛けたものであり、本学からは鳥養総長が参加して副会長に就任した。「大学全体が集まって自主的にまた民主的に大学のアカデミック・スタンダードをよくしてゆく」(『大学基準協会十年史』1957年、85頁)という協議会以来の趣旨を踏まえながら、創立総会で連合協議会の大学基準案を採択したが、これは昭和31(1956)年10月の文部省令で「大学設置基準」が制定されるまで事実上唯一の設立認可基準として機能した。なお、大学基準協会の地方組織は協議会時代のそれを受け継ぎ、現に昭和23(1948)年2月、近畿地区委員会は「研究費及び教育費予算^[ママ]に干渉する委員会」設置の要望書を提出する一方で、同志社・立命館・大阪商科大学長、および京大事務局長らで構成する小委員会を発足

させている。

昭和22(1947)年12月、文部省内に設置された大学設置委員会もまた、上述の大学基準(最低基準、単位制度、一般教育科目、単位認定に教授会の議を尊重するなど)を翌昭和23年2月に採用して「大学設置基準」とし、新制大学の設置認可に関する具体的作業に入った。文部省諮問機関である大学設置委員会が民間専門団体である大学基準協会案を異議なくそのまま公的基準としたのは、大学は大学自身によって制定された基準に基づいて認可され、またこの基準に則り自主的かつ民主的向上を目指すべきであるという趣旨であり、昭和23年1月刊の文部省『日本における高等教育の再編成』においても、大学設置委員会が採用する大学設置の基準は、大学基準協会が定める基準を一典拠とし、これに補足訂正を加える、また委員の半数は大学基準協会から推薦すると明記された。初代委員長に大学基準協会長和田小六が就任したのも、そのことと無関係ではなかろう。近畿地区からは鳥養総長ら5名が代表となり、また専門委員として本学文・理・工・農学部から17名が選ばれ、新制大学の設置認可に関する実地調査を担当した。

新制大学の設置認可の具体的作業と並行して、大学設置委員会は大学関係の多くの設置基準や要項の作成に関係した。既に「大学基準」の採択の際、審査の実際に要する「大学基準運用要項」を制定したが、これを承けた4月の第4回総会から7月までの短期間に計7回に及ぶ常任委員会を開催して、「旧制学校の新制大学への切替について」「医学及び歯学の新制大学の審査について」「大学設置委員会審査に関する申合」「学芸大学の形態」等々の13項目を決定している。昭和24(1949)年8月の「短期大学設置基準」や昭和25(1950)年8月の「短期大学通信教育基準」、昭和27(1952)年10月の「大学院設置審査基準要項」や「学位に関する要項」などもその例外ではなく、大学設置委員会は大学基準協会とともに高等教育改革に関する中心的な存在であった。なお、昭和25年8月、この委員会は大学設置審議会と改称され、今日に及んでいる⁽³⁾。

3. 大学の管理・運営をめぐる諸問題

昭和21(1946)年4月の教育使節団報告書は、大学管理の原則として高等教育の自由回復の要請、そのための官僚統制の排除を主張したが、具体的な提言は何もなく、これについてのGHQ側の意思表示は、昭和22年11月にCIEが示した新制国立大学の管理方式に関する改革プランが最も早い。国立大学を10校に制限するとともに、国立の大学・高等学校・専門学校行政の一部地方委譲という構想であるが、これは教育行政の地方分譲を大義名分としながら、実は大学行政の大部分を地方自治体の管轄に移す案であったから、一斉に反対意見が沸騰した。教育刷新委員会や大学基準協会は早くも翌12月、教育行政の地方分権および大学に対する官僚統制の排除には賛成であるが、発足間もない地方教育委員会に大学を維持・運営する行政的・財政的能力はほとんど期待できず、地方政治ボスの影響力に左右されやすい、また日本の高等教育機関は地方的な基盤や要請によるものでなく、全国的性格を持って設立され、発達してきたなどという観点から反対した。昭和23(1948)年1月には医学視学委員会もまた「国立医科大学地方委譲実施に対する決議」を行っているが、これは国立総合大学を除く医科大学や医学専門学校などの地方委譲に反対したものである。

昭和23年7月、CIEは“Outline of Proposed Law Governing Universities”なる覚書を文部省に提示した。先の地方委譲案の代案として、地方自治体代表を大学の内部管理機関に参加させるために、アメリカの州立大学の理事会方式に倣った管理委員会(国家代表3、府県代表3、同窓会代表3、教授代表3、学長1)を導入しようとするものであり、大学管理へのレイマン(素人)の参加に特色が見られるが、従来教授会自治方式とは真っ向から対立するものであった。10月14日の国立大学総長会議へ文部省より提出された「大学法試案要綱」がそれであるが、鳥養総長のメモによれば、英文草稿はかなり以前に示されており、それなりの説明を受けていたようだ⁽⁴⁾。1カ月後の11月20日に早くも見解をまとめた対案を明らかにしたのは、そのことと

第1節 戦後教育改革と京都大学

無関係ではなからう。時を同じくして教育刷新委員会案や東京大学・新大学制度実施準備委員会案、全日本学生自治会総連合会案、また昭和24(1949)年2月には日本教職員組合案や日本学術会議案なども発表されており、いかにこの試案要綱が当時の教育界に波紋を巻き起こしたかが分かる。

この間、昭和24年1月には「教育公務員特例法」が成立し、大学の管理機関として、①協議会、②評議会、③教授会の3者を認めたが、これで問題が解決したわけではない。というのは、これらはいずれも暫定的な制度にすぎず、特例法はもともと管理機関についてはすべて付則を設けて読み替える、つまり近い将来の単独立法を予定していたからである。事実、昭和24年11月には「大学管理法に対する国立大学長会の見解」が公にされたが、これは新制国立大学60余校の参加を見た同年9月の学長会議で、先の総長会議案に「更に検討を加へて修補し、その総意によって決定したもの」(「関係文書」)であり、発足間もない新制国立大学側の最大公約数的な意思表示と見てよいだろう。

試案要綱のいう全国的中央機関としての「中央審議会」に相当する「国立大学管理委員会」(教育刷新委員会案では国立大学教育委員会)は、構成や権限などの面で中央審議会とさしたる違いはないが、問題は各大学に設置される「審議会」(同じく商議会)であり、決定機関としての「管理委員会」と異なり、大学の運営全般にわたり審議して勧告や助言は行うが、決定権は持たないものとされた。構成面でも一般代表・教授代表・学長の3者とし、なかんずく民意を反映するための一般代表は、学長が評議会または教授会の議を経て推薦する候補者の中から国立大学管理委員会が決定することとなっており、官僚統制はもとより、学外勢力の不当な介入の排除に苦心の跡がうかがわれる。大学の自治は教授・職員・学生3者の自治であるべしという日教組や全学連などの主張は、当然のことながら、ここで陽の目を見ることはなかった。

法案反対の全国的な広がりを見た文部省は、国会上程をいったん諦め、改めて昭和24年9月に「国立大学管理法草案起草協議会設置要綱」を制定した。

第6章 京都大学の設立と拡充

この協議会は日教組や私学総連をも含めた諸団体の代表を網羅し、そこでの審議経過は昭和25(1950)年2月の第1次案、10月の第2次案、12月の第3次案などといったかたちで、すべて一般に公開されており、従前の諮問機関などのいわば括弧付きの情報開示に比べれば著しく民主的であったが、起草の中心が鳥養総長らの旧制大学関係者であったこともあり、審議内容はしだいに微温的かつ退嬰的なものとなった。事実、昭和26(1951)年3月第10国会へ上程された管理法案には批判や反対意見が相次ぎ決議に至らず、第11および第12国会へ継続されたが、結局審議未了のまま廃案となった。

第2項 新制京都大学の発足

1. 認可申請から開校まで

昭和22(1947)年12月、文部省内に発足した大学設置委員会が大学基準協会案を正式に採択して大学基準とし、また翌昭和23(1948)年2月7日、その運用のための大学基準運用要項を作成したことから分かるように、新制大学の審査、設置認可に関する作業は昭和23年度に入ってようやく軌道に乗ったとって過言ではないが、国立大学、特に総合大学の場合は新旧の移行や昇格をクリアするだけでなく、附置諸機関の取り扱いや旧制諸学校の統・廃合をめぐる様々の問題を抱えており、比較的問題の少なかった公・私立の大学などに比べて新制転換、すなわち設置認可に向けての準備がかなり出遅れた。京都大学の場合もその例外ではない。

もっとも、この時点ではまだ、旧制高等教育機関の新制移行の原則については必ずしも明らかでない。CIEのいわゆる11原則、「日本の国立大学編成の(再考せられたる)原則」の提示は、おそらく昭和23年5月前後と思われるが、これを承けるかたちで6月22日、文部省よりほぼ同内容の「新制国立大学実施要綱」が発表された。CIE原案の「各都道府県に少なくとも国立総合大学一校が設立されるべきこと」が「一府県一大学の実現を図る」となり、また「各都道府県の一つの大学に於ては文理科(リベラルアーツ)と教育科(エ

第1節 戦後教育改革と京都大学

ジュケーション)の学部が別個に組織されるべきこと」「教師として必要な職能教育は、一つの中央の大学の教育学部で行われるべきである」が「各都道府県には、必ず教養及び教職に関する学部若しくは部をおく」となったように、ややトーン・ダウンした感は否めないが、それだけ実現可能な現実的方策であったともいえる。時を同じくして、本学から鳥養総長以下17名の教官が参加した⁽⁶⁾大学設置委員会では、4月20日の第4回総会以後、7月までに計7回の常任委員会を開催して、「旧制学校の新制大学^(ママ)への切替えについて」に見られるような13項目の成案を得ており、その一部が昭和23年5月、文部省より各大学へ「国立新制大学切替え措置要領(案)」「新制大学設置認可に関する基本要項(案)」「大学設置認可申請書記載様式」などの送付となり、翌6月にはこれらを確定した。

京都大学の認可申請のための作業が何時、どのようなかたちで始められたのか、その経緯は必ずしも明らかでないが、昭和23年4月頃には既に「学部学科、研究所等大学の組織計画」や「講座組織計画案」を作成しており、かなり早い時期に始動したことが分かる。総長鳥養利三郎は日本教育家の委員会以来、中央レベルの主要な委員会にほとんどすべて関係して高等教育改革に関する高度かつ精密な情報を最も早く知り得る立場にあり、また前年3月にスタートした大学設立基準設定近畿地区委員会には常時6名の各学部代表が参加して、新制大学のあり方、進むべき方向を精力的に模索しつつあったから、認可申請の作業を進める人材には事欠かなかった。おそらく鳥養総長の指導の下に、近畿地区委員会に関係した人びとが中心になって作業グループを構成したものであろう。

京都大学から文部省へ提出された認可申請書は、7月30日付の第1回分と9月初めのものと目される第2回分の2種類がある。京都大学の目的・使命について、「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、学問の自由を尊重し、深く専門の学芸を教授研究して民主的文化的国家の建設に寄与し、かねて真理と正義を愛し、勤労と責任を重んじて世界の平和と人類の福祉に貢献する人材の育成を期する」(『新制大学設置関係書類』第2冊)というのは、「教育基

第6章 京都大学の設立と拡充

本法」の前文および第1条、それに「学校教育法」第52条の文言を取捨して文章化したものであり、その意味ではまったく新味がない。東京大学の場合も似たりよったりの文言を連ねており、予め情報交換したのかもしれない。なお、この部分は2つの申請書とも変わらない。

校地や蔵書など施設面の諸項目は、いずれも第2回目の申請書が前回をかなり下回っている。当初は概数を示し、再度調査して正確な数字を報告したものである。校地は国内外を合わせて3億5,339万1,239坪余となっているが、うち外地所在のもの、元朝鮮、台湾、樺太演習林が3億4,567万6,588坪余りもある。当然のように、敗戦ですべての植民地を喪失したのだから、厳密には本学の総坪数は、内地分の771万4,650坪余りのみとなる。図書・標本・機械器具には併合予定の第三高等学校分を含むと注記されており、例えば図書は、総計169万9,087冊(和漢書86万9,818冊、洋書82万9,269冊)を数えている。

前後2回の申請書の中ではっきり異なるのは、学部学科の組織である。「最初申請の分」と頭書された京都大学設置要項には、法・医・工・文・理・経済・農の7学部しかなく、教養部や教育学部は見当たらないが、第2回目の申請書では、「本学は教養部及び法学、医学、工学、文学、理学、経済学、農学、教育学の8学部を以て構成する」(同前書)とある。昭和24(1949)年度以降設置予定の部局および講座の中に教養部81講座、教育学部20講座などとあり、うち教養部については昭和24年度6割、昭和25(1950)年度4割、また旧制より新制へ移行予定の専門講座については昭和25年度3割、昭和26(1951)年度4割、昭和27(1952)年度3割の順序で実施するとされた。

最初の申請で教養部が欠落したのは、「できうる限りその所在地の高等学校、専門学校等と合併して一般教養の教育を確保する」という「国立新制大学切替え措置要領(案)」の送付、およびその確定が書類提出の直前まで遅れたためであろう。既に第三高等学校との合併が決まり、教養学部案を模索しつつあったが、姫路高等学校をこれにプラスする議論もあり、具体的な構想を立てにくかったことも無視できない。一方、教育学部の新設は最終段階で

突然浮上してきたものであり、時間的に到底間に合わなかった。CIEのいわゆる11原則は既に教育学部に言及しているが、これが京都大学などの総合大学内の新学部構想として取り上げられたのは、昭和23(1948)年7月17日の国立大学総長会議の席上であり、寝耳に水の大学側が一斉に反発し、激論を交わした経緯がある。結局はCIEの強硬姿勢に押し切られたかたちのいわば妥協の産物的な学部の新設であり、僅か1、2カ月の短期間に慌ただしく作業を終え、なんとか9月の申請に漕ぎ付けたものである。なお、附置学校や研究所、諸施設などについては、2つの申請書の間に相違がない。

2回目の申請書を提出した9月末頃から、大学設置委員会の現地視察が6つの審査会に分かれて始まったが、京都大学、および第三高等学校に対する視察は、11月8日と9日の両日に行われた。海外の校地等のすべてを失い、戦前の2.2%の規模となっていた本学に、「大学基準」を満足させる施設や設備があったわけではないが、戦災を被った他校に比べれば、まだむしろ恵まれていた方であり、この点はほとんどフリー・パスした。問題は新旧の転換に伴う講座や教官の配置が必ずしもスムーズに運ばず、なかんずく新設予定の教養部と教育学部において教官人事が遅れたことである。

「新制大学の審査内規(案)」や「審査標準及びその方法(案)」に示された教員の資格についての申し合わせは、高専以上の学校で3年以上の教育経験、および著書論文はなくても専攻学科や教授上の知識識見があればよいという、比較的緩やかなものであったが、いずれもまったく未経験の事柄であり、現に教養部で人文・社会・自然科学系の3分野にわたる人材を求めることは容易でなかった。主体となるはずの第三高等学校に、例えば「法制経済」はあるものの、政治学や経済学などの科目を設置したことがなく、担当教官のすべてを外部に求めなければならなかったからである。事情は旧制時代に学科や講座程度しかなく、専門の研究者が絶対的に不足していた教育学部の場合にも同様であり、いずれも教官候補者の資格審査をめぐる何度も交渉を重ねている。教授から助教授への降格、場合によっては差し替えもあったが、多くは学力不足というより専門が異なる、つまり科目不適合が原因

第6章 京都大学の設立と拡充

であったようである。因みに、教養部では完成年度の定員343名のうち初年度の申請132名(選考中17名)、合格128名となっているが、教授3名、助教授10名は反証提出したので合格者に含めたとわざわざ断っている。この間、不合格者に関する反証、あるいは新しい候補者の書類提出が翌昭和24(1949)年2月まで延ばされており、いかに人事面で難航したかが分かる。

昭和24年5月31日、大学設置委員会の答申について文部省より通達があった。教養部、および新設の教育学部を含む8学部の設置が認可されたが、備考欄に、①予科的性格を有する教養部の設置は不可、②教育学部の講座を整理することが望ましい、③医学部については別途申請により審査する、という3項目が付されていた。全国的に見られた旧制高校を安易に予科課程にスライドさせる傾向にはっきりと釘を刺し、また一挙に経済学部並みの20講座、教官80名を要求した教育学部案の縮小を求めたものである。医学部の場合は申請書通り医学・薬学・歯学の3学科を置くことを認められたが、プラス2年、すなわち4年制の専門課程を持つ医学・歯学科については、別途に各々視学委員会を設けて2年後の実施を目処に作業に入ることになっており、初年度は薬学科のみでスタートした。6月初旬に予定された入試直前の通達であり、いかにも泥縄式の感を免れないが、いずれも今後の努力目標であったことは間違いない。

2. 門戸開放——入学資格の拡大

敗戦により陸海軍や植民地関係の諸学校の廃止を余儀なくされた文部省は、これらの学校に在学中の学生・生徒の受け入れに着手した。昭和20(1945)年8月28日には早くも「陸海軍諸学校出身者及在学者等措置要綱」を閣議決定しており、11月16日までに高校や大学への転入に関する計10回の通達を出したが、いずれも臨時の定員外扱い、つまり学科試験なしで転入させるというものであった。法・経・文3学部の有志学生よりなる自由主義研究会が、軍学徒の入学絶対反対をアピールしたのはこのためであるが、学園の軍国主義化を怖れるCIEの強力な指導もあり、昭和21(1946)年2月の通達

では、軍学校関係者の入学を定員の1割以内とすることとした。この規定はやがて第三高等学校にも適用される⁽⁶⁾。

植民地諸学校からの引揚者の受け入れについても、9月頃からたびたび有望があったが、軍学校のような制限枠はない。当初は軍学校と同じく口頭試問のみとしたが、翌昭和21年8月の通達では学科試験をプラスできることになった。本学では9月中旬、7学部すべてがこの転入試験を実施したが、理・工・農3学部は学科試験を行い、その他は口頭試問のみで選考している。なお、軍学校のみを対象にした転入試験は結局行われなかった。

入学試験に関する大学側の姿勢は、昭和21年2月の帝国大学総長会議の申し合わせ、①文系と理系の比率を逆転させる——官立の戦前45：55、戦中10：90を35：65とし、官立と私立は40：60の比率とする、②軍学校入学者を1割程度とする、③女子志願者に配慮するが、受験資格は文部省指定校に限る、④文系の総合入学制度を廃止し、東京大学1校への集中を避ける、⑤定員割れでも試験を実施して学力水準を維持する、などに明らかである。同月21日に発表された「昭和21年度大学入学者選抜要項」もこのとき議題に上ったらしく、初めて旧制高校のほかに男女専門学校本科、高等女学校高等科、男女高等師範学校、修業年限3年以上の臨時教員養成所・実業学校教員養成所、師範学校本科・専攻科、そしてまた同レベルの軍関係や外地の諸学校の卒業生にも受験資格が与えられた。明治以来の受験制度を一挙に覆す大改革であり、この会議に出席した鳥養総長が、「入学資格撤去、年令、性別、学歴ヲ問ハズ入試」(「関係文書」と、いささか自嘲気味に記したのも分からないではない。

当然のことながら、4月15日に実施された入試の結果も大きく変わった。例年は募集定員の半数にも達しない文学部が3倍半強の受験者714名を集めたのは、「専門学校出身者が四割、高師出身が之に次」(『学園新聞』昭和21年5月1日付)いだためである。経済学部志願者の過半が専門学校出身、また理学部が専門学校、軍学校、高校の順で合格者を出したように、この傾向は全学的に見られた。法学部のごときは、合格者234名中の115名を軍学校出身

第6章 京都大学の設立と拡充

者が占め、早くも総定員の1割に達したため、次年度からの募集停止を余儀なくされている。女子は文学部の56名を筆頭に総計74名の志願者があり、17名(文12、理2、法1、経済1、農1)の合格者を出した。CIEの作成した英文報告書を見ると、合格最低点を上回るのは文学部の12名(うち6名は平均点以上)と理学部の1名(平均点以上)のみであり、その他は評価欄を空白とするか、“Higher”という表現で代えており、特別枠的な扱いを加味した選考であったらしい⁷⁾。

ところで、昭和24(1949)年度発足を目指した新制大学の入学試験はどのようにして行われたのだろうか。入学資格は「学校教育法」第56条、「同施行規則」第69条などをベースにしており、旧制諸学校(専門学校卒、旧制高校1年修了、これに準ずる有資格者)のほかにも新制高校卒業生や同卒業資格認定者に付与された。このほか、旧制高校2年修了者は校長の許可があれば在学のまま受験可、また旧制中学卒の場合は新制大学入学資格検定試験の合格者に限るという規定もあった。受験の機会を増やすために前後2回の入試を実施する、いわゆる1期、2期校制度ができたが、本学は東京大学とともに1期31校に属した。

試験科目は全学共通であり、昭和22(1947)年度から始まった進学適性検査のほかに国語、数学、社会、理科、外国語の5教科より各1科目、計5科目を選択した(昭和27年度より数学、社会、理科は各2科目を選び、計8科目となる)。文系・理系別の出題はまだなく、医学部の理科400点を除けば、5科目とも各200点、進適の120点を合わせて総計1,120点の配点であった。なお、進適は募集人員を5倍以内に制限するために使われたが、各学部ごとでなく受験者の総数で判定しており、人数制限が実施されたことは1度もない。

新制京都大学の第1回入試は、時期外れの昭和24年6月8日と9日の両日に行われた。設置認可の遅れもさることながら、第5国会での「国立学校設置法」の可決・成立が5月下旬にズレ込んだことが決定的な理由である。公平を期すために、多数の受験生を擁した三高の教官を出題や採点など一切の入試業務から外したが、合格者1,529名の内訳を見ると、旧制諸学校卒1,119

第1節 戦後教育改革と京都大学

名(73.2%)、新制高校卒383名・同資格認定27名(26.8%)というように、旧制がやはり圧倒的多数を占めた。合格率も旧制は受験者2,506名中の44.7%(うち旧制高校は57.1%)であり、新制の26.2%を大きく上回っている。旧制入試に失敗したり、また来春に受験可能な旧制高校・専門学校3年生の慎重組が応募したことが、こうした結果を生んだものらしい。新入生の年齢が最高25歳に達し、また20歳と21歳が最も多かったのも、そのことと無関係ではなからう。

昭和21(1946)年度の第1期生以来、低迷を続けた女子入学者は新制の場合も例外ではなく、合格者は18名(理7、文6、法2、医2、農1)、全体の1%強にすぎない。旧制卒業生主体の入試となり、応募者が全学で僅かに63名しかなかったことがおそらく影響していたと思われる。

7月7日に新入生1,529名の入学式が行われたが、授業は夏休みを終えた9月に入ってからである。宇治校舎はまだなく、差しあたり吉田校舎で9月8日始業式を行い、12日に開講した。第三高等学校が附置学校として現に3年生414名を収容していたから、吉田キャンパスでは角帽を被った新制大学生と白線を頭に頂く旧制高校生が入り交じる奇妙な光景が出現した。なお、宇治分校の開設は昭和25(1950)年5月1日であり、新入生1,531名を受け入れた。この後しばらく宇治1回生、吉田2回生の時代が続く。

新旧両制度の交替に伴い、全国2万名と見込まれたいわゆる白線浪人の救済問題が浮上した。昭和25年3月に実施された旧制最後の入試が、募集定員を軒並み増やしたのはそのためである。本学でも2割増しの1,807名の新入生を迎えたが、なお1万名近い浪人生が残されたから、その救済のための臨時編入試が計画された。昭和26(1951)年1月に全国一斉、共通問題で行われた試験がそれである。旧制高校卒か検定合格の浪人生のみを対象にしたものであり、新制2年へ編入して3年間で卒業とされたから、新制大学生でありながら、実質は旧制扱いである。本学では、医学部と教育学部を除く6学部が計370名を受け入れたが、新制2回生編入の原則は必ずしも守られず、理学部や農学部のように3回生へ編入するもの、また経済学部のように旧制臨

第6章 京都大学の設立と拡充

時編入生として扱うものなどがあり、修業年限や単位認定など様々の面で問題を残した。当初予定された特別学級編成も、結局実施されなかったようである。

3. 難産した教養課程

昭和21(1946)年2月発足の日本教育家の委員会で浮上した高等学校制度の廃止は、CIEの強力な内面指導の下にしだいに現実化していったが、これをどのようなかたちで再生するかについて必ずしも確たる処方箋があったわけではない。現に教育刷新委員会などの議論は、昭和22(1947)年3月の「学校教育法」の制定・公布後も続けられた。

旧制高校の存続不可の状況下で大学側が考えたのは、これを合併して一般教養課程とすることであるが、高校サイドがこの構想を直ちに受け入れたわけではない。昭和22年4月に第三高等学校内に設置された学制改革研究委員会は、①短大創立、②新制大学創立(官立第1、公立第2、私立も可)、③新制高校のモデル・スクールとして国立学校となり、全国から生徒募集する、④京大と合併する、などいくつかの選択肢をめぐって論議を重ねていた。教育刷新委員会のメンバーでもあった落合校長(もと文学部教授)の「六三三四なんて、アメリカの極く一部の州がやっている方式なんだ。私立大学の連中がGHQの尻馬に乗りよつて」(久米直之回想、『会報』38号、1970年)という発言は、苦悩する旧制高校側の率直な反応であろう。一時は新制高校への衣替えを真剣に考えたいが、国立を不可とするCIEの反対で立ち消えとなった。

京大側が合併について打診したのが昭和22年12月頃であるが、これが両者の正式合意となったのは、翌昭和23(1948)年2月である。この間、教育刷新委員会で天野貞祐らの提案した2年制前期大学構想が否決されたことが決定的であった。3月には京大、三高代表からなる合同委員会が発足したが、総長以下各学部長、事務局長、会計課長に対して、三高教授5名が加わるというメンバー構成から見て、大学側主導の色彩はやはり否めない。

第1節 戦後教育改革と京都大学

間もなく成案を見た「学部学科、研究所等大学の組織計画」は、一般教養コースと専門コース各2年に分け、一般教養科目を課するために第三高等学校を併合して独立の部局、すなわち教養学部(仮称)とし、人文・社会・自然科学の3系列を法・経・文コース(第1部)、理・工コース(第2部)、農・医(薬学)コース(第3部)に分かれて履修させることとした。研究・教育上のシステムについては、「現在の専門学科講座と新に設けらるべき一般教養講座とを総合して新に学問体系による講座を組織する」(『新制大学設置関係書類』第5冊)方針を決め、標準型、充実型、現在組織型、その改編型などという様々な案が考えられたが、この時点では単なる構想、将来計画以上を出していない。

一般教養課程を履修する場合、語学や体育のような予科的なものを1、2年で修得することには大して異論がなかったが、これらを含めた全教養課程を前期2年で済ますか、それとも4学年を通じてゆっくり学ぶのかについては議論があった。本学では後者、CIE原案にかなり近い方向を選んでいるが、簡単にこの結論にたどりついたわけではない。三高側は独立部局化に必ずしもこだわらず、当初はむしろ全教官がいずれかの学部にも所属して教養部に出講というかたちをとる、いわゆる縦割り制を主張したが、鳥養総長ら大学側ははじめ在学4年を2分して前期2年を教養課程に当てる、いわゆる横割り制に近い考え方をしたようである。縦割りに横割りをプラスした独特の分校方式、すなわち基盤の目制が採用されたのは、こうした経緯からである。その際、独立部局としての教養学部案が消滅して分校となったのは、「国立新制大学の編成について」(同前書)が、「一般教養課程をもって学部を編成することはできない」という原則の下に、「本部又は学部の外は分校として組織する」としたからである。

昭和23(1948)年9月現在の第三高等学校の教官は61名(教授42、助教授3、講師2、非常勤講師14)であり、新学制移行後は一般教養の授業と旧制三高の授業を担当する者に各々分かれるはずであったが、1、2回生を合わせて3,000名以上を迎える教養課程のスタッフとしては絶対的に不足した。教室

第6章 京都大学の設立と拡充

新設など8,000万円を計上した教養部関係の概算要求書に教官423名(教授82、助教授147、助手194)と算定されたのはそのためであるが、最終的な教官定員は343名(教授60、助教授100、講師96、助手87)となり、初年度、すなわち昭和24(1949)年8月31日の発令では専任54名、非常勤138名(学内134、学外4)、計192名でスタートした。非常勤、それも学内からの出講が圧倒的に多かったのは、専任教官の不足を授業担当というかたちの全学的な協力体制で何とか補ったからである。この後、若干の増減があったが、12月1日現在の専任、および授業担当者の内訳は表1-6-1、表1-6-2のようになる。

旧制三高時代には、最大でも1,000名前後の生徒しか収容したことのない吉田キャンパスの狭隘さは歴然としており、新しい校地の取得が必要であった。陸軍宇治火薬庫跡の転用は、昭和23(1948)年1月の三高併合の発表時に明らかにされているが、この間、姫路高校や松江高校、大阪外事専門学校、京都工業専門学校、府立第一高等女学校などから合同の申し入れがあり、

表1-6-1 専任教官の旧所属

	三高	学内	他大学	その他	計
	人	人	人	人	人
教授	8	5	3	1	17
助教授	8	8	11	1	28
講師		3	1		4
不明		2		2	4
計	16	18	15	4	53

注1 「教官(新制)名簿」により作成。

2 その他の2名は学内事務官。

3 不明1名を除く。

表1-6-2 授業担当者の所属部局

	人文	社会	自然	体育	計
	人	人	人	人	人
三高	10	1	12	1	24
文学部	5	1			6
法学部		8			8
経済学部		4			4
理学部			63		63
工学部			14		14
農学部			11		11
医学部				1	1
人文研	1				1
その他	1		1	10	12
計	17	14	101	12	144

注1 「授業担当者名簿」により作成。

2 その他の1名は学内事務官、また体育は実技指導12名を含む。

3 理学部教官の内訳は教授21、助教授11、講師13、助手17、その他1。

第1節 戦後教育改革と京都大学

桂の三菱工場跡や舞鶴の海軍用地跡などとともに、様々な候補地が一時考えられたらしい。統合問題が浮上したのは、1府県1国立大学案を打ち出したCIEが、国立総合大学側に可能なかぎり管下の国・公立諸学校の吸収・合併を要望したためである。本学の場合、京都府立医科大学や京都工専、京都師範学校との統合を示唆されたが、府立医大にはそれなりの歴史と伝統があるから難しい、工専は工学部の1教室ならば統合可、師範は学力レベルから論外、などという理由でいずれも拒絶した⁽⁸⁾。これとは別に相次いだ合同申し入れの中で、本学が興味を示したのは姫路高校である。三高とともに独立の部局とし、「旧制高等学校の精神を青年期の学修時代に経験させる」(「関係文書」)ことを狙ったものであり、東大の浦和高校や東北大の山形高校合併案と軌を一にする。昭和23年5月頃にはまだ統合が議されているが、結局は11原則の他府県にまたがって分校を持つことを禁ずる1項が障害になり、実現に至らなかった。

昭和24(1949)年6月には京都大学宇治分校が評議会決定となったが、これが開校されたのは、第2期生が入学した翌昭和25(1950)年5月1日である。一面茶畑を望む旧陸軍火薬庫跡に急造されたバラック風の学舎にスクール・バスで掛け持ち授業を強いられたこともあり、早くから2つのキャンパスの統合が問題になった。旧制高等学校の教育精神を独立した分校で継承しようとした鳥養総長は、ノース・カロライナ大学方式を模したという宇治学園都市構想を打ち出しており、吉田分校の跡地は一時グラウンドにして大学施設全体の再編成に活用しようとしたが、神楽岡の地に愛着を持つ旧三高教官らの抵抗もあって実現していない。この間、拡張予定の宇治5万坪が警察予備隊駐屯地として収用されたことも、反対運動に拍車を掛けた。瀧川幸辰総長時代の昭和29(1954)年9月には法・工2学部の教養課程を一括して宇治へ移す案が浮上したが、この種の分割統合なるものは将来全学の教養課程を宇治へ集める布石であるとの声が強く、学内の大方の賛成を得られなかった。なお宇治分校の廃止、吉田への統合は7年後の昭和36(1961)年5月に実現する。狭い吉田キャンパスに5,000名以上の学生がひしめく独特の学園風景は

第6章 京都大学の設立と拡充

このときに始まったものである。

ところで、一般教養課程を教養部でなく、分校と称したのはなぜだろうか。最も早い時期、まだ独立の部局として計画されていた頃は一貫して教養学部であり、この間、教養講座や教養学級なる名称も散見されるが、2つの申請書にはいずれも教養部とある。文部省からの通達、例えば「国立新制大学の編成について」には一般教養部(仮称)や分校とあり、必ずしも分校以外の選択肢がなかったわけではない。教養部としての設置認可にもかかわらず、敢えて分校としたのは、おそらく旧制高校精神の継承に熱心な鳥養総長の意思が働いたと思われる。なお、昭和29年3月に教養部規程を制定して、分校を教養部と改称したが、これはあくまで学内措置にすぎず、法制上はまだ分校のままであった。教養部の官制化は昭和38(1963)年4月であり、これに伴い、分校審議会時代の教授会や教官会議を受け継いだ教養部教授会が初めて正規の最高決定機関となった。

4. 教育学部の新設

昭和21(1946)年4月のアメリカ教育使節団報告は、教員養成は大学の任務であることを明らかにし、また日本教育家の委員会やこれを承けた教育刷新委員会も、師範学校の大学昇格を前提にした改革案を議したが、国立総合大学における教育学部の創設については何も言及しなかった。昭和22(1947)年5月の大学設立基準設定協議会近畿地区委員会は、文学部門の報告として教育学の文学部からの独立を認めており、また翌6月開催の全国協議会も、「大学設立に関する要項案」で大学の学部名としての教育学を採択した。間もなく成案を見た「大学基準」、のちの「大学設置基準」が法学など8つの学部が続けて、「その他学部として適当な規模内容があると認められたもの」という1項を設けたのは、そうした議論を積極的に踏まえたものであろう。もともと、この時点ではまだ、国立総合大学の教育学部新設は何も具体化していない。

昭和23(1948)年5月前後の手交と思われるCIEの11原則は、「一つの中央

の大学の教育学部」設置をいい、これが6月27日の「新制国立大学実施要綱」では、「各都道府県には、必ず教養及び教職に関する学部若しくは部をおく」と抽象化されて公表されたが、CIE側は先の要求を7月17日の国立大学総長会議の席上で改めて主張した。管下の師範や青年師範学校の吸収・合併が前提になっていたから、大学側は一斉に反対した。学部新設に原則的に賛成するが、時期尚早を理由に異議を唱えたものであり、現に鳥養総長は、合併不可の理由として、①京都府下の教員養成の一定数確保の責任は持てない、②生徒の程度が異なり相互に摩擦が生ずる、③入学基準が異なる、④量の教育は従来の学部教育や学問の本質に反する、⑤新制切換えに多忙で余裕がない、などを列挙している。いささかこじつけ的な論理といわざるを得ないが、これはおそらく、師範を含めた従前の教育学研究に対する大学側の根強い不信感であろう。「あんな低級な学校は入れん」（『鳥養利三郎氏に聞く』33頁）というのちの述懐が、その辺の事情を雄弁に物語ってくれる。

CIE側の強硬姿勢に猛反発した大学側の結論は、調整役に廻った文部省側の意図とは裏腹に、教育学部を新制大学の発足に間に合わせるというものであった。鳥養総長もまたこの席上で、師範合併を抜きにした、したがって教員養成でなく教育学研究を目指す、「全国的ノ leaderヲ養成スル」方針を明らかにした。その際、管下全体の教員養成および再教育に対する援助として、①ブロックの中心として現職教員の再教育に努める、②協定に基づき若干名を大学に受け入れる、③実験学校として利用する、④図書館の利用を認める、⑤教授の派遣や交換を行う、などを付け加えているが、いずれもおそらくCIE側の要求に応えたものであろう。

もと文学部の1講座、教育学教授法を出発点にした新学部の規模はどのようなものであったのだろうか。鳥養総長は体育を含めた7講座程度を考えていたらしいが、文学部案は教育学4、教育心理学3、教育社会学3、芸術教育学1、精神衛生学1の計12講座であり、その他、理学部の教育統計学講座のような各部局からの要求が相次ぎ、最終的には20講座に膨れ上がっている。9月の第2回申請に初めて登場する教育学部案——20講座、教授20名、

第6章 京都大学の設立と拡充

助教授20名、助手20名、講師(非常勤)20名、計80名、学生定員200名(実験学校など附属施設の要求はない)がそれであるが、設置認可の通達で整理を要求されたように、創設時には5分の1の4講座に縮小された。もっとも、昭和24(1949)年6月の入試は当初の計画通り50名の募集定員で実施した。応募者120名のうち、入学許可者15名、実に70%の定員割れとなったが、これは文学部の最低点に合わせたためであり、「入り易い文、教育学部」(『学園新聞』昭和24年8月1日付)などと報じられた。新制高校卒が過半を超える9名を数えたのは、全学合格者の73%強を旧制諸学校出身者が占めたのと対蹠的であるが、この辺はおそらく、教育学という新しい専門分野が一般に敬遠されたためであろう。なお、女子入学者はまだ1名もいない。

申請書作成の段階で「教育学部新設予算モ同時ニ提出スベキニ非ズヤ」(『新制大学設置関係書類』第1冊所収書類への書き込み)と注記されたように、教官定員などは一切予算化されておらず、すべて学内措置として各部局の予算をやり繰りして出発したものである。このため昭和25(1950)年5月、各学部長や事務局長、関連教官などで構成される教育学部整備委員会を設置して、建物の新設を含めた新しい学部づくりに着手している。学部用地として当初、吉田分校を宇治へ移した跡地が最有力視されたが、統合問題の紛糾もあって実現せず、その後、長期にわたり文学部教室、附属図書館、旧地球物理学教室、尊攘堂、法経新館などの一部転用で間に合わせた。昭和31(1956)年5月に完成した熊野学舎はまだ規模が小さく、昭和40(1965)年3月、現在地の新学舎に至り、ようやく従前の間借り生活に終止符を打ち、学部らしい体裁を整えることができた。この間、昭和29(1954)年度末には文・理学部教官4名の併任を解消している。

総長会議の席上で約束された教員養成および再教育への援助は、全学を対象にした教職課程の開設や現職教育・現職教員の再教育のための研修員制度の導入というかたちで実現したが、その他、CIE主導で始められたIFEL(Institute for Educational Leadership)、すなわち地方教育行政官や教職担当者、現場教師らに対する官製講習会や府県自治体主催の各種認定講習などへ

の協力も盛んに行われた。

5. 医学教育における試行錯誤

昭和21(1946)年4月に実施された戦後最初の入試では、医学科定員150名に対し167名の応募があったが、合格したのは僅か64名にすぎず、実に57%強の定員割れとなった。入学資格が大幅に拡大され、旧制高校以外の諸学校から多数受験し、学力不足を来したためらしい。一方、69名が応募した薬学科は、定員通り30名の入学を許可したが、薬学専門学校出身者が3分の2を占めており、やはりここでも旧制高校以外の卒業生の進出がめざましい。なお、女子の合格者は両学科ともなかった。

150名という大きな定員は、戦時体制下の軍医学膨張の名残りらしく、翌昭和22(1947)年には一挙に80名に減員された。募集定員を辛うじて超える低い競争率は、敗戦直後の混乱期に2年をプラスした計5年の医学部教育が敬遠されたように思われるが、翌年には一転して応募者が289名に増え、激しい競争となっており、正確なところは分からない。

医学教育もまた戦後の学制改革の対象外ではなく、現に昭和22年5月に発足した大学設立基準設定協議会近畿地区委員会には医学部門が設けられ、本学からも医学部長の木村廉や荻生規矩夫らが参加した。もっとも、発足当初からGHQに設けられた医学審議会の基準設定にすべて則ることを確認しており、委員会独自の議論は行っていない。

そのことを裏書きするように、昭和23(1948)年8月に通達された「医学及び歯学の新制大学の審査について」は、医学および歯学教育について戦後逸早く改革に取り組み、それぞれ視学委員会を設置して入学資格、修業年限、学科課程などの審査を行いつつあり、刷新された旧制大学は新制大学と同等的なものとして認められる、それゆえ、これらの大学を新制大学に切り替える場合には、形式的に1学部として認め、審査は2年後に実施すると述べた。これにより医学部、厳密には医学科の設置は昭和26(1951)年度からとなった。医学進学課程を持たない専門学部——医科大学としての医学部であり、その入

第6章 京都大学の設立と拡充

学資格は、昭和25(1950)年2月制定の医学部規程に「修業年限四年の大学において二年以上の課程を終了し、別に定める単位を取得したものとす」(『学報』号外、昭和25年3月1日付)とあるように、出身学部の如何を問わず、必要単位を取得したすべての人びとに与えられた。学内の8学部はもとより、他大学の学生にも門戸が開放されたわけであり、昭和25年5月に本学教務課が実施した1、2回生対象の調査によれば、文・教・法・経の文系学部を含む全学部に総計425名の進学希望者があった。間もなく自然系偏重の批判に應えるかたちで、物理・化学の単位数を減らして外国語の単位で換える、いわゆる新資格単位が発表されたのも、文系学部からの出願を容易にしたようである。いずれも旧制時代にはなかった新しい試みであり、昭和26年3月の医学部医学科の入試は、この方式で実施された。募集定員は20名をプラスした100名とやや広い門になっており、104名の合格者を出したが、その内訳は新制66名(京大51、他大学15)、旧制38名であり、様々な分野から有為の人材を集めるといふ当初の目論みは一応達成されている。

文・理系すべての学部から入学者を募るといふ新方式は、医学科への進学希望者を大量に抱える理系学部にとっては深刻な問題であり、また必ずしも医学教育にとってプラスとはいえないという批判が早くからあった。現に昭和26年10月の政令改正諮問委員会答申は、「現行の入学資格に関する特例措置は、徒らに学制を混乱せしめ、学生に対しても甚だしく無駄を生ぜしめるから、これを廃止すること」(『近代日本教育制度史料』第19巻、371頁)と述べているが、昭和28(1953)年4月の医学進学コースの設置はこれを承けたものであろう。定員50名、薬学科の40名と合わせて、医学部の募集人員は計90名となったが、これは2年後に進学する医学科、すなわち専門課程に必ずしも接続するものではなかった。昭和28年度の募集要項に、「将来医学部医学科へ進学を希望する者は、医学部医学科進学コースを選んで出願することが、所要単位の取得上最も便利である」(『昭和24年度以降<新制発足以降>入試募集要項綴』)とわざわざ注記したのはそのためであり、成績などの理由で進学できない場合には薬学科、他学部、もしくは他大学へ転出しなければならな

った。医学科定員の約半数を予め医学進学コースというかたちで確保しながら、一方でまた、他学部からの進学も可能にするという折衷的な方式であるが、早くも2年後の昭和30(1955)年4月には、専門課程へそのまま接続する医学進学課程の設置となり、新制大学発足以来の独自の教育方式に完全に終止符が打たれた。

第3項 新制大学院と学位

1. 大学院の目的・性格をめぐる議論

旧制時代の大学院には学位取得希望者や学問研究者が進学したが、そこに独自のカリキュラムが用意されていたわけではなく、院生たちは各自の研究テーマにふさわしい指導教官について最大5年間学んだ。彼らを受け入れた大学院は、独立の研究機関というより各学部付属する、そのいわば上部コースとして機能したのであり、大学機関を称しながら、実態の必ずしもはっきりしない存在であった。大学院問題に取り組んだ教育刷新委員会第5特別委員会の人びとはそうした曖昧なあり方に飽き足らず、この際大学院を大学本体から切り離し、独立の総合学術研究所たらしめようとした。新制大学の発足に伴う学問研究の低下を防ぎ、欧米並みの水準を目指すために不可欠の要件と考えられたのであるが、第一高等学校長天野貞祐らの東京・京都両帝大の大学院化構想に見られるように、その主体となるのは7帝国大学の大学院であったから、賛否両論が沸騰した。研究活動一本化を退け、研究と教育の両機能を組み合わせるところに大学院の価値があるという本学鳥養総長らの反対意見は、見方によっては現状維持、つまり旧制大学院に固執する立場であるが、同時にまた、一部少数大学の特権的な取り扱いを批判しながら6・3・3・4制の新しい学校体系との不整合性に言及しており、それなりの説得力があった。曲折はあったが、原案は結局総会の採択するところとならず、「学術の水準の向上をはかるために大学院を整備強化する」(『戦後日本の教育改革』9、1969年、291頁)と決議したにとどまるが、似たような主張は

第6章 京都大学の設立と拡充

その後もしばしば繰り返された。昭和23(1948)年7月の教育刷新委員会建議に見える旧制大学院に研究所を組み込んだかたちの、いわば折衷型の大学院構想などはその典型である。

大学院の目的や性格を、「教育および研究を職とするものはもちろん、社会の各方面において高等の学術を基礎として活動する人材を養成する」(同前書、294頁、以下同じ)と規定したのは、大学教師や研究者の養成だけでなく、専門職業に関する高度の技術訓練を熱心に主張した人びとに配慮したもののと思われるが、すぐ続けて、「大学院は大学教育の延長ではなく、前の意味での研究者の養成機関である」と述べており、研究機関もしくは研究者養成機関的性格への期待はこれまでと変わりがない。在学年限や単位制度についてほとんど何もいわず、また論文の提出と正規の試験によって授与される博士以外の中間学位に関する規定がなかったのも、従前の主張を受け継いだものであり、大学院は教育機関というより、研究所的なものという考え方が未だなお払拭されていない。

ところで、こうした中央での議論に当事者である大学人たちは、どのように反応したのだろうか。昭和22(1947)年5月に発足した大学設立基準設定協議会近畿地区委員会は、メンバー校15大学に対し大学制度一般に関するアンケート調査を行っているが、大学院については、「研究者の養成を目的とする(大阪大学理学部)」「特別ナ専門的部門ノ教授ヲ行フ機関タラシメルト同時ニ特殊問題ニ関スル個人的ナ研究指導ヲ行フ機関タラシメル(大阪大学工学部)」「一本建てとすべきである。職業的コースと独創的研究コースの二本建てとすべきではない…(中略)…二年間は両者同一コースとし、それ以上は独創的研究学生のみノドクターコースとする(同志社大学法経学部)」「二本建を可とする。即ち、一方、職業的教育を行ふと同時に、他方、専門的若くは自由的研究の機関とする(立命館大学)」「独創的研究をなすを本来の目的とし、尚之に職業研究を加味す(大阪理科大学)」「(『大学設置審議会関係綴 自昭和二十二年四月至昭和二十三年八月』、以下同じ)など、様々な意見が交錯した。京都大学自身の主張は、学内より寄せられた「専門に関する研究をなし単に

専門の職業教育を施すものでない(工学部)」「学問の蘊奥を究めるものとする(理学部)」「職業教育機関若しくは補完教育機関ではなく、専門学者の養成機関たることを主眼とする(経済学部)」「特に職業教育に重点をおく必要なし。学術の研究を主な目的とする(農学部)」などに集約されるように、大阪大学の2つの学部案にはほぼ同じであり、職業的教育にこだわる私学側と微妙な違いを見せている。

在学年限については2年制を採用したものが最も多く、大谷大学が3年制、また京大文学部が3年以上5年までとしているが、2年制とした場合も、京大理学部や大阪理工科大学のように在学の無期限延長を認める、また同志社大学法経学部のように2年を原則とするが、博士号の取得のためには少なくとも3年以上の在学を要する、つまり1年プラス・アルファをいうものなどがあつた。同志社大学本部案は中間学位に触れたほとんど唯一のものであり、講義を主として指導を加味するマスター・コース2年と、指導を主として講義を加味するドクター・コース1年を提唱している。修士という称号はまだ使われていないが、法経学部のいう小博士がこれに当たる。類似のものに、京大文学部が博士論文を提出しない卒業生に与えるとした格士号、また大阪理工科大学が2年在学者に与えるとした大学士号などがあるが、いずれも博士号取得の課程修了者を対象にしたものであり、厳密な意味での中間学位とは異なる。

大学院における講座の特設や専任教授の必要性については、概して文系が積極的であり、例えば本学文学部は学部講座の単なる延長と異なる、「講座の高次的総合(例へば学問の地域的・同質的・方法論的などの立場からの総合)」を主張したが、経済学部のように講座の設置に必ずしもこだわらず、既設の不完全講座の完全化によって対応しようとするものもあつた。理系は学部教育の延長を重視する観点から講座の特設にむしろ消極的であり、専任教授を不要としたものも少なくない。

2. 「大学院設置基準」の制定

大学院問題に関する本格的な取り組みは、昭和22(1947)年7月発足の大学基準協会において始められたが、当初からCIEの内面指導の影響を強く受けたこともあり、教育刷新委員会とは異なる審議経過をたどっている。CIE側の要求は、11月11日の基準委員会に示された博士号の取得条件に関する14項目が物語るように、日本側、特に教育刷新委員会内に根強くあった研究所案とはっきり一線を画するものであり、また中間学位の必要性についても言及している。これに先立つ9月30日の委員会で文部省側が、「従来の学位の外にMAに相当するものを作る」(『戦後日本の教育改革』9、299頁)ことを研究課題としたが、11月4日の委員会で早くも学位に3つの種別(バチェラー、マスター・オブ・アーツ、ドクター)を設けることを決定した。旧制度の学士と博士の中間に位置する第3の学位の登場であり、11月15日に採択された大学院基準案に見える「マスター級の学位(名称未定)」(同前書、300頁)がそれである。学位を取得するために研究科に2年以上在学し、24単位以上の履修と研究論文の提出を求められたが、名称は大学士、特学士、格士、秀士、院士、小博士などが列挙されたにすぎず、最終的に修士と決まったのは昭和23(1948)年10月のことである。この間、会員校の46大学に対する意見聴取を踏まえながら、在学年限や単位数などに関して何度も修正が繰り返された。

「大学院基準」は、昭和24(1949)年4月の総会において正式決定された。旧制大学院が各々の学部に対応した研究科の総合体であったのに対し、一個の研究科でも存立可能となり、また複数学部にまたがる研究科の設置を認めるなど、総じて弾力的な取り扱いとなった。多くの場合、修士と博士を取得する2つの課程が置かれたが、博士課程はもちろん、修士課程のみの大学院も認めており、また授与される学位名は学士の場合と同じく、研究科名、あるいはそれに準ずる名称とされた。「学部に於て一般教養と専門分野の基礎的教養を積んだ者が更に精深な学識を修め且つ研究能力を養うことを目的と

する」(同前書、303頁、以下同じ)と定められた修士課程では、1年以上の在学、専攻科目について30単位以上の履修、研究論文の提出を義務付けられ、少なくとも1外国語に通ずることを求められた。一方、博士課程の目的は「独創的研究によって従来 of 学術水準に新しい知見を加え文化の進展に寄与するとともに専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うこと」と規定されており、3年以上在学して50単位以上を取得し、研究論文の提出と最終試験の合格を必要とした。なお、外国語は2カ国語以上に通ずることを求められている。

昭和25(1950)年2月、大学設置審議会は前年に成立した大学院基準を正式に採択して「大学院設置基準」とした。昭和27(1952)年10月の「大学院設置審査基準要項」、および昭和29(1954)年7月の「医学・歯学関係大学院設置審査基準要項」は、いずれもこの基準を具体化したものであり、大学院の目的、構成、研究科の組織……など審査に関する諸項目を定めたが、博士課程を置く大学に論文提出による学位の審査権を認めたのは、従前の基準に見られない新しい点である。早くからあった私学や地方大学関係者の要望に応えたものであり、例えば同志社大学法経学部案に見える専攻科が、「小博士の学位を取り得ない。聴講を専らとする。然し学位論文を書くことによって博士号を取り得るやうにする」(前出『大学設置審議会関係綴』)と主張した類似である。医学・歯学関係の大学院は一般教育2年をプラスした6年制の学部に接続する関係上、4年制の博士課程のみで構成された。

昭和28(1953)年4月、「学位規則」が制定・公布された。前年10月に決議された大学設置審議会の「学位に関する要項」を踏まえたものであり、学位の種類、授与の要件、学位論文の公刊義務、論文博士などについて規定した。博士号を取得したものは、1年以内に学位論文の印刷・公表を義務付けられ(旧制度では6カ月以内)、また学位を称する場合には、授与された大学名を付するとした。なお、旧学位令による学位の取得については、経過措置として各学部の在学年限3年(医学・歯学部は4年)の最終卒業者が卒業年の初めから6年を経過した日(昭和36年3月31日を越えない)まで継続を認められ

第6章 京都大学の設立と拡充

た。

3. 京都大学大学院の発足

大学院問題に関する学内での本格的な検討は、昭和25年末に発表された京都大学大学院設置要綱試案がきっかけとなったが、昭和26(1951)年8月には早くも大学院制度委員会が「京都大学大学院に関する要項」を決定した。これにより大学院を各学部別に設け、修士コース2年以上、博士コース3年以上とし、修士コース1年は講義と単位を要する基本方針が決定されたが、かねてより専門課程の1年延長、すなわち5年制を主張してきた工学部のように、修士1年の実質的な振り替えを提案するものもあり、各研究科の性格や内容等についてはなお流動的であった。募集定員については、昭和27(1952)年9月に文部省より492名の内示があったが、大学院への進学を極力勧めていた工学部の場合は、学部定員の63%に当たる225名を要求しており、内示の140名をはるかにオーバーした。のみならず、教育の機会均等を図るという観点から文部省は、他大学や他学部からの入学者を一定数、最大半数まで確保することを求めており、5年制一貫教育を掲げる工学部の要求とは相当に距離があった。農学部が73名の内示に対して93名、また文学部が70名の内示に対して90名というかなり大きな数字を挙げたのは、文部省側のいわゆる門戸開放に配慮したものと思われるが、結果的にはいずれの要求も通らず、工学部の135名に見られるように、内示案を若干縮小した定員482名に落ち着いた。

昭和28(1953)年1月、認可申請書が提出され、3月26日に京都大学大学院の設置が正式に決まった。これに伴い、既設の8つの学部に見合う文学・教育学・法学・経済学・理学・薬学(医学部薬学科)・工学・農学の各研究科が出揃ったが、昭和26(1951)年度に発足した医学部医学科に対応する医学研究科のみは、2年後の昭和30(1955)年7月に設置された。4月下旬に実施された入試には定員の1.2倍の585名しか応募がなく、かなり広い門となったが、合格者は414名にとどまり、差し引き68名の定員割れを起こしている。これ

第1節 戦後教育改革と京都大学

はもともと応募者の少なかった文系の4研究科が、学力水準を保つため軒並み合格者を制限したことによる。理系では、理学と農学の2研究科がやはり定員割れとなったが、工学と薬学の2研究科の場合は定員をかなり上回る合格者を出している。例えば工学研究科は合格者155名のうち1次の書類選考で109名を決定したが、学部卒業予定の志願者137名から107名が合格したのに対し、他大学や他学部の志願者58名のうち合格者は僅か2名にすぎず、学部教育の実質2年延長とほとんど変わらない。なお、2次の学力試験は1次の不合格者を対象にしたものである。1次、すなわち内申書重視の選考方法から見て、各教室レベルで早くから学部学生への働き掛けが行われたことは、おそらく間違いない。まだ申請書類を準備中の昭和27年12月に、文部省学術局より「貴学農学部では新制大学院の学生募集を開始している趣であるが、予算その他に非常に支障があるので停止方手配して下さい」（『文部省令達通牒関係書類 自昭和十九年二月至同二十四年三月』）といった注意を受け、大学当局を慌てさせたことがあり、似たような動きが早くからあったのだろう。

昭和28年1月に設置された大学院審議会が3月末には早くも結論を出すという、ほとんど見切り発車的な経緯をたどった新制大学院には未解決の問題が山積みしていたが、やはり最大の問題は大学院独自の予算がまったくなかったことである。国立学校運営費に大学院という費目はなく、すべて大学予算の範囲内で賄われており、現に本学の文系では、物件費中の学生経費から学生1名につき3,900円見当を支出して諸経費に当てている。専任教官はもちろん、独自の研究設備や施設など何一つ用意することなく、職員や事務室関係の予算もまったくない、文字通りゼロからのスタートであった。「看板だけの新制大学院」（『学園新聞』昭和28年4月27日付）に何よりも早急な予算措置を求める声が挙がったのは、極めて当然のことであろう。

第4項 研究体制の再編・組織

1. 軍事科学の停止と総合研究体制

軍事科学に関するGHQの取り締まり政策は様々なかたちで始まったが、昭和20(1945)年11月には早くも航空関係の研究・教育が全面的に禁止となり、また造兵学科や火薬学科も廃止の対象となった。京都・大阪両帝国大学のサイクロトン破棄が指令されたのも、同じ頃である。昭和21(1946)年1月の文部省通達、「行政整理ニ関スル件」に「航空、造兵等学科廃止ニ伴フ減員ハ第一年度ハ別表ノ通夫々減員シ第二年度以降ニ付テ大学全体ノ講座ヲ再検討シ新設改組ノ学科講座ト睨合セ整理スルコト」(『文部省往復関係書類自昭和二十一年三月至同二十四年五月』)とあるように、行政整理の一環としてこの問題に対処することになり、年次計画を求められた。教官の配置換えや学生の転部や転学などに備えて、廃止に見合う対策を早急に講じる必要があり、したがってまた、可能なかぎり改組の方向で検討されている。工学部の航空学講座6、航空電気学講座2、医学部の航空医学講座1、理学部の航空物理学講座1、および文学部の日本精神史講座1の廃止がこのとき決まったが、一方でまた、臨時措置として応用物理学講座6、電気工学講座2、環境医学講座1、物理学講座1が設置された。もっとも、航空学科6講座を受け継いだ応用物理学科4講座を除くほかは間もなく廃止される。昭和21年3月には、経済学部でも東亜経済政策原論講座が経済政策講座に改組され、また日本経済理論講座が廃止された。経済学6講座が7講座に増えたのは、この廃止に伴う見返りと思われる。昭和22(1947)年7月、工学部応用物理学講座と文学部哲学哲学史講座が各々1講座を増設したのも、前年の廃止を補うものであろう。

相次ぐ指令や通達に学内で民主的な討議を重ねる余裕などなく、ほとんどは大学本部、それも総長と事務局長の2人が独断専行的に決したらしい。「(講座の)名称もかえる必要があるが、それぞれ関係学部を検討させる時日

がない。結局先生と私とが、一室に閉じこもって全部書きかえた」(鳥養利三郎『敗戦の痕』1963年、61頁)という元事務局長本田弘人の回想は決して誇張ではなく、航空学が応用物理学となり、また航空医学が環境医学にカンバンを掛け替えたのも、みなこうした密室の作業から生まれたものである。

このほか、戦時下に提出された科学研究費などの題目や内容もすべて書き替えの対象になっており、例えば文学部の共同研究、「大東亜戦争ノ由来、本質、遂行並ニ大東亜建設ノ理念ニ関スル哲学的研究」は「第二次世界大戦ノ認識及ビ国内刷新ノ問題」に急速改められ、研究題目の削除や代表者の一部差し替えなども行われている。「印度哲学ノ新解釈ノ問題」や「万葉集ノ後代ニ与ヘタル影響」といった当初の共通テーマにおよそ無関係な題目が登場したのも、そうした慌ただしい書き替え作業の結果らしい⁹⁾。

学科や講座の改廃と並行して進められたものに、総合研究体制の確立がある。この問題は戦後間もなく帝国大学総長会議で取り上げられており、東大など7帝大すべてに同様の計画があった。昭和20年11月29日に早くも京都帝国大学総合研究体制要項が発表されたが、実際に動き出したのは、翌年春以降である。その趣旨は、「従来各部割拠の弊風を打破し自然・人文両科学部門の研究力を結集して綜合大学の本領を發揮」(『学園新聞』昭和21年2月21日付)すると説明されたが、直接のきっかけは戦争末期に発足した緊急科学研究体制の存続であり、これを何とか平和的に転換しようとしたものである。

要項によれば、この研究体制は総長が総括し、総務・研究の2部で構成されたが、総務部は研究に関する企画連絡および学外諸機関との交渉を掌り、各学部長および化学・工学・人文科学・木材の各研究所長よりなる部員11名と幹事・書記若干名を置いた。一方、研究部は自然科学と人文科学の2部に分かれ、目下緊要な学術研究に取り組むためテーマ別に各班を設けた。研究員には学内の教職員を任じたが、必要に応じて学外の研究者に委嘱することになっていた。発足当初は、自然科学部に「国民体力増進ニ関スル研究」以下の14班、また人文科学部に「労働法制ノ研究」以下の5班があり、毎月1

第6章 京都大学の設立と拡充

回、定期的に研究報告会を行ったが、時おり両部合同の公開講演会も開催されている。前者は昭和21(1946)年2月、後者は同年3月から活動を始め、昭和23(1948)年頃まで存続した。いずれの場合も、複数の部局にまたがり、様々な専攻分野を網羅した文字通り総合研究であった¹⁰⁾。

2. 研究所の統・廃合と新設

昭和21年9月、食糧科学研究所が設置された。戦争末期に計画された南方科学研究所を受け継いだものであるが、南方科学研究所そのものは、昭和20(1945)年3月の帝国議会で設置を可決されたものの、戦局の悪化で陽の目を見ないまま終戦を迎えた。つまり、まだ実体のないカンバンだけの存在であった。南方占領地における資源の開発・利用、および総合的な学術調査研究という設置目的は、敗戦によりすべて雲散霧消したわけであり、したがって研究所の廃止は自明の理であった。現に昭和21年1月の文部省通達は、軍事科学関係の講座に並べて南方科学研究所を行政整理の対象にしている。本学では急速その対策として、戦時下に構想された食糧総合研究所案を参考にしながら、食糧科学研究所への改組を策したが、食糧問題の緊急かつ重要性についての認識もさることながら、着任予定の教職員19名(教授5、助教授4、助手9、書記1)の処遇問題もあったようだ。比較的容易に改組が認められたのは、海外植民地をすべて失い、狭い国土に膨大な人口を擁していた敗戦国日本にとって、新しい研究所が掲げる「食糧の生産・加工・利用・貯蔵に関する基礎および応用の研究」が極めて分かりやすかったということであろう。前年に発足した総合研究体制の班別研究に「食糧増産及貯蔵加工」「農林産物利用」「栄養及食糧」など、もともと食糧科学研究所にふさわしい研究テーマが並んだこともプラスしたと思われる。

昭和24(1949)年4月、東方文化研究所と西洋文化研究所を合わせた新しい人文科学研究所が発足した。日中戦争下の昭和14(1939)年8月に創設された人文科学研究所は東亜に関する人文科学の総合研究を目指したが、昭和21年3月には、これを拡大して世界文化に関する人文科学の総合研究を行うこと

第1節 戦後教育改革と京都大学

になり、日本および中国研究を主とするアジア部とアメリカ部を置いた。東方文化学院京都研究所に始まる東方文化研究所はもと外務省の所管であり、また独逸文化研究所を改組した西洋文化研究所は、社団法人として運営されてきたものである。ともに京都大学とは一応別組織であったが、戦後間もなくこれら2つの研究所を人文科学研究所に統合する問題が浮上した。発足当初から全額補助団体であった東方文化研究所は財政上の問題を抱えており、またドイツ語文献をすべて占領軍に接収された西洋文化研究所はほとんど活動を停止していたから、統合問題はむしろ渡りに舟の観があった。東方文化研究所長が前総長羽田亨、また西洋文化研究所理事長が現総長鳥養利三郎であったことも、3者の話し合いをスムーズにしたようである。昭和23(1948)年4月には東方文化研究所が京都大学に移管され、また西洋文化研究所も解散を決定して、土地建物・設備などを京都大学に寄付した。

3つの研究所を統合した新しい人文科学研究所は、発足当初から11部門に教官44名(教授11、助教授14、助手19)を擁しており、既にあった6つの研究所の中でも最大規模の研究施設であった。日本、東方、西洋の3部に分かれて研究活動を行ったが、各部に所属する研究スタッフは個人テーマを持つと同時に、各班ごとの共同研究への参加を義務付けられている。年限を決めて報告書をまとめる共同研究には、所内のみならず学内外から広く専門家の参加を求めたが、いずれも東方文化研究所時代から受け継がれた人文研独特の方式にはかならない。

昭和26(1951)年4月、防災研究所が設置された。昭和21(1946)年2月に始まった総合研究、理学部教授佐々憲三が班長となり、理・工・農3学部の教官12名をスタッフとする「災害予防及軽減ニ関スル研究」、および昭和22(1947)年11月、鳥養総長を理事長として発足した財団法人防災研究所(のち防災研究協会)などの研究成果を受け継ぎながら、大地震・津波・高潮・洪水・暴風雨・雷災および凶作等の各種災害に対して予防・軽減方策樹立の研究を進めようとしたものである。創設時には、第1部門——災害の理学的・工学的基礎研究、第2部門——水害防止の総合的研究、第3部門——震災・

第6章 京都大学の設立と拡充

風災・火災及び雷災防止軽減の総合的研究の3部門制をとり、阿武山地震観測所や逢坂山地殻変動観測所などの研究施設を有したにすぎないが、昭和27(1952)年には旧結核研究所用地を引き継いだ宇治川水理実験所が設置され、しだいにその規模・内容を充実させていった。

昭和24(1949)年11月、理学部教授湯川秀樹のノーベル賞授与の報に接した鳥養総長は、受賞を記念する建物——湯川記念館を設立して基礎物理学振興の一大センターとする構想を明らかにした。たまたま学術会議第4部会にも同様の企てがあり、両者が提携して文部省側に働きかけ、2,500万円の予算支出が決まった。この間、建築プランの作成や予算執行の遅れなどもあって、昭和25(1950)年12月によりやく着工、昭和27年春に竣工の運びとなり、7月帰国した湯川教授を迎えて開所式を行っている。翌昭和28(1953)年8月には基礎物理学研究所に組織を改め、京都大学における8番目の附置研究所となったが、全国の物理学者の共同利用研究施設としての性格に変わりはない。湯川記念館時代には学外者を含めた運営委員会の下に、全国の中堅研究者から選ばれた約20名の研究部員と学内職員よりなる事業部員を置いたが、研究所体制となってからも、所長の諮問機関である運営委員会を設置し、また全国から選ばれた30名の研究部員、所内研究者、運営委員よりなる研究部員会を存続させており、その独自の運営方式はやがて登場する各地の共同利用研究機構の先駆となった。発足当初の定員は所長以下、教授2名、助手2名しかなく、予算面も極めて貧弱であったため、前総長鳥養利三郎らを中心に記念財団の設立が計画された。昭和31(1956)年4月、2,560万円の募金を得て湯川記念財団が発足したが、その事業内容は奨学金の交付、研究費の補助、学術講演会や研究討論会の開催、国際交流、出版助成などの多岐にわたっている。

3. 行政監察とそれへの反論

昭和27(1952)年2月、行政管理庁は前年末から翌年1月にかけて実施した文部省関係の附置研究機関に対する監察結果を発表したが、本学の場合は化

第1節 戦後教育改革と京都大学

学研究所以下の7つの研究所がその対象となった。前年来の各官省に対する行政整理の一環として行われたものであり、また調査団が管理庁調査委員会に所属する民間人で構成されていたこともあって、その報告書には文部省、学会会議、各国立大学などから、「監察が一方的で非学問的だ」（『学園新聞』昭和27年4月14日付）とする非難の声が一斉に上がったが、一部研究所の統・廃合を示唆された京都大学もまた、その例外ではない。

7研究所に対する監察結果によれば、化学研究所は、「過去の業績に徴し、今後も期待せられる処が多い」（『文部省往復関係書類 自昭和二十六年二月至二十七年四月』、以下同じ）と無条件の存続を認められたが、食糧科学研究所はとりわけ研究内容が「基礎的学理に重点がおかれている」ことを評価されたものであり、また防災研究所はこの種の研究がまったく存在しない現状に照らして、「発足匆匆で十分の研究を行ってはいないが、今後は大に研究を推進すべきである」とされたものである。工学研究所は工学部と重複する面が多く、「広範囲に各種の研究を実施し、その特色を認め難く、かつ研究内容が低位と認められるものもあるので、充実向上の要がある」と、今後の抜本的な改善を求められており、また結核研究所は、「結核対策が現下の重要問題である」がゆえに必要性を認められたものの、結核を研究対象にする施設は極めて多く、必ずしも特色ある研究を行っているわけでもないから、「結核対策全般を考慮して研究態勢を検討する必要がある」と、近い将来における他研究機関との統合を示唆されている。

存続をともかくも認められた上記の研究所と異なり、人文科学研究所は、研究目標が「東京大学の東洋文化研究所と同一の傾向を有」する点が問題になっており、「更に広範囲に文化の研究を行う」としながら、実質は東洋文化研究所の研究とさして変わらず、旧東方文化学院の継承にすぎないと極めて低い評価をされた。研究項目そのものが、「現在、大学の附置研究所において特に研究を実施しなければならない問題とは考えられない」とされたのも、致命的であった。差しあたり東洋文化研究所と合併して文部省直轄の研究所とするが、なるべく早い時期に国立を離れて財団法人化すべきであると

第6章 京都大学の設立と拡充

いわれた。

木材研究所は研究面の独自性がない、例えば研究テーマが林野庁林業試験場のそれと何ら変わらず、「大学の附置研究所として特に必要と認めがたい研究を研究対象としている」点が問題となり、「存置の意義は認め難く、即ち廃止すべきである」とされた。

名指しで統・廃合をいわれた研究所側は、一体どのように反駁したのだろうか。人文科学研究所は、東方部の研究員が25名であり、日本部12名と西洋部12名を合わせた計49名の半数を占めているにすぎず、組織面から見ても東洋文化研究所よりさらに広汎な対象について研究していることが明白である。また東方部の研究課題は、東洋文化研究所のそれとごく少数が類似するが、大部分はまったく別個の研究であり、東方文化学院時代から東西両研究所が相互に競い合って成果をあげてきたことなどを強調した。たまたま文部省から出版助成を得て刊行中の『雲岡石窟』研究報告15冊が内外の学界から高い評価と称賛を受けていたこともあり、研究所側の意見書は、「全くの誤解である」「全然理解することができない」とすこぶる強い語調でくられている。

経過措置なしで廃止をいわれた木材研究所は、①基礎的・理論的分野に重点を置く研究は林業試験場のそれとは性格が異なり、研究内容や方法において著しい差異がある、②重要かつ緊急の課題は同一であっても、様々な角度から研究されるべきである、③屈指の生産資材であり、工業原料でもある木材研究の重要度は極めて高く、特にその基礎的・理論的裏付けが必要である、④研究組織と業績面で林業試験場とは比較にならない、など詳細にわたる反論を展開した。

研究内容の低位を指摘された工学研究所が、研究費の不足や教授定員の過少にむしろ主たる原因を求め、この際研究条件の抜本的改善を期待すると追ったのは、極めて分かりやすい反論であるが、漠然とその研究に特色がないとされた結核研究所が、「具体的且実用的な研究で、而も研究の成果が早急に応用される性質の研究所が重視され、研究成果を直接に把握し難い研究所

第1節 戦後教育改革と京都大学

は軽視されている」と批判したのは、おそらくすべての研究所が共通に感じたことのようなのである。意見書に関係した人びとが例外なく懸念したように、行政管理庁の期待する、すぐ結果につながり、役に立つということは、純学問的な研究とは必ずしも両立せず、またしばしば「国家目的に合致した研究」（『学園新聞』昭和27年4月14日付）に傾斜する危険な方向と無関係ではなかったからである。

〔注〕

- (1) 初め文学部教授の木村素衛が発令されたが、健康上の理由で辞退した。発令後すぐ交代した7名の1名である。
- (2) 鳥養家に残されている学内外における様々な会合の配布資料や記録メモおよび手書き原稿などを一括整理したもの。以下、すべて「関係文書」と略称する。
- (3) 昭和62(1987)年9月10日付の政令第302号で大学設置・学校法人審議会と改称された。
- (4) 国立大学総長会議の配布資料の中に〈丸秘〉と印された「原則」と英文原稿があるが、会議の日付については7月以前としか分からない。実施要項は、日高第四郎『教育改革への道』の資料による。
- (5) 総長以外はすべて専門委員であり、本学から文2、理1、工9、農5の計17名が選ばれた。
- (6) 昭和21(1946)年4月に三高を受験した藪内清治は、海軍兵学校卒のため合格圏内にありながら、明春まで待機の通知を受け、初秋になってやっと合格通知を得たが、これは5月11日付の通達、「軍関係学校出身者ノ入学ニ関スル件」により、既に軍関係学校出身者が在大学生徒の1割を超える場合は入学を保留することとされたためである。三高同窓会『会報』36号、1969年、25-26頁参照。
- (7) 国立国会図書館憲政資料室蔵の“Women Admitted into the Imperial Universities of Japan, 1946”による。昭和21年5月2日付『京都新聞』は「女子帝大生、京大で四十二名」と報じ、また『学報』2492号所載の同年11月1日

第6章 京都大学の設立と拡充

現在の統計には、女子学生48名とあるが、これは文学部が選科生や聴講生若干名の入学を認めたためである。なお、学部への入学は昭和22(1947)年度14名、昭和23(1948)年度14名と相変わらず低迷を続け、昭和23年12月現在の女子学生の総数は97名(大学院生7、学部本科生44、選科生6、聴講生31、専修科生7、外国人特別入学生2)であり、在学生総計7,409名のわずか1.3%にすぎない。

- (8) 「非合併ノ理由」として鳥養総長が挙げた手書きメモによる。
- (9) 昭和20年度重要科学研究費として和辻哲郎を代表者とする5班に総額6,250円の交付が決定していたのを、急いで書き替えたもの。「大東亜戦争ノ世界史的意義」(高坂正顕班長)や「三民主義ト大東亜共栄圏理念」(木村素衛班長)などが削除されている(『評議会関係書類 昭和二十年自七月至十二月』『評議会関係書類綴 昭和二十一年自一月至十二月』)。
- (10) 総合研究体制要項、および自然・人文科学別の研究題目、代表者名などについては、昭和21年1月15日付『学報』2449号に詳しい。

第2節 管理運営・財政等の制度改革

第1項 京都大学の管理運営制度

1. 管理運営における民主化要求

昭和22(1947)年3月に制定・公布された「学校教育法」は、重要事項を審議するため、大学には必ず教授会を置き、またこの教授会には助教授その他の職員を加えることができると定めた。重要事項の内容が必ずしもはっきりせず、したがって教授会の権限がなお不明確という憾みはあったが、構成メンバーの拡大とともに、従来慣行としてあった教授会自治が明文化されたという点ではやはり画期的である。昭和24(1949)年1月、これを敷衍するかたちで成立した「教育公務員特例法」は、暫定的に大学管理機関として協議会、評議会、教授会の3者を定めた。早晚成立が予想された大学管理法への、いわば繋ぎとして考えられたわけであるが、これが廃案となったため、特例法がそのまま大学管理機関に関する基本法規となった。

旧制時代にはなかった協議会は、評議員と部局長で構成され、学長と学部長以外の部局長の採用選考、学長の転任および免職審査、学長と教員・部局長の休職の期間決定、学長と部局長の任期決定、学長の懲戒処分の審査、学長と教員・部局長の服務審査、学長の勤務成績の評定および評定の結果に応じた措置について審議するとともに、学長選考基準、学部長以外の部局長の選考基準、学長と教員・部局長の勤務評定の基準などを決定する権限を有した。本学の場合、評議員および評議員以外の部局長として人文科学研究所以下の7研究所長、附属病院長、看護婦養成施設長(厚生女学部主事)、分校(のちの教養部)主事、臨海実験所長、臨湖実験所長、火山温泉研究所長、農場

第6章 京都大学の設立と拡充

長、演習林長、図書館長らが構成員であったが、発足間もない昭和24年9月15日の協議会で、本来構成員とは異なる学長(総長の改称)の参加を承認しており、以後、毎回学長が出席して議長に任じた。

評議会の構成については特例法に何の規定もなく、昭和28(1953)年4月の省令、「国立大学の評議会に関する暫定的措置を定める規則」がこの種のものとしては最も早い。つまり、それ以前は各大学の運用にすべて任ざれており、本学では旧制時代と同じく、各学部から学部長を含めた3名の評議員を出した。もっとも、新設されたばかりの教育学部は、しばらく教育学部長事務取扱の文学部長が代行し、またこの取り扱いが消滅した後も学部長プラス1名、計2名のままであった。教育学部が3名の評議員を出したのは、昭和28年8月4日の評議会決定によるものである。このとき、分校(のち教養部)主事および専任教授の定員5名以上を有する研究所長を新しく加えることも議決されている。評議会が取り扱う人事に関する案件は、教員の転任の審査、降任および免職の審査、停年についての事項、懲戒の審査などであり、また教員の採用および昇任の選考基準の決定にも関わった。

大学行政に学部教授以外の教授を参加させることになった協議会の権限は、大学人事の大部分に及んでおり、昭和24年7月16日に研究者有志60余名が鳥養総長との懇談会で、民主的自治機構を確立するために協議会の早急な設置を迫ったように、一時は評議会以上に重要な管理機関として期待されたが、決定すべき基準および審議すべき事項以外は、「現行の諸制度を一応全面的に協議会において承認すること」(9月15日可決、『協議会議事録 自昭和二十四年一月至三十八年十二月』)と定めたにすぎず、概算要求や学事事項などの重要案件はすべて評議会で先議されたから、大学管理機関としての役割はさほど大きくなかった。評議会終了後の開催を定例としたことも、両者の位置関係の何たるかを物語っているようだ。

教授会の構成や権限の大綱は既に「学校教育法」が規定したが、「教育公務員特例法」では教員の選考や教員・学部長の勤務評定を行うと定めた。1学部だけの大学では評議会と同じ権限を持つとされており、学部レベルの最

高管理機関であった。開学以来、本学の教授会はいずれの学部においても教授のみを構成員としており、その独善的なあり方には早くから批判の声があった。現に前出の懇談会では、「現在の教授会、評議会は大学の総意は反映せず。教授会は外部に対して弱く、内に対して横暴、之れを改めよ」「研究員が居なければ教授のみでは研究は出来ぬではないか。即現在の自治機構は反省して改めねばならぬ」「小使町人は行政に参加すべからずとの話もあった」「科学研究費(研究員と云ふ言葉)、之れは個人が貰へる。貰へるものは皆行政に参加すべし…(中略)…研究が個人の責任に於て行ふ。その責任ある者が参加出来ぬのは困る」「教授会、総長選挙、学生の意見も取り入れる要あり」(「関係文書」、以下同じ)などの批判的意見が相次いだ。伝統的な教授会自治に対する強い疑義の表明であり、それゆえ教授会とは別に、「全職員及出来るならば学生の意見も反映する公式、非公式の制度を作れ」「ともかく下意上達でやれ」などといった要望も併せて述べられたが、大学当局側がこれに必ずしも好意的であったわけではない。

教授会に助教授以下を加えることができるという1項は、もともと文部省の発想ではなく、CIEの強い内面指導で浮上したとされるが、国立大学総長会議でも早くから、「民主化ノ名ヲ籍リテ教授ノ權威失墜アルベシ」という事態にどう対処するかが論じられた。各大学とも、何らかの方法で全構成員の意見を聞くことに異論はなかったが、重要事項、なかんずく人事問題では、「教官ノ任免ハ教授ノミノ教授会ニ於テ行フコトヲ堅持ス」というように、旧来の方針を再確認しており、助教授以下の参加はその周辺もしくは前段階において、いわば括弧付きで認められたにすぎない。

この基本路線は本学においても例外ではなく、現に学内の自治方式を説明する席上で鳥養総長は、「教授、助教授は明に二本樹であって、同格ではない。責任も異なる…(中略)…教授と助教授とが専門が異なることは無い。同一専門に両者が居る。然らば責任者たる教授が当るのは当然である。特に人事に於ては清新なる人事は行へぬ」などと語り、助教授以下の声を反映するために、例えば人事問題で、「教授、助教授〇〇〇ヲシテ連記二名宛ヲ投票

第6章 京都大学の設立と拡充

セシメ、其ノ票ヲ全部一括シタルモノヲ教授会ニ披露シ、教授会ガ之レヲ参考トシテ投票ニ依リテ定ムル、何処迄モ教授ノ全責任トス」と述べた。「総長トシテハ、助手等ノ意見ノミヲ聞キテ具状スルコトヲ得ズ。総長ハ教授会ノ意見ノ外(飛び越シテ)下ノ者ノ意見ヲ聞クコトヲ得ズ。上ヨリ順次意見ヲ聞クベキモノナリ。飛び越シテハ規律ガ乱レル。此ノ意味ニ於テ教授会ノ意見ノミヲ聞ク」という考え方を踏まえたものであり、その延長線上で、「事務官の行政参与は絶対不可」「職員組合ト取り合フ必要ハ認メズ。夫レハ只単ニ私的ノモノナレバナリ」などと付け加えられたのも、かくべつ異とするには当たらないだろう。

各学部レベルで助教授以下の参加を可能にする試みがなかったわけではなく、例えば理学部は、戦後間もなく教授会とは別に助教授を加えた協議会を発足させている。「教授会及び協議会ニテ取扱フベキ条項」(『文部省往復関係書類 自昭和二十八年七月至同二十九年十二月』)と題する内規を見ると、人事一般や学位授与資格の審査以外、すなわち学事11項目や会計6項目、その他4項目などは、いずれもこの協議会で審議した。同じ頃、経済学部でも専任講師以上を構成員とする教官協議会を発足させており、人事・教務・事務一切を取り扱った。教授会が異なる議決をした場合には、再度協議会を招集して審議することとしたから、教授会の決定に対しかなり強い影響力を有していたことが分かる。これとは別に文学部は、昭和25(1950)年度から学部長選挙にかぎり助教授を加えた教授会を始めているが、似たような動きは前出の2学部でもあった。すなわち理学部では、まず教授および教授と同数の各教室や事務室代表からなる予選委員会が選んだ3名の候補者について、教授以下、副手や事務官まで含めた全構成員による一般投票を行い、ここで選ばれた候補者について教授会が最終決定したが⁽¹⁾、経済学部でも、予め教官協議会で選出された候補者について教授会が決定した。その成否はともかく、多くの学部が旧制時代とまったく変わらず、教授のみの教授会を温存していたのと対照的である。

ところで、教授を頂点とする管理運営の最小単位としての講座制度は、ど

のように変わったのだろうか。「国立学校設置法」により京都大学講座令が廃されてから、昭和29(1954)年9月の「国立大学の講座に関する省令」の制定まで、講座を説明する法的規定はなく、この間、研究教育組織としての講座制の改廃が様々なかたちで取り上げられた。既に昭和22(1947)年6月18日の創立記念式告示案の中で鳥養総長は、講座制の必要性について「学問単位であると共に、自由自治の代表単位也」(「関係文書」、以下同じ)と述べているが、この考え方は現存の講座制を批判するというより、むしろ肯定する立場からなされたものである。事実、これに先立つ5月26日の国立大学総長会議で講座制の弊害が議論されたとき、鳥養総長は運用上の問題であるとこれをもっぱら擁護しており、またこの会議の結論、「講座制ハ、學術水準ヲ上ゲル為ニハ良制也。只、融通性ヲモ少シ持タセ、ソノ運用ヲ昂上セシムル様考慮スルコト」は、鳥養総長の発言そのものであった。封建的云々を言い募るより、運用次第でこれを現代化できるというのがかねての持論であり、これはおそらく、理学部動物学教室の教室会議制——教授以下、院生や学生までを含めた全員参加の教室運営により、「教授と弟子の」「親分子分的な関係」や「講座間のセクショナリズム」(坂田昌一「研究と組織」『自然』2巻9号、1947年、10頁)を克服しようとする、学内各所に芽生えつつあった新しい動きを評価する方向と無関係ではなかろう⁽¹²⁾。

協議会や評議会の発足に伴って取り上げられた問題に、学長選考規準と停年規程の改正がある。前者はもともと協議会の決定事項であり、各学部教授会での審議を踏まえながら諸制規改正委員会が原案、いわゆる瀧川案を作成し、これを昭和24(1949)年9月15日の協議会で審議、決定を見たものである。賛成20、反対11のかなり際どい票決となったが、これは選挙資格および被選挙資格の改正をめぐる賛否様々の意見があったためである。なかんずく問題になったのは、選挙資格から助教授を排除するという諸制規改正委員会の結論であり、例えば研究者会議連絡協議会は、「大学上層権力の温存をはかるもので全学の総意を問う善意は認められぬ」(『学園新聞』昭和24年9月19日付)とこれに強く反発し、① 1・2級官(教授・助教授)全員は直接選挙

第6章 京都大学の設立と拡充

権を持つ、②その他の職員および大学院学生は全員間接選挙権を持つ、③学生の意向を何らかの方法で反映せしめる、などという改革案を300余名の署名を添えて学長へ提出した。職員組合や経済学部同好会委員会の要望書や決議文なども加わり論議が沸騰したが、学部教授会レベルでは、法・農・工・医学部は教授のみの現状維持、文・経済・理学部が助教授を加えた選挙方式の民主化を唱えており、これがそのまま協議会の結論につながったようである。

選挙資格の拡大、この場合、助教授を参加させることに諸制規改正委員会を含めた大学当局側が消極的であったのは、既に旧制時代の国立大学総長会議の席上で文部省サイドから釘を刺されていたためらしく、「総長ハ候補者(2又ハ3名以上)ノ選定ハ随意ナルモ(下級者ヲ入ルルモ)、最終決定ハ教授ノミノ投票ニヨルヲ堅持スルコト」(「関係文書」)を申し合わせている。教授会人事について先に鳥養総長が明らかにした2段階方式と大して変わらず、助教授は間接的に選挙に参加することしか認められていない。もっとも、協議会の結論はこうした手続きをも省略しており、その意味では、学内大方の予想に反した旧態依然たる選挙方法であった。なお、従来の総長候補者銓衡手続内規との比較でいえば、選挙資格は学部教授だけでなく各研究所所属教授や分校教授に拡大され、また被選挙資格は名誉教授や停年退官教授を除いた学長を含む現職教授に限ることになった。再選を妨げないが、その場合任期は2年、計6年としたのも従来の最大2期8年とは異なる。

ところで、旧制時代の総長は何時から学長に改称されたのだろうか。「学校教育法」や「教育公務員特例法」には学長以外の呼称はないが、本学では昭和24年8月頃まで総長名のままであったらしい。学長名の最も早い使用例は、昭和24年6月23日付の文部省大学学術局長宛の書類であるが、まだ決済は総長印で行っている。この時期の学内達示には学長名が登場し、現に7月14日の評議会議事録には鳥養学長とあるが、7月28日のそれは元通り総長名となっており、正式な手続きを経た改称ではなかったようだ。8月22日の書類の決済が初めて総長名を抹消して学長印を使用し、以後、1、2の例外を

除きいずれも学長印に統一されているから、おそらくこの頃総長から学長へ改められたと思われる。なお、学長から総長への再改称は、昭和29(1954)年6月8日の評議会決定によるものである。

後者、すなわち評議会の審議事項であった停年規程は、大正12(1923)年3月の「在職教授退職ニ関スル申合」(昭和9年7月改正)に始まるものであり、以来、満60歳の誕生日をもって退官することになっていた。昭和25(1950)年の初めにこの改正が議題に付された。各学部教授会の意見は最短55歳、最長70歳と様々であったが、年齢延長についてはほとんどの学部にも異論がなかったようだ。この間、若手教官の一部から年齢延長は教授登用の機会を妨げるという公開質問状が出たりしたが、結局は裁判官の退官年齢に合わせた満63歳の誕生日退官が採用された。昭和25年5月2日の評議会決定、「京都大学教員停年規程」がそれである。

2. 通則・諸規程の制定

昭和24(1949)年8月5日「京都大学通則」が制定された。旧制時代からあった「京都大学通則」の廃止を承けたものである。その原型は明治30(1897)年9月制定の「京都帝国大学分科大学通則」に遡り、明治37(1904)年9月の「京都帝国大学通則」の制定を経て、以後数次の改正を重ねながら戦後に至ったものである。昭和22(1947)年9月の「国立総合大学令」および「国立総合大学官制」の公布に伴い、京都帝国大学が京都大学と名称を変更したとき「京都大学通則」に改められたが、新しく制定された通則は新制京都大学の発足に合わせたものであり、従前のそれとはまったく異なる。

通則は大学全体に関わる学年、休業日、学部、入学資格、当該学部での規定事項、学士称号、授業料、懲戒等々について新しく規定したものであり、各学部レベルの規程がこれに準拠する形で制定された。昭和24年8月15日制定の工学部規程が最も早く、11月5日の経済学部規程、11月29日の法学部規程、12月19日の文学部規程、昭和25年2月21日の医学部規程・農学部規程、7月15日の理学部規程、12月22日の教育学部規程がこれに続く。いずれも学

第6章 京都大学の設立と拡充

科および専攻、入学資格・方法、授業科目・単位数、試験、在学年限、転学および転科、聴講生、研究生および実習生などについて規定したものである。この間、昭和24年8月25日には分校規程が制定されたが、学部規程と異なり、吉田・宇治分校の設置や主事、分校審議会などの大綱を定めたものであり、運営の細則は学長の承認を経て別に設けることになっていた。

その他、医学部附属の医学専門部は、昭和22年7月学則中の一部改正(修業年限4年を5年に改める)以後、服制を規定する程度で目立った動きがないが、これは昭和27(1952)年3月の廃止を予定して、昭和22年度を最後に学生募集を停止していたためである。附属医院、のちの病院に置かれた看護婦養成を目的とする附属医院厚生女学部は、学則のみならず服制や学資等支給規程の改正を繰り返したが、いずれも通則や学部規程とは直接の関係がない。

学生の指導に関するものとして、昭和24年8月25日制定の輔導会議規程および輔導委員規程がある。学長、学部長、分校主事、専門部長、輔導部長、事務局長よりなる輔導会議で決定した方針に基づき、部局より推薦された教官若干名と学生課長、教務課長よりなる輔導委員会が学生生徒の輔導に関する事項を協議・処理するとともに、各部局と連絡調整を図る新しい体制がスタートしたが、これは輔導機構強化を目指す一連の文部省通達を踏まえたものである。昭和27年4月には輔導部は学生部となり、また輔導委員会は学生部委員会に改組されるとともに、輔導会議規程および輔導委員規程の一部を改正して学生部委員会規程が制定された。なお、同年10月には学生懲戒手続規程も制定されている。

このほか、昭和23(1948)年12月7日制定(昭和24年12月8日改正)の学内掲示取扱規程は、学内の放送、掲示、印刷物の配布、プラカードや立看板の使用などについて規定した。掲示やピラ等の大きさは通常B4判に限り、特別の許可があればB2判(新聞紙2頁分)を認められたが、昭和26(1951)年3月29日改正の規程では、立看板について縦220cm、横40cm以内とされた。集会や団体結成等に関するものとしては、昭和26年2月28日制定の学内集会規程・学内団体規程があり、集会の主催や参加、団体の構成などについて本学

の職員、学生生徒以外を原則として認めず、また集会はすべて許可制、団体のうち学生生徒の関係するものは許可願を要するなど、学内諸団体の自治活動に対する当局側の基本方針を示した。前年5月に制定された京都市公安条例——集団行進・集会等はすべて公安委員会の許可を要するを承けたものであり、これら一連の規制強化に同学会の公聴会開催要求に見られるように、学内諸団体から抗議の声が相次いだ。入学式の当日、同学会や生協が新生入生に配布するピラ数千枚の検印をめぐるトラブルが起きたりしたのも、そうした取り締まり強化の結果といえるだろう⁽¹³⁾。

3. 事務機構の再編・組織

昭和21(1946)年4月1日、分課規程と事務分掌規程が制定された。新しい分課規程によれば、庶務・会計・営繕・管理・輔導・厚生 の6課で構成される本部事務局と、これとは別組織の学生部があった。戦時体制下で学生の思想教導、そしてまた勤労働員、学徒動員を担当した学生部は、戦後すぐ改組され、もっぱら学生の厚生輔導に関する事務を担当する機関となった。学生部を規定する第3条で、「学生(大学院学生ヲ含ム)ノ教養体育及生活ノ指導ニ当ル」(『学報』2462号、昭和21年4月16日付、以下同じ)と言い、また第4条で、「部長、部員ハ教授、助教授又ハ其ノ他ノ高等官ノ中ヨリ総長之ヲ補ス」としたのはそのためである。もと学生部に属した学生課が輔導課となり、また動員課が厚生課となって共に事務局に移されており、新しい学生部との管掌分野が必ずしもはっきりしないが、このあたりは、戦後慌ただしく改編された事務機構の混乱ぶりを反映したものであろう。庶務課の管掌する事務の第1に、「御真影及勅語謄本奉護ニ関スルコト」を挙げているのも、そうした事務機構刷新の不徹底さを物語ってくれるようである。なお、事務分掌規程は、各課が管掌する事務内容の細則について定めたものである。その他、事務局内について見ると、昭和21年4月制定の「帝国大学官制」により、書記官、事務官、書記を文部事務官に統一することになり、また昭和22(1947)年11月の分課規程の一部改正により、事務局各課に次長、また学部・部局等

第6章 京都大学の設立と拡充

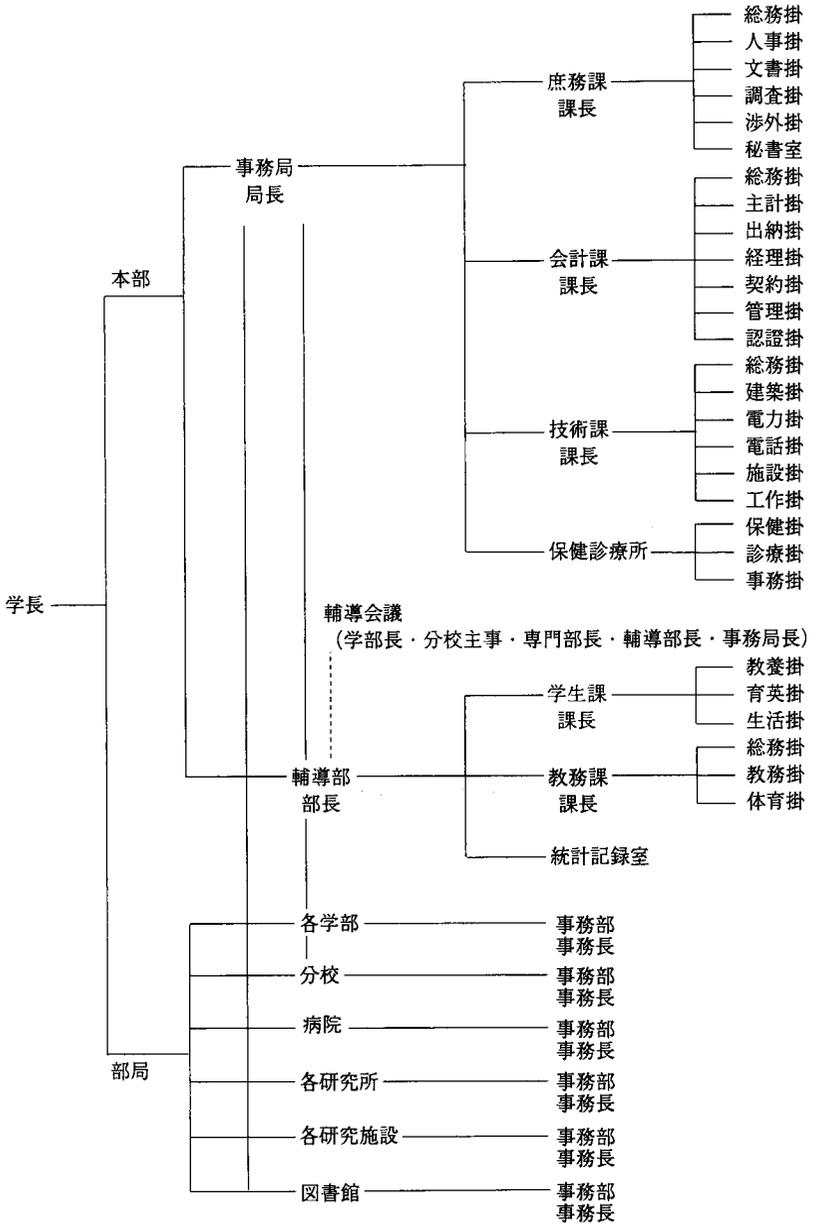


図 1-6-1 新制発足当初の事務機構

に事務長を置くことになった。

新制大学の発足に合わせた事務機構は、昭和24(1949)年8月25日の分課規程および事務分掌規程の制定(昭和26年10月23日改正)に見ることができる。すなわち本部事務局に庶務・会計・技術の3課と保健診療所を置き、また学生部を改称した輔導部に学生・教務の2課と統計記録室を置いた。輔導部の新設は、同年6月制定の「国立学校設置法施行規則」が、「各国立大学に、事務局及び厚生輔導に関する部を置く」としたことによるものであり、もと事務局にあった学生関係の機構を切り離し、厚生輔導との並立を一層明確化したものにほかならない。なお、発足当初の新しい事務機構を、本部事務局を中心にしながら見ると、図1-6-1のようになる。

第2項 一般会計時代の大学財政

1. 「学校特別会計法」の廃止

昭和22(1947)年3月の「学校特別会計法」の廃止により、京都帝国大学をはじめとする国立大学財政は、特別会計から一般会計へ移行した。明治40(1907)年3月成立の「帝国大学特別会計法」以来、大学財政に与えられてきた特権的・優越的な地位を否定し、これを一般会計の中で民主的かつ合理的に取り扱おうとする新しい方向であり、戦後の財政制度改革の一環をなすものにほかならない。特別会計時代のいわゆる「大学財政の独立」が既にほとんど有名無実化していたことは、定額支出金から毎年予算化される政府支出金になっても、その金額が一向に増えず、なかんずく戦時下では軍事費膨張のため、実質削減を余儀なくされたのを見れば分かる。特別会計を一方で支えるはずの大学資本、例えば農場や演習林からの収入は、もともと全歳入の10%にも満たない少額であり、しかも、本学の場合、敗戦による海外植民地の消滅でその大部分を失うことになったから、とりたてて特別会計にとどまる理由も見当たらない。それどころか、特別会計はしばしば、大学自体に責任を転嫁し、自給自足的な予算生活を強いる口実に使われたから、一般会計

第6章 京都大学の設立と拡充

への移行に伴うマイナス面はほとんどなかったといえることができる。

ところで、この時期、大学財政に関するどのような議論があったのだろうか。一般会計を選択した文部省自身は、昭和23(1948)年10月に発表した大学法試案要綱の中で、各大学に国家代表3、都道府県代表3、同窓会代表3、教授代表3、および学長よりなる管理委員会を設け、「予算案ノ作成及採択、及其ノ予算執行ニ必要ナ資金ノ確保」に当たらせ、またその財源を授業料と国庫収入、国庫からの研究事業補助・施設費補助、都道府県からの税、民間寄付金などに求めることとした。大学人を主要メンバーとし、本学からも鳥養総長や落合太郎教授らの参加した教育刷新委員会は、昭和23年11月19日の建議で重要事項を審議するために特設された国立大学教育委員会がまず、「大学の申出に基き大学の予算並びに大学の施設の改善に関する経費の配当について決定」(『近代日本教育制度史料』第18巻、302-304頁、以下同じ)し、次いで各大学の商議会が予算案の作成に当たり、さらに学長が、「適当な経理組織の保持及び年度予算の作成」を行うとした。11月20日の国立大学総長会議の見解も、これとはほぼ同一歩調を取っており、国立大学教育委員会を国立大学委員会、また商議会を審議会と言い換えてはいるが、その構成や権限は教育刷新委員会案とほとんど変わらない。

一般会計か特別会計かの議論はここではなく、もっぱら国庫支出の全面的な増大に期待が掛けられているが、戦後インフレの急激な進行に揺れ動く一般会計への失望感もあって、やがて特別会計への回帰によって事態の解決を図ろうとする議論が浮上した。昭和24(1949)年1月に発表された国立大学総長会議の見解や東大の学校財政法特別委員会案がそれであり、いずれも全額国庫負担による各大学ごとの独立会計の確立をいい、これが昭和26(1951)年2月の教育刷新審議会の「国立大学特別会計制度に関する建議」となっている。「一般の政治、財政の変動の影響を受けることなく、恒常的にその使命を遂行するため国立大学特別会計の制度を設け、毎年予算をもつて一定の支出金の交付保障する」「資金を蓄積し得る大学に対しては、これを可能ならしめる途を開く」(同前書、第19巻、340-341頁)などという論理は、政府支出

金と大学資本の二本立てによるかつての特別会計時代のそれである。もっとも、これは懸案のまま歳月を重ね、実に昭和39(1964)年4月制定の「国立学校特別会計法」まで陽の目を見なかった。この間、昭和24(1949)年度までは大学別の予算編成を行っているが、昭和25(1950)年度以降はすべて国立学校に一括計上となり、各大学ごとの区分は消滅した。

2. 研究・教育費の絶対的貧困

戦後インフレの破滅的な進行にさらされた大学財政の実態は、予算規模が極端に低く押さえ込まれたことを見れば一目瞭然である。戦争末期、昭和19(1944)年度の本学の予算は979万余円であるが、これが新制大学発足を控えた昭和24年度予算では、約40倍の3億9,310万余円(概算要求5億8,589万余円)でしかない。この間、小売物価は117倍の超インフレ現象を呈し、また軍事費増大の圧迫を免れた文部省予算は、国家総予算に占める比率を3.0%から5.2%に増やし、約68倍となっているから、問題外の低い伸び率であったといわざるを得ない⁽¹⁴⁾。

研究・教育費の極端な圧縮は、大学予算に占める人件費と物件費のアンバランスにも現れている。戦前の国立大学について見ると、例えば昭和15(1940)年度の人件費33.8%、物件費67.6%の比率であるが、戦後はこれがすっかり逆転して、昭和24年度予算の場合には、人件費66.9%、物件費33.1%となっている。附属病院や附置研究所を除いた国立学校のみについていえば、物件費はさらに低い29.2%にとどまる。事情は、本学においてもほとんど変わらず、昭和24年度予算3億9,310万余円のうち、人件費2億9,652万余円、75.4%、物件費9,658万余円、24.6%となる。総予算から人件費、すなわち職員俸給および諸手当を除いた物件費が研究・教育費であることを考えると、この間、大学財政が急激に悪化し、そこでの研究や教育活動がいかに困難な状態に追い込まれたかが分かる。なお、本学の場合、附属病院に別途1億4,199万余円の予算が組まれているが、うち人件費が6,952万円を占めたため、物件費は7,247万円しか計上できず、約3,000万円の赤字⁽¹⁵⁾となって

第6章 京都大学の設立と拡充

いる。前年度の物件費の3割増しがこの数字というから、その壊滅的な状況は改めて述べるまでもなからう。

昭和24(1949)年度から始められた文部省の「大学等研究費の実態調査」によれば、物件費⁽¹⁶⁾の大部分を占める教官研究費、学生経費、庁費は、いずれの場合にも本部留置分や共通経費、学部経費などを差し引かれ、学科配分の時点では大幅に減額されている。現に昭和26(1951)年度の東京大学を対象にした調査では、文部省配布予算は本部から学部、さらに学科へ順次流れていく過程で諸経費を差し引かれ、配分額は教官研究費39.9%、学生経費35.2%、庁費11.3%でしかない。このうち、最も金額の大きい教官研究費が実際の研究費に充当されるときには、さらに諸経費が控除され、当初予算の25.7%という驚くべき少額になっている。この調査をまとめた文部省研究助成課自身が、「講座研究費のうち、いわゆる真の研究講座費として末端の研究室(講座)に流れつくのは、大学によつても異なるが大体20~65%位である」(『学術月報』5巻4号、1952年、214頁)と認めたように、この傾向は本学を含めたすべての国立大学に見ることができる。諸経費のうち金額の大きかったのは、戦後インフレで高騰した光熱水料や燃料費、修繕費などであり、また庁費の絶対的な不足のゆえに、様々な名目で一般管理費等に流用されている。昭和23年度の本学のごときは、教官研究費のうち光熱水料費として文系学部で25%、理系学部で45%程度を計上しているが⁽¹⁷⁾、戦前の平均13~14%に比べれば、その論外の大きさが分かるだろう。なお、この間の慢性的な物件費の不足を補ったのは文部省科学研究費であり、例えば昭和25(1950)年度について見ると、全学で予算総額の17.6%に当たる1,951万余円を交付されている。非実験系の文学部などは予算額そのものが小さかったこともあって、35.4%に当たる110万円もの交付金を得ており⁽¹⁸⁾、年々その比率を増す科学研究費のプラス・アルファ分で何とかやり繰りした事情がうかがわれる。

新学制の発足が問題の解決に何ほどか役立ったわけではない。それどころか、経済安定9原則に基づく大蔵省査定で文教予算は軒並み厳しく押さえ込

第2節 管理運営・財政等の制度改革

まれ、新制大学実施費18億余円もほぼ全減状態となり、「金もなし教授もなき新制大学の前途」（『学園新聞』昭和24年4月11日付）と危ぶまれるスタートとなった。しかも、こうしたお粗末な財政事情は、その後もなかなか改善されず、現に昭和27(1952)年度の国立大学整備費は当初要求の3分の1に削減されている。その際、「文教予算を喰う防衛費」（『学園新聞』昭和27年2月4日付）といわれたように、再軍備、すなわち警察予備隊の発足に伴う防衛予算の増大が直接、間接の影響を及ぼしたことは、ほとんど疑問の余地がない。

新規事業の開始はおろか、現状維持すら覚束ない貧しい研究環境は、この時期の学内すべての部局に見られたが、なかんずく実験施設等を有する理系学部が被ったダメージは大きい。例えば理学部の物理学教室では、「寿命が三年しかない蓄電池を五年も使い、雨天の日は漏電を恐れて研究中止と云う有様」（『学園新聞』昭和24年11月21日付、以下同じ）であり、また動物学教室ではモルモットを買う予算のめどがつかず、さらに植物学教室では、「研究に不可欠な温室はガラス破れ枠は腐り見るも無惨な有様、それでも一部残つたところをしきつて研究」を続けるという惨憺たる状況であった。深刻な電力不足が、微生物学教室のように、「フ卵器の停電で細菌の発育がとま」る事故につながったケースもある。戦後間もなく学内に設置された節電連絡委員会が、大阪通産局に陳情を繰り返しているが、最低23万kw時の需要によりやく20万kw時しか確保できず、まともな研究環境にはほど遠かったことが分かるだろう。

なお、昭和27年度から予算区分の変更により、新しく「校費」という科目が登場し、従前の物件費の大部分、すなわち教官研究費、学生経費、庁費などを一括することになり、弾力的な運用を可能にしたが、実際には予算額そのものの貧困ゆえに費目相互のいわゆる喰い合い現象を結果したにすぎない。現行の「教官当たり積算校費」および「学生当たり積算校費」は、昭和38(1963)年度より創められたものである。

大学財政の悪化は総予算の70%以上を占める人件費、予算定員の削減とい

第6章 京都大学の設立と拡充

うかたちでも現れた。「国立大学設置法施行規則」により定められた昭和24(1949)年度の本学の定員は、学長1名、学部長および主事8名、教授306名、助教授276名、講師43名、助手431名、事務職員2,388名、計3,453名であるが、翌昭和25(1950)年度には3,413名、昭和26(1951)年度には3,411名というように、その後漸減の一途をたどった。教官定員は僅かずつだが増加の傾向にあったから、それだけ事務職員の減員が大きかったことになるが、その内訳は、例えば各年度の定員と現員の比較表を見ると、事務官や技官がほぼ定員に見合う員数を確保しているのに対し、雇員や傭人は定員をむしろ上回る数字となっている。つまり、この部分の職員が行政整理の主たる対象であったことが分かる。「京都大学教職員の整理について」(「関係文書」)によれば、昭和16(1941)年から昭和25年に至る過去10年間の行政整理による事務職員の減員は総計867名に及ぶが、うち昭和24年度396名、昭和25年度39名とあるように、新制大学発足以後の定員削減が特に著しく、新旧併行に伴う事務量の増大に逆行するかたちとなっている。本省宛の「事務機構改正に関する意見書」(『文部省往復関係書類 自昭和二十六年八月至同年十二月』)が、「事務繁雑激増の主因をなした諸制度の改廃は人的の裏付けなく進められた一方的措置」と断じ、「到底円滑なる事務運営の遂行は不可能に近い」という観点から、①業務の簡素化17項目、②多元的監督の廃止1項目、③委任事務の整理拡充10項目を列挙したのは、そのためである。なお、事務職員の削減を補ったのは定員外の常勤・非常勤職員であり、年々増加の傾向にあったが、いずれにせよ、その雇用はすべて物件費で賄われたから、それだけ教官研究費が圧迫される結果となった。

3. 貧弱なキャンパスと施設

戦後間もなく本学が直面したものに占領軍による施設や校地の接収問題がある。一時期取り沙汰された京都御所や伊勢神宮を大学用地に転用して歴史博物館や植物園を設置するというのは、接収を免れるための単なる方便でしかなかったが、同様の問題は大学自身にもあった。候補となったのは、楽友

第2節 管理運営・財政等の制度改革

会館や清風荘、上賀茂試験地などである。大正14(1925)年に同窓生の寄付で建てられた楽友会館は、集会場、宿泊施設、食堂などを備えた格好の建物であり、しかも学外団体である京都大学楽友会の所有であったから、接收を免れることができなかった。昭和20(1945)年10月から昭和27(1952)年6月まで占領軍の支配下にあり、その後一部施設が返還されたが、全館の接收が解除されたのは昭和31(1956)年5月である。もと西園寺公別邸の清風荘は教官の会合や迎賓用に使われていたものであり、占領軍側は柱を切ってペンキを塗り、庭にプールを造る設計図まで描き、強引に接收を図ったが、大学側の抵抗、最後には鳥養総長が司令官に直接陳情するやりとりを経て事無きを得ている。教育施設は接收しないというGHQの基本方針に助けられたものであろう。農学部所有の上賀茂試験地4万m²はゴルフ場用地として接收されたものであるが、国有の代替地30万m²、現上賀茂本山の試験地を得たから、大学側にとってはむしろプラスであった。

朝鮮、台湾、樺太など外地の演習林すべてを失った本学の校地は771万4,650余坪に圧縮され、このうち校舎建物4万3,327余坪、延べ坪数9万6,966余坪であったが、一般教養課程や教育学部の新設を含む新制京都大学の校地および施設としては決定的に不足した。旧軍関係の施設や演習地があった福知山、舞鶴、宇治、滋賀県饗庭野などが候補地として浮上したのは、そのためである。このうち舞鶴の潜水艦基地跡に農学部水産学科が設置されているが、当初は学部構想があり、軍港全体を視野に入れていたものようである。陸軍火薬庫跡に建てられた宇治分校の場合は、用地の獲得後にもGHQの介入があるなど、かなり難航している。隣接5万坪に校地を拡張して1・2回生全員、およそ3,000名を収容する計画は教養課程の一本化に不可欠であったが、昭和26(1951)年度に入って警察予備隊用地に転用されることになったため挫折した。

宇治分校の拡張案と並行して進められたものに、吉田キャンパスの整備計画がある。戦前既に第三高等学校の伏見移転が具体化していたように、早くから府下各地に校地を求める努力が続けられたが、これとは別に鳥養総長時

第6章 京都大学の設立と拡充

代には一時、吉田山全体を包み込んだキャンパス構想があったらしい。本部や三高を囲む石垣を取り払い、神社参道を構内化するとともに、三高および農学部構内の2つのグラウンド、それに寄宿舍などすべてを学外に移して、跡地を含めたキャンパス全体の中で学部や研究所諸施設の再整備を目指そうとしたものである。三高の位置する二本松の地には、本部、図書館、大学院、教育学部などの建設が考えられていた。昭和22(1947)年6月の創立50周年記念時に構想された大学建設計画委員会(大計画委員会)がこの青写真づくりを担当するはずであったが、吉田分校の移転が棚上げされたこともあって、成案を得るに至らなかった。

新制大学の設置に際して要求された一般教育用の敷地面積3万1,930坪——校舎1万410坪、運動場1万坪、寮1万1,520坪、建物面積7,310坪——普通教室1,300坪(25坪×40×1.3)、特別教室1,170坪(150坪×6×1.3)、研究室・図書室・その他附属施設1,000坪、寮3,840坪(1,280名収容予定)などは⁽¹⁹⁾、宇治分校のバラック校舎以外は何一つ実現せず、ほとんどゼロ査定であったといってよいが、この時期の施設面で唯一注目されるのは、附属図書館の新築である。日中戦争下の昭和14(1939)年5月に着工、地上2階のみを完成したまま放置されていた建物が、昭和23(1948)年3月によりやく完工したものである。時節柄、満足な資材を得られず、構内各所から石材や鉄管等を拾い集めたというエピソードが残されているが、このときオープンしたのは閲覧室のみであり、書庫の完成は昭和29(1954)年度に入ってからである。130万余冊の蔵書数を誇る世界的図書館と報じられたが、実は予算難のため、「今年は一冊の新刊書も買えず、わずかに寄贈本により冊数を増加」(『学園新聞』昭和23年3月22日付)したともいうから、旧制時代の遺産で何とか辻褃を合わせたというのが真相であろう。

〔注〕

- (11) 昭和21年3月29日付『京都新聞』は、「学部長公選、京大理学部が全国初の試み」と報じており、この種のものとしては最も早い。

第2節 管理運営・財政等の制度改革

- (12) 坂田昌一の所属する名古屋大学理学部物理学教室の改革に刺激されたものであり、例えば動物学教室では、昭和23(1948)年8月の欠員教授の補任に際し教室推薦の3名と立候補の院生1名について学部学生を除く全教職員から選ばれた人事委員会が選考作業を行っているが、翌昭和24年春に具体化した理学部教官人事の全国公募形式はこれを下敷きにしたものであろう。広重徹『戦後日本の科学運動』1969年、41-45頁参照。
- (13) ヒラ4,000枚の検印のため、急遽学生課長らが日曜出勤して間に合わせた(『学園新聞』昭和26年4月16日付)。
- (14) 予算関係の基礎数字はすべて『自昭和十七年度至昭和二十七年度、一般会計歳入歳出決算書等綴』による。また概要要求は『評議会議事録』、病院会計の赤字額は、昭和24(1949)年12月12日付『学園新聞』を参照した。なお、『文部省第七十六年報』(昭和23年度)によれば、前年の昭和23年度予算中の京都大学分は2億167万5,667円余である。
- (15) 「赤字を生む繁盛、矛盾した独立採算制」(『学園新聞』昭和24年12月12日付)
- (16) 昭和24(1949)年度から実施されたもので、文部省大学学術局『学術月報』4巻5号～5巻11号(1951年10月～1952年2月)に発表されている。
- (17) 「研究室を救え」(『学園新聞』昭和23年4月19日付)
- (18) 『京都大学七十年史』246頁所載の第6表参照。
- (19) 大学建設計画委員会・大計画委員会ともに、「関係文書」に収録された鳥養総長の手書きメモによる。

第3節 大学民主化への道程

第1項 大学の拡張・社会化

1. 社会教育への期待と大学

昭和20(1945)年11月6日付の訓令第12号で文部省は、目下の急務である「国民道義ノ昂揚ヲ図リ文化国民タルノ教養ヲ豊カニシ国民体力ノ増強ニカムル」(『学報』2448号、昭和20年12月28日付、以下同じ)には、学校教育だけでなく、「国民一般ヲ対象トスル社会教育ノ活潑ナル活動」の果たす役割が大きいと考へ、社会教育局を新設したが、その際大学を含めた学校関係者全体へ向けて、「進ンデ社会教育ノ事ニ任ズルト共ニ学校ノ施設ヲ一般ニ開放利用セシムル等ノ方途ヲ講ジ」ることを求めた。

戦後間もなく再開された帝国大学総長会議でも、この問題は早くから取り上げられており、例えば昭和21(1946)年2月の会議では、「大学モ象牙ノ塔デ無ク一般教育界ニ着眼セラレタイ」「一般国民ノ学的レベルガ上ラザレバ、ホントノ学問ハ進マナイ。コノ意味デ大学独善ハ不可ナリ」(『関係文書』)などという文相訓示を受けて、大学の拡張・社会化を実現するために、聴講資格を事実上撤廃して一般大衆向けの講義の特設や講座の一部開放を行うことを申し合わせている。

昭和21年4月のアメリカ教育使節団報告書は、高等教育は少数者の特権でなく多数者の機会であるべきという観点から、大学の一般社会への奉仕、例えば公開講座を設けてよりいっそう親しく国民と接触するように勧告したが、その延長線上で早くも4月18日には、文部省学校教育局長より「一般人ノ教養向上、政治教育、科学教育等ノ為各大学、専門学校ニ於ケル講座ヲ開

第3節 大学民主化への道程

放聴講セシメルノ方途ヲ講シ」(『文部省令達通牒関係書類 自昭和十九年二月至同二十四年三月』、以下同じ)という趣旨の「大学、専門学校聴講生ニ関スル要領」が達せられた。これにより、大学や専門学校は一般人のための聴講生制度を設置することを事実上義務付けられたが、そこでの聴講生の資格は、「男女ヲ問ハズ当該大学、専門学校ノ講義ヲ理解シ得ル学カヲ有スル者」とあるのみで、適宜選考の上入学させるという付帯条項はあるものの、実際には希望者全員に無条件で開放された。入学時期は学年、もしくは学期の初めとされたが、大部分は短期間、しかも不定期に催された教養講座のタイプであり、1年中出入り自由の授業と異ならない。聴講期間は1年以内を原則としたが、延長を必ずしも妨げず、また聴講の修了時には各科目ごとに聴講証明書を交付した。聴講料の徴収は実施校の任意とされたが、多くは無料、まれにパンフレット代程度の実費を徴収したにすぎない。

昭和22(1947)年3月に制定・公布された「学校教育法」は、第69条で「大学においては、公開講座の施設を設けることができる。公開講座に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める」と規定し、また第85条で「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」とこれを補足説明したが、なかんずく大学における公開講座の設置は、旧制時代にはなかった新しい規定である。「学校教育法施行規則」第71条は「公開講座に関する事項は、別にこれを定める」としたが、実際には何も規定されず、その詳細は、前出の通達を踏まえながら各大学の自主的運営に委ねられた。なお、昭和24(1949)年6月の「社会教育法」は、第6章、学校施設の利用で、公開講座の種類や運営方法などについて規定した最初の法制である。

2. 開放講座の盛行

戦後の京都大学における公開講座は、昭和21(1946)年1月の理学部教授10名による理科学講座が最も早く、翌2月の法学講座がこれに続く。いずれも前年11月の「社会教育振興に関する訓令」を具体化したものである。前者

第6章 京都大学の設立と拡充

は、「暦法改革の諸問題」や「植物ホルモン」などのテーマに見られるように、専門学校程度の理科学知識の普及・向上を目指すものであり、聴講生は休暇中の理学部学生や中等・国民学校教員、復員者などで占められた。京都市中だけでなく府下全域、それに大阪・兵庫・奈良・滋賀・和歌山の諸府県からも申し込みがあったというから、反響の極めて大きかったことが分かる。後者もまた、中等学校卒業程度の男女に対して法学知識の普及・向上を目指すものであり、法学部教授8名が8日間にわたって「犯罪と社会」や「家族制度について」などのテーマを講述したが、一般聴講だけでなく、冬期休暇延長に伴う法学部学生の学力低下を補うためもあったらしい。日曜日を除く毎日午後1時から3時までという時間割は、一般市民の便宜を図ったものとは言いがたいが、4月の3日間、6名の講師で行われた農学部文化講座のごときは、毎回午前9時から正午まで、午後1時半から4時半までの時間割を組んでいる。5月に始められた大学本部が主催する京大教養講座は、春秋の2回、学内から選ばれた教官1名が一般市民向けの講演を行ったが、この場合も、午後3時もしくは3時半からの開始となっている。いずれも主催者側や講師の都合を優先させた時間割であろう。

同じ5月には、公開物理学講座や農学部講演例会、化学研究所講演会なども実施されているが、結核研究所(現：胸部疾患研究所)が主催する結核土曜講座は、医師・厚生関係者・医学部学生などを対象とするもので、一般聴講は受け付けなかったらしい。毎週土曜日の午後2時より2時間、結核の臨床・診断・治療・病理・予防などについて講義を行っており、昭和21年5月から昭和22(1947)年2月まで時折中断しながら10カ月間継続した。その後の経過ははっきりしないが、昭和24(1949)年9月から12月まで14回連続の結核講座を実施したことがあり、かなり遅くまで断続的に続けられたものと見える。

医学部関係にはもう一つ、昭和22年10月に始まった見学講習会と呼ばれる開放講座があったが、原則として医師免許状所有者や取得見込みの医学生を対象にしており、毎回1カ月を限って志望する講座に見学という形の聴講を

第3節 大学民主化への道程

認めている。なお、その後この種の資料が再出しないから、あまり長続きはしなかったようだ。

専門職者を対象にした講座は結構多く、例えば京都市内の国民学校教員260名を対象にした理学部教官による理科教育講座は、昭和21(1946)年5月から6カ月間(8月を除く毎水曜日)の長期にわたり、新教育制度に合わせた理科再教育を実施した。8月に行われた農林経済学教室と財団法人日本農業研究所の共催になる農業経営並農業簿記講習会もまた、自営農家や各種農業団体の関係者を対象にしており、一般聴講とは関係がない。昭和22年8月、農林経済学教室・農地改革協議会・農林省京都農地事務局の共催した農地改革及農業経営講習会や昭和23(1948)年8月に農学部主催の農業講座、別名夏期学校もまた、このタイプである。昭和25(1950)年度の学校開放講座実施報告には、農学部が主催する夜間研究会形式の講習会を既に計10回開催したとあるが、毎回100名前後の聴講者を全国各地から集めており、それなりの実績をあげつつあったことが分かる。

一般市民を対象にしたいわゆる教養講座も盛んに行われており、昭和21年6月には職員組合各支部が企画する医学日曜講座、理学日曜講座、工学教養講座(毎土曜1時から4時10分まで)がスタートしたが、休日もしくは終業後に時間設定したのは、勤労者の便宜を最優先させた、いかにも職組主催の講座らしい。講師、題目とも学部レベルの講座と重複しており、内容的にはまったく遜色がない。

夏期休暇中の8月には京都市と共催の第1回日本文化大学講座が始まったが、以後、年末まで様々な開放講座が学内いたるところに登場した。9月の文学部学術普及会公開講座、10月の京都市と共催の名著解説講座、総合研究体制公開講演会、哲学会公開講演会、人文科学研究所公開講演会、11月の新憲法公布記念特別講演会、京都市・京都文化団体協議会・本学共催の自然科学講演会、工学部学術講演会、国文学会講演会などがそれである。哲学会公開講演会のように、研究者を主対象にした学術講演会のタイプもないではないが、本来研究成果の発表の場であるはずの総合研究体制公開講演会が一般

第6章 京都大学の設立と拡充

来聴歓迎を掲げ、また人文科学研究所公開講演会が時事問題を平易に解説し、広く男女学生・新制高校・一般市民との直結を目指したように、可能なぎり教養講座のスタイルを崩していない。

ところで、これらの講座はどのように運営されたのだろうか。文部省社会教育局は、毎年度初めに全国の各大学に対して公費補助による実施計画を募っているが、「昭和22年度学校開放講座経理報告書」（『文部省往復関係書類 自昭和二十二年三月至同二十四年九月』）には、京都大学公開講座のほかに同志社大学法律・経済・政治学講座と立命館大学文化講座の3種があり、本学が責任校となって、市内各大学の開放講座を実施したらしい。本省予算として京大1万円、同志社大5,000円、立命館大1,500円を計上しており、各々の講座の規模が知られる。むろん、学内から寄せられた計画がすべて採用されたわけではなく、毎年1件程度、すなわち昭和22(1947)年度は文学部の公開講座、また昭和23年度は農学部の夏期学校が各1万円の補助を得たにすぎず、その他はすべて別会計で賄われた。講座の期間は毎回1週間から10日程度のものが多いが、公費補助を得ていたものは、かなり大規模かつ長期に及び、それなりに密度の濃い内容となっている。例えば文学部の公開講座は、昭和22年5月から12月に至る6カ月間に計4回の連続講座を実施したが、その第1回目、5月9日開講、6月2日に終了した仏教学・東洋史・英文学の各講座のように、毎回3ないし4名の講師が各2時間を4週連続しており、講座数は延べ52回に達した。なお、聴講費は原則として無料であったが、別会計の場合は講座1コマ当たり2、3円を徴収している。印刷費等の実費に当てられたものようである。

表1-6-3に見られるように、参加者数での男女差はほとんどないが、女子は年少者が多く、また文学的講義に集中し、一方、哲学的講義には男子が多かったようだ。「市民の継続的な来聴を歓迎するものであるが、宣伝の拙いためか毎回学生にその過半数を占められる。つづけて来る人は珍しい。勤労市民のために時間も四時過に致してゐるにも不拘、その足の遠いのは夜間講座、日曜講座を示唆する。それにしてもその都度市内の小学校にはもれな

第3節 大学民主化への道程

表1-6-3 文学部公開講座・聴講者の内訳
(昭和22年5～12月)

		計	男子	女子
職業	学 生	387人	205人	182人
	教 員	96	55	41
	市 民	173	79	94
総 計		656	339	317
年 齢	20歳未満	108	19	89
	30歳未満	434	240	194
	40歳未満	83	48	35
	40歳以上	31	25	6
総 計		656	332	324

注1 「昭和22年度学校開放講座実施報告書」により作成。

2 出席重複の有無については不明。

く案内を出すのに教員の利用度の低い事は寂しい、何故であろうか」(『文部省往復関係書類 自昭和二十四年五月至二十五年五月』)などといった反省文が付されているが、これは一連の開放講座が多かれ少なかれ抱えていた問題点にはかならない。

大学主催の開放講座は昭和23(1948)年頃からしだいに下降線を辿り、昭和25(1950)年度以降は本省からの問い合わせにほとんどの部局が実施計画無しと答えるようになったが、その原因はおそらく一時的な講座ブームに伴い、本来の研究・教育活動に少なからず支障が出てきたためのようだ。昭和24(1949)年7月には京大学生連合会の夏期講座が、教官研究室や事務室に近く、騒々しくて困るなどという理由で法学部当局から会場の使用を断られたことがあるが、人文科学研究所や経済学部の現職教官を講師に予定した講座であるだけに、以前には考えられなかったことである。学外者を混じえた、特に学生団体の主催する講座がしばしばイデオロギー色を前面に押し出し、急速に政治集会化しつつあったことは事実であり、大学当局側はしだいにこの種の催物に消極的となったが、取り締まりに頭を痛めた鳥養総長は、「学

第6章 京都大学の設立と拡充

外者を入れなければ成立せぬ様な企画を立てることは不可也。本学学生のみを対象とすべき也。市民を入れるのは春秋二回のみに限る」「度々やる性質のものでない。それ以上は困る。大学の機能の妨害となる」(「関係文書」と極めて単純明快に反応した。催物の如何を問わない十把一からげの割り切り方であるが、これはとりもおさず、大学当局側のいわゆる社会奉仕、市民サービスの方向転換を雄弁に物語るものでもあった。

3. 国際交流の再開

昭和21(1946)年11月1日現在の統計(学生生徒数)によれば、本学に在籍する外国人学生は大学院17名、本科168名、外国人特別入学規程によるもの100名、選科2名、計287名に達する。国別の内訳は、中国194名を筆頭に朝鮮62名、ジャワ11名、満州7名、台湾5名、ビルマ2名、仏印2名、セレベス2名、マレイ1名、インドネシア1名などが続いており、旧植民地の朝鮮や台湾、それに日本軍が早くから展開していた東南アジア一帯の占領地からの留学生たちであった。いずれも戦中時代から引き続き勉強していた人びとである。欧米系の学生は、昭和22(1947)年1月の統計に登場する文学部の大学院生イタリー人1名とカナダ人1名が最も早く、昭和23(1948)年7月まで在学が確認できるが、学部レベルではまだ1名も見ることができない⁽²⁰⁾。

敗戦国日本から早々に帰国した留学生も少なくなかったと思われるが、統計を見るかぎり、その後もしばらく外国人学生は増え続けており、最も多い昭和22年5月には361名に達した。うち中国人学生249名は3月現在の207名より一挙に42名増え、また朝鮮人学生90名は同時期の70名を20名も上回っており、いずれも新しく入学してきたことが分かる。もっとも、この数字は昭和23年度を迎える頃から急激に小さくなり始める。1月1日の322名、3月1日の290名、5月1日の282名といった数字に見られるように、退学者が続出しているが、夏休みが終わった9月には一挙に241名に減り、年末にはさらに197名に落ち込んでいる。昭和24(1949)年4月の新学期には、卒業生を送り出したこともあって166名しか在籍が確認できず、実に最盛時の半分に

下となった。

国籍別で見ると、大多数を占めた中国人学生の減少がとりわけ著しく、この時点では僅かに99名を数えたにすぎない。一時期増え続けたのは、おそらく国共内戦の激化という国内事情によるものと思われるが、昭和23年以後の退学者続出については、はっきりしたことが分からない。物価暴騰が外国人学生を直撃したことはむろんであり、経済的理由で勉学を断念したものも多かったはずである。本国政府からの召喚によるもの、あるいは祖国再建のため自ら帰国した人びとも当然いたと思われるが、やはり決定的であったのは、学制改革に伴う旧制大学の消滅であろう。昭和24年夏に発表された日本政府の外国人留学生に対する補助打ち切りが⁽²¹⁾、これに追い打ちをかけることになった。

中国人に続いて多かった朝鮮、後の韓国籍の学生は常時80名台、少なくとも5、60名を下ることはなかったが、これはおそらく在日系の人びとが多かったためと思われる。昭和24年4月現在の統計に沖縄県人1名が登場したのは、アメリカ軍政下の沖縄返還前のためであり、5月1日の3名、9月1日の6名と短期間に漸増しているが、いずれも琉球政府から派遣された官費留学生である。

昭和24年6月に行われた新制大学最初の入試では、8学部の総計1,529名の新生のうち、外国人学生はわずかに韓国5名(法2名、文1名、理2名)、ポルトガル1名の計6名にすぎない。医学部薬学科に入学したポルトガル籍の学生は、三高出身のいわば在日外国人のタイプであり、厳密な意味での留学生とは異なるだろう。なお、翌昭和25(1950)年には、経済学部外国人特別入学枠として2名の韓国学生が入学した。沖縄からの留学生は、昭和26(1951)年法学部に入学の3名が最も早かったようであるが、「留学琉球学生」の肩書きを付されており、旧制時代と同じく外国人扱いである。いずれにせよ、これらすべてを合わせても、新生は毎年10名足らずの少数にとどまった。新旧両制度が並行した昭和24年9月現在の外国人学生は180名(旧制174名、新制6名)を数えたが、4年後の昭和28(1953)年度には僅か21名に減少し

第6章 京都大学の設立と拡充

ており、この間、新制京都大学への入学者がほとんどなかったことが分かる。

ところで、翌昭和29(1954)年には外国人学生は一挙に増え、アメリカ人18名を含む95名を数えたが、これは同年度に日本政府が創めた国費外国人留学生招致制度によるものである。当初はアメリカ人のほかは、韓国・台湾人学生が大半を占めたが、しだいに東南アジアやヨーロッパ各国からの留学生も見られるようになる。なお、欧米系の学生は大学院生が多く、一方、アジア各国からの人びとは学部学生が一般的であった。

外国人教師に関する記録は、昭和22(1947)年4月1日付の統計(職員・備人数)が最も早く、講師2名が挙げられている。9月には講師2名、副手1名、計3名、11月には講師3名、副手1名、計4名、翌昭和23(1948)年3月には講師3名、副手3名、計6名というように、若干の増加は見られるが、教職員の総数3,800名前後を考えると、いかにも少なすぎる。いずれも嘱託の項目に分類されており、教壇には非常勤講師として上がったものである。新制発足当時の文学部の「講師担任講座及び略歴調」(『新制大学設置関係書類』第5冊)には、中国・アメリカ・カナダ・フランス・スイス国籍の5名に日本に帰化した旧ドイツ人を加えた計6名の名前があるが、専任講師の三浦アンナを除けば、いずれも非常勤講師である。うち4名は既に旧制時代の昭和22、23年頃に着任しているが、独逸語学・独文学の三浦アンナは戦前の昭和7(1932)年度に1度教職歴があり、また仏語学・仏文学のモンチニー(Cardon de Montigny)は、昭和12(1937)年から継続して教えていたものである⁽²²⁾。申請書類にはないが、このほか、昭和21(1946)年度に英文学を担当したビルネ(Patric James Byrne)なる外国人教師がいるが、おそらく昭和22年度に着任、昭和31(1956)年度まで10年間在職したマレット(John Charles Murrett)の前任者であろう。

外国人教師の招聘については、CIEが早くから仲介の労を執っており、時おり就職を希望する外国人の履歴書を本学にも送付して受け入れの有無を打診したりしているが、京大側からは、昭和25(1950)年5月の招聘要望書の

提出が最初らしい。このとき経済学2名、物理学1名、英語・英文学1名の計4名がリスト・アップされている。英語・英文学担当以外は、具体的な候補者名が挙げられているが、いずれもアメリカ人である。学会出席のような短期間の招聘でなく、例えば理論原子核物理学の分野で招聘されたコロンビア大学のラビ(Isidor I. Rabi)教授の場合は、4月1日から3月31日まで1年間の予定で毎週16時間、講義・実験・演習などを担当することになっていた。アメリカ国籍で統一されているのは、CIEとの関係であろう。

占領下の日本からの海外渡航は極めて難しく、昭和23(1948)年9月にプリンストン大学からの招聘で長期出張した理学部教授湯川秀樹のようなケースはほとんどない。昭和25(1950)年2月から4月にかけて鳥養総長が渡米し、ワシントンのジョージ・タウン大学をはじめとする全米各地の25大学を訪問しているが、これはGHQの企画したアメリカ教育事情の視察、ナショナル・リーダーズ・プロジェクトに参加したものである。一般教官の海外出張は、昭和25年度に再開された文部省の在外研究員制度によってようやく緒に就くことになる。同年5月から9月へかけて、本学から医学部助教授東昇以下10名の教官が渡航のチャンスを与えられているが、アメリカ経由でヨーロッパ各国へのお出張を認められた1名を除けば、すべてアメリカ合衆国が出張先である。

一方、学生レベルの留学は、個人的な渡航以外はほとんど例がなく、昭和27(1952)年7月から1年間、国際ロータリーのフェロシップでイリノイ大学で学ぶことになった医学部薬学科の大学院生宮野成二が、おそらく戦後最も早いものの一つであろう。組織的な留学生派遣は、昭和24(1949)年度に創設されたアメリカのガリオア資金や貿易資金による各種の国際交流およびイギリス・フランス政府の援助によるものが既にあり、現に同年12月1日に本学を会場の一つとして実施されたガリオア資金の遣米留学生試験に応募した学生もかなりいたようであるが、最終審査をパスした142名のうち京大関係者は菅泰男(昭和14年文学部卒、34歳、吉田分校助教授)、清岡崔爾(昭和16年経済学部卒、32歳、東京都経済局)、渡辺洋二(昭和18年文学部卒、30歳、専修大学

第6章 京都大学の設立と拡充

助教授)、神崎大六郎(昭和23年文学部卒、32歳、平安女学院専攻部教授)の4名のみであり、在学生の名前は1名も見当たらない。35歳未満の旧制大学卒(女子は専門学校卒以上)、もしくは本年3月卒業見込みの有資格者の中から「公共の福祉に奉仕しようとする少壮有為な者」を「広く一般より公募」(『学術月報』3巻1号、1950年、54頁)するという試験の方式そのものが学生一般の応募を狭め、合格を難しくしたことも考えられる。その後、160名の追加があり、翌昭和25年7月には先の合格者を合わせた計281名の留学生がアメリカへ向けて出発しているが、本学から選ばれた人数や氏名などの詳細は分からない。

第2項 戦後民主主義と学園生活

1. 学内諸団体の消長

戦時体制化の進行に伴い、閉鎖もしくは休眠を余儀なくされた学内諸団体の多くは、戦後逸早く新しい装いの下に再出発した。同学会は昭和16(1941)年4月、校友会の学校報国団への改組を回避するかたちで生まれたものであるが、その実体は時局に順応した翼賛的な学生団体の域をほとんど出ることができなかった。このため、早くも昭和20(1945)年11月、改組案の作成に着手した。学生側の原案にある、①同学会の運営は原則として学生委員の手で行い、特別の場合は顧問会の協力・援助を受ける、②取締規則を廃止して学内治安を学生委員により自律させる、③同学会を学生の意思表示機関として学園の自治達成の一翼とする、④同学会の監督は総長が行うが、責任上止むを得ざる事項以外は委任の形式により、学生委員の自由を認めるなどという主張に、大学当局側も原則的に異議はなく、翌年早々には両者の合意が成立し、成文化に漕ぎ付けている。

昭和21(1946)年10月に行われた同学会協議委員の選挙は、この新しい規則によるものである。投票総数1,567票は、学生数およそ8,000名の2割弱でしかないが、従前のほとんど無競争時代に見られた、各学部および傘下団体よ

第3節 大学民主化への道程

り選出の学生代議員や常任委員を追認する方式に比べれば、学生一般の関心がそれなりに盛り上がった状況がうかがわれる。会長に帝大総長を頂き、幹事に学生監や学部長以下の教職員が任じた学友会以来の旧い同学会とはまったく別組織であり、学園民主化の第一歩、すなわち学生自身の手になる全学的自治組織の誕生と受けとめられたのであろう。

大学当局との関係は、教職員の入会を特別会員として認める一方で、顧問制度を設けて、総長・学生部長・事務局長よりなる中央顧問と特別会員の教官から学生の推薦により総部(総務部、会計・文化・運動・厚生・社会総部)顧問、および部(学内公認団体のすべて)顧問若干名を迎えるというかたちで続いており、まだ完全に戦前的な体質を払拭しきれていないが、財政的基盤をまったく欠いた新しい団体だけに、鳥養総長らのいわゆる好意的援助、なかんずく財政的援助に期待したもののようである⁽²³⁾。

新協議委員32名の内訳は、無所属9名、各学部会8名、社会科学研究会・唯物論研究会・青年共産主義同盟7名、運動部関係2名、高校同窓会2名、政治研究会1名であり、イデオロギー色はまだそれほど強くない。現に昭和23(1948)年の授業料不払い闘争や翌昭和24(1949)年の国立学校設置法・教育職員免許法反対闘争では、各学部自治会の相次ぐスト決議とは裏腹に、同学会のみがスト反対の方針を打ち出し、自治会系の共同闘争委員会と激しく対立するなど、一時は分裂状態となった。運動部や文化団体など中立系の代議員が多かったためであるが、昭和24年末の改選後は常にいわゆる左派が圧倒的優位を占めるようになり、しだいに先鋭化の度合いを強めた。なかんずく昭和25(1950)年の前進座事件で中執委員長の放学を含めた32名の大量処分者を出してからは、当局側と事々に衝突を繰り返しており、翌昭和26(1951)年の天皇事件でついに同学会の解散を命じられた。昭和28(1953)年6月、ようやく再建を認められたが、傘下団体であった運動部連合は、このとき独立して京都大学体育会となった。ややもすれば校友会的な性格の強い運動系の諸団体を切り離すことにより、同学会が本来の自治活動に専念できるという狙いもあったようだ。

第6章 京都大学の設立と拡充

大正14(1925)年4月に創刊した『京都帝国大学新聞』は、学友会、のち同学会新聞部の機関紙であり、当初は月2回の発行であったが、やがて旬刊から週刊へ回数を増やしていった。戦時下の昭和19(1944)年3月には用紙不足のため一旦休刊したが、間もなく『東京帝国大学新聞』と合体して『大学新聞』を創刊した。昭和19年7月から昭和21(1946)年3月まではこの『大学新聞』の時代であり、京都帝国大学新聞社は東京にあった財団法人大学新聞社の出先機関として、関西方面の通信記事を担当したにすぎない。

『京都帝国大学新聞』の復刊は戦後すぐに画策されたが、資金や用紙の手当てが思うようにいかず、しかも帝大特権の継承に難色を示すGHQ側の意向もあって、広く関西地方一円の大学や高専の学生を対象とした『学園新聞』として刊行されることになった。発行母体である京都大学新聞社は、全関西の学生新聞たるにふさわしく、当初は京都の大学新聞社を含意した名称ともいうが、西部構内の部室をそのまま使用したように、実質は京都帝国大学新聞社の継承にほかならない。ただ、同学会とは直接関係がなく、また大学の公認団体でもなかったため、施設の使用権などをめぐる問題がやがて表面化する。世論調査で各学部のいわゆる無能教授をリスト・アップしたり、また京大医学部附属病院看護婦事件など大学批判のルポ記事を列ねたことが当局側を刺激したためらしい。昭和25(1950)年1月によりやく公認の学内団体となったが、このとき教官らで構成する顧問団を受け入れ、その指導・助言を得るという交換条件を付されている。もっとも、これは大学側の管理・監督の要求を退けるためのいわば便法であり、その後の報道内容に見られるように、編集権の侵害とは無関係である。

なお、『京都大学新聞』への改称は、昭和34(1959)年11月30日の1,000号発行を記念して行われた。発行元を学生団体・京都大学新聞社としたのは、京都大学刊行の新聞でないことをはっきりさせるために大学側が要求したものであるが、学園新聞時代から継続した社名へのクレームであり、今更の感がないではない。時あたかも60年安保闘争の前夜であり、紙面に溢れた政治色著しい記事へのおそらく責任回避的な対応であろう。

第3節 大学民主化への道程

昭和21年2月の帝国大学総長会議では組合問題も取り上げられ、会議に出席した鳥養総長は、「職員組合、公費ノ援助ヲ認メ予算計上ノコト」(「関係文書」、以下同じ)というメモを残している。GHQの内面指導を受けた文部省側の意向によるものらしいが、どこまで本気に考えられていたのかは分からない。現に予算計上はもとより、大学経費の中から組合へ何がしか補助した形跡は見当たらず、おそらく施設の利用等でお茶を濁したものであろう。

部局レベルの組合結成は戦後間もなく始まっており、昭和21年春頃までに工・理・医学部の若手教職員(助教授・講師・助手・大学院研究嘱託・実験助手・雇・職工)を主体とする組合が誕生した。文・経・法・農の各学部にも同じような動きがあったが、これらの組織を統合した全学的な職員組合の結成については、その時期が必ずしもはっきりしない⁽²⁴⁾。昭和21年1月の教職員を対象にした生活調査は、職員組合工学部支部の名で行われており、また同じ頃、職員組合理学部連合支部や医学部支部などと称しているから、既に京都大学職員組合が発足していたことが分かるが、一方でまた、「職員組合ト取り合フ必要ハ認メズ。夫レハ只単ニ私的ノモノナレバナリ」という総長発言もあり、大学当局とはまだ正式の関係にはなかったようだ。

京都大学職員組合が鳥養総長に対して団体協約を申し込んだのは昭和23(1948)年6月末のことであるが、7月19日に早くもスト予告を行っており、日教組の待遇改善を目指すゼネ・スト闘争に呼応するかたちで、正規の労働組合として名乗りを上げたものらしい。5日後の7月24日、大学側は組合への回答を保留したまま、とりあえず総長名で警告書を発した。7月22日付のスト禁止に関するマッカーサー指令を承けたものであり、「法的ニハ如何ナル解釈ガアロウトモ、法律以上、天皇以上ノ司令官ガ明ニ意志表示ヲシタ、ソノ精神ニ反スルコトヲサセテヨイカ」といった危機感から、軽挙妄動を厳に戒めたものである。

「京大教授ガ日教組カラノ指令テ研究ヲ抛棄シタ」という事態を何とか回避し、「後日重大結果ヲ将来スルコトガ」ないようにするのが大学側の狙いであり、併せて全職員に向けた同様趣旨の告示が出された。今回のスト決定

第6章 京都大学の設立と拡充

が、一部幹部の独走したもので組合員全体の支持を必ずしも得ていない、「組合が結成早々アッテ、ソノ運営が軌道ニ乗ッテ居ナイコトニ源因スル」と考えられたためもある。「一番良イコトハ中止ヲ命ズルコトデアルガ、ソウモ行カヌ」という総長サイドの説明は、いかにも民主主義に敏感な時代状況を反映したものらしい。なお、このとき大学当局と組合側が定期的に会合をもって情報交換することが決まったが、何時頃まで続けられたのかは分からない。

これに先立つ5月10日には、第三高等学校教職員組合が結成された。大学各部署の職組と異なり、校長、事務官ら数名を除く115名、ほぼ全員加入の組織率を誇り、日教組への即時加入のみならず、他校組合との連携にも積極的に取り組んだが、これはおそらく、廃校を目前に控えた危機的状況が学内すべての人びとを突き動かしたためであろう。

昭和21(1946)年4月に結成された全京都学生協同組合⁽²⁵⁾は、傘下の各学校に強固な足場を持たなかったこともあり、経営が軌道に乗らないまま早くも9月には解散、各学校単位の協同組合に分離した。9月中旬に発足した京都帝大学生協同組合がそれであるが、まだ組合加入者は600名、1口20円、資金1万2,000円の小規模にすぎなかった。間もなく新設される同学会共済組合、のちの共済会は、販売・事業・厚生 of 3部を置いたが、協同組合はこのうち販売部門を担当したものである。

昭和23(1948)年5月には京大学生協同組合へ改組されたが、これは前年末の西部構内の火災で共済会を失った同学会やその下部団体の支援を得て大々的に拡充されたものである。単なる消費組合にとどまらず、文化面をも含めた広汎な自治活動への進出を目指しており、例えば1口50円以上の出資をした組合員に対し、①生活必需品の割引販売、②組合施設の優先的利用、③文化事業(映画・演芸・音楽会)への参加、④組合の生産事業への参加、⑤アルバイトの斡旋、⑥組織的アルバイトへの参加などの各種サービスを提供することとした。一般学生のみならず、「全学園内の人々をも包含すべき性格を有する」(『学園新聞』昭和23年5月24日付)と説明されたが、この時点ではま

だ教職員の組合加入はない。

昭和24(1949)年3月、京大大学生生活協同組合の設立に関する共同声明が発表された。京大学生生活協同組合に京大職員組合厚生部と京大職員厚生会を併せた3者の合議に基づくものであり、設立趣意書がいうように、学園内すべての人びとを視野に入れながら、「生産および消費の両面にわたり経済的生活の向上と相互の文化教養研鑽の機関としての学校協同組合」(『学園新聞』昭和24年3月7日付)を目指したものである。学生、教職員から選ばれた各7名の理事が、総務・経理・購買・書籍・喫茶・共済の各部を総括したが、各部には別に理事および委員若干名が置かれた。出資金は1口100円、年5分の割戻し率とともに、脱退の際の返還を規定している。5月25日に設立総会を開いた京都大学消費生活協同組合がそれである。発足当初は資金不足に苦しみ、また十分な人材や運営のノウハウがなかったことなどもあり、事業内容はそれほど広汎にわたらず、例えば食堂経営一つを見ても、民間業者と競合した。昭和24年10月には再建された西部食堂の経営権を獲得し、既に三高共済部から引き継いだ吉田食堂と2つの施設を有したが、学内にはまだ個人経営の食堂がいくつかあり、昭和26(1951)年10月の本部地下食堂の獲得によってようやくすべての施設を傘下に収めた。この間、昭和25(1950)年7月には生協従業員を組織した職員組合が誕生するなど、のちの京大生協の原型がほぼできあがった。

ところで、この時期の学内団体には一体どのようなものがあったのだろうか。昭和26年2月に制定された京都大学学内団体規程によれば、学内団体は本学の職員、学生生徒、または特定の本学関係者により構成されることになっており、職員の場合は団体名に所在地と代表者氏名を添えた結成届を提出するだけでよかったが、学生生徒が単独もしくは他の者と共同して学内団体を結成するときは、結成願を提出して当局側の承認を受けなければならなかった。承認事項に違反すればむろん取り消しとなり、また毎年5月15日までに更新届を提出しない場合は解散扱いとなった。昭和26年6月15日付の『学報』2598号に見える学内団体は総計110に達しており、うち届出団体は京都

第6章 京都大学の設立と拡充

大学職員組合など7、また許可団体は京都大学新聞社や同学会、生活協同組合など103を数えた。当然のことながら、圧倒的多数は学生団体であり、しかも、過半は関西倫理学会や京大民俗学会のような学術的なものであるが、その他、京大米式蹴球部や端艇部などの体育系クラブが25、また能楽研究会やホトトギス会のような趣味的サークルが21含まれていた。

2. 戦後インフレと学生生活

戦後の学園生活を直撃した最大の問題は食糧危機であり、1,000余名の学生の食生活を預かる京大食堂では慢性的な米不足に悩んだが、昭和21(1946)年5月末には外部からの米の搬入がまったく途絶え、また非常用3日分の備蓄米も底をついたため、4日間お粥を供するだけとなった。学内の空き地はいたるところ芋畑と化していたが、食糧不足を補うには到底間に合わず、食糧営団との交渉も不調に終わり、万策つきた大学当局は、6月17日から8月31日までを夏休みとした。食糧休暇の名で呼ばれるゆえんであり、「飢餓線をさ迷ふ学生群」「餓死か然らずんば学業放擲か」(『学園新聞』昭和21年6月11日付)などと報じられたのも、決して誇張ではない。

京大生の1カ月の平均生活費は、物価高騰のあおりをうけて、昭和21年11月の500円、昭和22(1947)年9月の1,500円、昭和23(1948)年2月の2,500円、昭和24(1949)年11月の5,000円というように、倍々ゲーム的な上がり方をした⁽²⁶⁾。学生の大半はサラリーマン家庭の子であり、インフレに見合う賃上げなどなく、したがって十分な仕送りは望めなかったから、破滅的な経済生活を余儀なくされた。現に生活費全体に対する食費の割合は極端に大きく、京大共済会と厚生課が実施した昭和22年5月の調査では65%、同年9月には実に70%にも達したが、これは戦前、例えば昭和9(1934)年頃の平均33%に比べると、その異常な上昇ぶりが一目瞭然であろう。

授業料などの学費もすさまじい勢いで高騰した。昭和21年4月1日現在の検定料20円、入学金10円、授業料360円は、昭和22年度の検定料100円、入学金50円、授業料600円、昭和23年度の検定料200円、入学金200円、授業料

第3節 大学民主化への道程

1,800円、昭和24年度の検定料400円、入学金400円、授業料3,600円というように、インフレにほぼ見合うかたちで毎年値上げされていった。授業料未納者が大量に発生したのはこのためであり、昭和23年度のように一挙3倍の値上げは、同盟休校をも辞さない授業料不払い闘争を結果した。同年9月現在の納入者が全学生7,000名(院生を除く)の僅か16.5%に当たる1,155名にとどまったというから、大半の学生が納入にそっぽを向いたことになる⁽²⁷⁾。毎年1万枚の督促状を用意した大学当局側は、さすがにいきなり除籍をいうのではなく、出席停止や附属図書館の利用不可などというからめ手から未納者に迫っているが、大して効果があったとも思われない。

組織や設備面で全国一と称された寄宿舍の場合も、寮費の値上げを免れなかった。昭和22年4月現在の寮費は、甲室(8畳)16円、乙室(6畳)12円であったが、昭和23年度は甲室32円、乙室25円、昭和24年度は甲室60円、乙室50円、昭和25(1950)年度は甲室120円、乙室100円へ値上げされている。昭和22年7月頃の京都市中の部屋代が平均57円というから、光熱費を含めた寮費19円はかなりの安さだし、また食費も下宿生活では400円前後を要したが、寄宿舍の賄いでは234円程度で済ませており、歴然たる差があった。1カ月の生活費2,500円を要した昭和23年度の統計を見ると、寄宿舍生の場合は、毎月末に食費400円と自炊維持費100円に光熱費等の諸雑費を加えた計700円程度を納入すればよかったから、それなりに恵まれていたことになる。毎年春には、定員120名に7、8倍もの入舎希望者が殺到し、どの学部よりも競争の激しい「京大中の最難関」(『学園新聞』昭和23年5月31日付)と言われたのも、宜なるかなである。

本学厚生課が行った昭和22年度現在の試算では、常時アルバイトや奨学資金の必要ないいわゆる困窮学生は、学生総数7,750名の30%強に当たる2,370名を数えたが、このうち大日本育英会、のちの日本育英会奨学資金(月額1,000円以内⁽²⁸⁾)の受給者は610名、25.7%にすぎず、大部分の学生はアルバイトで何とか食いつなぐほかはなかった。同学会の統計調査会が翌昭和23年2月に実施した生活調査によれば、全学生の51.7%が何らかのアルバイトに従事し

第6章 京都大学の設立と拡充

ているが、うち17.4%は定期的就労者であり、平均して全生活費の63%をこの内職収入で補っている。労働日は毎週平均3.7日、日給50円というから、月当たり740円程度でしかないが、生活費のすべてを内職で賄う24%、また家庭をむしろ扶助している5.5%の学生たちになると、ほとんど毎日、それもハードな労働に従事せざるを得ず、学業との両立どころではなかった。

アルバイトの種類や内容については、昭和23年3月に厚生課が集計した過去1年間のデータがある⁽²⁹⁾が、総計2,124名の62%に当たる1,316名が肉体労働に従事しており、^[ママ] 智的労働に就いたものは808名、38%にとどまる。肉体労働のうち開墾や伐採などの重労働はさすがに珍しく、大部分は中・軽労働であるが、中労働は運搬や雑役、また軽労働は映画のエキストラや宝くじ販売などが多かった。一方、智的労働と呼ばれるものは、外交員・事務・販売契約・調査などがほとんどを占めており、学生アルバイトの本命であるはずの家庭教師22名と講師6名を合わせても28名、全体の僅か3.5%にしかない。智的労働に集金人を含めたのはいささか解せないが、いずれにせよ、その内訳は速記・筆耕・製図・印刷・広告部員など20種類にも及んでおり、仕事の如何にかかわらず、食うためにともかく働いた多くの学生たちの、ぎりぎりの生活状況が分かるだろう。

3. 学生運動の高揚

治安警察法の廃止や選挙法の改正など、一連の民主化政策の延長線上で解禁となった戦後の学生運動は、本学の場合、新しい同学会に代表される全学を結集した自治組織によって、学園の民主化を目指す様々な活動に具体化されていった。大学の自治イコール教授会の自治を排し、「学校行政は教授会のみにて行はれるべきものに非ずして、学生の輿論を反映すべきこと」(『学園新聞』昭和21年11月1日付、以下同じ)と主張する学生側に対して、大学当局は相変わらず、「学校の行政面以外の学内の諸機能が全く学生の手によって自治的に運営されて行く」ことを認めるといふ基本姿勢を崩しておらず、早晩両者の対決は避けられなかったが、発足当初は政治色はまだそれほど鮮

第3節 大学民主化への道程

明でなく、したがって取り締まりにつながるような事態もほとんどなかった。戦後インフレの渦中で破滅に瀕した学生生活の防衛が急務であり、最大の関心事であったということもあるだろう。昭和22(1947)年1月31日に同学会が主催した生活危機突破全京都学生大会の掲げる7つのスローガンが、市電学生定期の認可や自活学生の生活保護などの経済的問題に終始したのが、そのことを何よりも雄弁に物語ってくれる。これは、翌2月1日の日教組ゼネ・ストに呼応して結集した1,000名の学生たちが京都府知事へ決議事項をアピールしたものであり、大学当局側とは直接の関係がない。

ところで、昭和23(1948)年6月に表面化した授業料値上げ反対闘争は、同盟休校を闘争手段としており、従前の学生運動とはいささか様相を異にする。3倍値上げ案の撤回を求めて同盟休校を決議した全国国立大学会議や全国官公立大学高専代表者会議の席上で同学会のみがスト回避を主張したが、学内では文学部学生大会がスト決議をしたように、この方針は必ずしも全学の支持を得たものではない。現にこのとき、法・経・文・医の各学部自治会は同学会の不信任を相次いで決議し、その改組案に取り組んでいるが、同様の動きは、昭和24(1949)年度に入って浮上した「大学管理法」や「国立学校設置法」「教育職員免許法」への反対闘争、そしてまた附属病院看護婦事件などにも見ることができる。

一連の法案反対について同学会と各学部自治会との間に原則的な差異はないが、街頭デモや同盟休校、さらには学外諸団体との共闘などの戦術面で、意見の一致を見なかったものである。昭和24年2月28日に民主主義学生同盟(民学同)が主催した大学法案反対決起大会では、職組や民主主義科学者協会(民科)、理学部自治会などの応援を得ながら、学内外における宣伝啓蒙を全国的大運動へ拡大することを決議しており、差しあたり全学的な共闘体制を目指して学生・教官・職員3者よりなる連絡懇談会を設けた同学会とは、かなりの距離がある。一方、国立学校設置法など2法反対闘争は、全学連のスト決行の指令に基づくものであり、本学では5月10日、学制改革の影響を直接に被る第三高等学校生徒大会が圧倒的多数でスト決議を行い、法学部など

第6章 京都大学の設立と拡充

いくつかの自治会もこれに追随したが、同学会のみは従前と変わらず、法案反対の意思表示をしたにとどまる。三高闘争委員会の掲げる「教育予算増額」や「白線浪人ならびに旧制高校三年の責任ある解決」などはともかく、「大学を縮小する国立学校設置法反対」「治安維持法を復活させる可能性ある教育職員免許法反対」などの短絡的なスローガンに必ずしも同調しなかったものであり、その意味では、「あえて問題にするに足りない」（『学園新聞』昭和24年5月16日付）と、これをほとんど無視した大学当局側と歩調を一にする。

昭和24年6月のいわゆる看護婦事件は、3月21日付の『学園新聞』115号に掲載された附属厚生女学部生徒が実習の名の下に苛酷な労働を強いられているというルポ記事に端を発したものであるが、問題を複雑にしたのは、この後すぐ、病院側が卒業生39名中の10名を不採用にしたことである。今回の措置は卒業生を京大病院に強制的に勤務させない、むしろ温情的な取り扱いであるという病院側の説明は、不採用者の中に待遇改善闘争に精力的に関わった人びとを含んでいただけに、大して説得力がなかった。採用不可を不当とする6名の生徒らは、寄宿舎からの立ち退きを拒否して、ハンストや団交などの実力行使に訴えたが、これを職組や有志学生大会などだけでなく、学外の諸団体が支援したため、問題は一挙にエスカレートした。「共産党、産別、全官公、朝鮮連盟、他大学左翼学生等の外部勢力」（鳥養利三郎『敗戦の痕』107頁、以下同じ）が次々と介入したものであり、「六月三日の総長かん詰め事件、暁の警官隊との乱闘、引き続き大学大講堂の占拠等々」という空前の事態に発展した。たまたま全学連が主催する全国集会の時計台前広場使用拒否と重なったことも、紛争の解決を難しくしたものであり、調停に失敗した同学会は全学連脱退を決めている。なお、戦後初の警官導入と逮捕者3名を出した看護婦事件は、放学2名を含む6名の学生が処分されて一応の終息を見た。

昭和25(1950)年度は、イールズ声明反対、レッド・パーシ粉碎、全面講和条約獲得、前進座事件など、学生運動がイデオロギー色を前面に押し出しな

第3節 大学民主化への道程

がますます活発化したが、この間、10月16日に大学当局は、「本学は学生ストライキを禁止する。従つてストライキを議せんとする学生大会及びストライキを目的とする一切の行為を許さない」(『学報』2584号、昭和25年10月24日付)で始まる告示第9号を公にした。日常化しつつあった学生ストを「大学の自殺行為」として否定したものであるが、運用次第ではデモ、集会すべてを封殺することも可能であり、学生運動の取り締まり規程としてはほとんど間然するところがない。10月21日、同学会主催のレッド・パーシ粉砕全学決起大会が停学2名を含む4名の処分者を出したのはそのためであるが、演劇人を招いた講演会への警官出動要請に端を發した前進座事件では、停学処分中の同学会委員長を擁しながら、当局側のいわゆる不法集会、無届けデモ、教室占拠を繰り返したこともあり、11月26日、大量32名もの処分者を出した。同学会もまた、執行委員会の活動停止と委員改選を命じられる壊滅的な打撃を受けたが、こうした騒然たる学内情勢が翌昭和26(1951)年11月のいわゆる天皇事件の伏線となったことは、容易に想像されよう。

昭和26年11月12日午後1時20分に来学した天皇は、学生・教職員2,000名と警備の警官500名ほどの人びとに迎えられたが、進行路上の吉田分校の門前には縦3 m、横2 mの天皇へのお願ひなる大看板が立てられ、また新聞社のニュース・カーが流す君が代をかき消す平和の歌の沸き上がる真っ只中に到着しており、前代未聞の行幸となった。当日進講者の1人であったのちの総長瀧川幸辰の目撃談によれば、天皇一行が正門を通過したとたん、後列の学生たちが突如天皇制廃止を記したプラカードを掲げ、平和の歌を高唱しはじめ、正面玄関に車が到着すると同時に学生たちが教職員の制止を排して玄関方面へ殺到したものである。もっとも、この後、学生たちのしたことは天皇の車を遠巻きに平和の歌を唱い続けただけであり、一行の出入りに何らかの妨害を加えたわけではない。急遽学内に導入された警官数百名と若干のもみ合いはあったが乱闘などなく、したがって逮捕者は1名もない。被害といえば、植込みの松に学生たちが鈴なりになって見物したため、倒れてしまったという程度である。

第6章 京都大学の設立と拡充

事件は多分に偶発的なものであり、予め用意された公開質問状が天皇へ達せられるはずもなかったが、問題はむしろその中身であり、天皇の戦争責任を追及しながら退位や天皇制の廃止に言及していた点が、保守勢力はもちろん、マスコミ・文化人を含めた世間一般をはなはだしく刺激したものである。「京大を廃校にせよ」「貴方たちは狂人ですか」などといったいわゆる世論に敏感に反応した大学当局は、早くも15日には同学会を解散し、また17日には委員長以下8名の無期停学処分を発表した⁽²⁰⁾。昭和28(1953)年6月の再建許可まで1年7カ月に及ぶ空白期間であり、この間、各学部自治会は自治会連合(自治会代表者会議)を結成して学生輿論の結集を図っているが、大学側の公認は得られず、全学的な自治組織として機能するには至らなかった。

なお、昭和28年6月初旬に行われた再建の是非を問う全学投票では、大学側が求めた3,000名を大きく上回る4,568名、常時登校者の100%近い人びとの支持を得ており、新生同学会にかける学生たちの期待がいかに大きかったかが分かるだろう。

[注]

- (20) 国名はすべて「統計」の記述による。『文部省第七十六年報』(昭和23年度)に収録された京都大学の外国人特別入学生は98名であり、同年5月1日現在の統計(学生生徒数)に見える282名と合致しないが、これは特別入学生以外に、院生38名、本科生126名、選科生6名、聴講生11名、専修科生3名、計184名の外国人学生を擁したためである。なお、特別入学生は選科・聴講・専修科生と同じく、学生と異なる生徒扱いである。
- (21) 京大に在学中の中国94、仏印1、ジャワ10、セレベス2、沖縄2など百数十名が800~1,200円の補助を得ていたが、すべて停止された(『京都新聞』昭和24年7月11日付)。
- (22) 各人の専任と兼任の別については、数種類残された申請書類ごとに異なるが、ここでは京都大学文学部編『京都大学文学部五十年史』(1956年)の記述による。なお、ビルネは既に退職のため、文学部の資料にしか登場しない。
- (23) 昭和22(1947)年6月11日に実施された協議委員選挙では、投票数2,957票、

第3節 大学民主化への道程

推定実働数の62%に達した。なお、顧問制度については、昭和21(1946)年12月24日付『学報』2492号収録の「同学会の新発足」に詳しい。

- (24) 昭和21年5月28日付『学報』2468号による。なお、同年1月25日付『京都新聞』には、「京大にも職員組合、工学部がトップ、連合支部設立」とある。
- (25) 在洛の大学・高専有志の結成したもので、事務所を京大厚生部内に置き、役員に鳥養京大総長や末川博立命館大学長ら各学園のトップが就任した(『京都新聞』昭和21年3月10日付)。
- (26) 『学園新聞』に掲載された同学会や各学部自治会の統計調査による。
- (27) 9月20日現在の納入者の内訳は、9月卒業を控えた昭和20(1945)年度以前の入学者が最も多い548名のほかは、昭和21(1946)年度入学3回生174名、昭和22(1947)年度入学2回生109名、昭和23(1948)年度入学1回生219名、1カ月分以上の分納者105名、計1,155名にすぎない(『学園新聞』昭和23年9月27日付)。
- (28) 月額最大90円は昭和21年9月180円、昭和22年1月270円、同年6月600円(本学では500円)、同年10月1,200円(同じく1,000円)へ増額され、昭和23年度末には2,100円となった。一部カットは受給者を増やすための便法である。
- (29) 昭和25(1950)年5月に発表された厚生課「学生生活の実態」(「関係文書」)所収の「アルバイト種別人員特長(昭和22年4月~23年3月)」による。
- (30) 瀧川幸辰『激流』1963年、268-270頁。11月20日の評議会で文部省へ提出した「十一月十二日京大行幸に際し生じた混乱について」と題する報告書を参照しながら、今後の対策について議論した(『評議会議事録 自昭和二十六年一月至二十七年七月』)。

第4節 新制京都大学の拡充

第1項 新制京都大学の整備

1. 新制大学院の開設

昭和28(1953)年3月から5月にかけて、京都大学は忙しい春を迎えた。3月23日に、医学部を除く旧制大学最後の卒業式が挙行され、法学部343名、医学部147名、工学部413名、文学部223名、理学部129名、経済学部292名、農学部185名、総計1,732名が卒業した。学長の服部峻治郎は卒業式告辞で、「特に今回は、医学部を除いては、旧制度の最後の卒業式であって、古い歴史を持つ本学としては、一層感慨の深いものがあります。卒業生諸君、諸君の経てきた20年に近い学生生活期の大半は、戦争と敗戦の混乱期に当たっていたため、あらゆる点で不如意と辛苦の連続であったにもかかわらず、よく困難に打ち克ち、素志を貫徹し、本学所定の課程を修得し、最高学府卒業の栄誉をになう新学士として雄々しく世の中に出るためにこれを祝し」と述べた。

これ以後、旧制大学の学生は、さらに5年間存続することになった旧制大学院と、学部の修学年限が4年のためにさらに1年間学部学生がいる医学部、そして一部残留の学部学生が残るだけとなった。したがって、各学部の学生はほとんどが新制大学の学生となり、昭和24(1949)年に新制大学が発足して以来続いてきた、旧制大学と新制大学との併置状態が終わりを告げ、わずかの旧制度を残存しながら、実質的には新制度の時代に入った。

翌3月24日に新制大学最初の卒業式が挙行され、文学部115名、教育学部12名、法学部225名、経済学部161名、理学部110名、医学部40名、工学部274

第4節 新制京都大学の拡充

名、農学部99名、総計1,036名が巣立った。学長の服部は、「諸君は、新制度による本学第一回の卒業生である。吾人は、往々にして新制度卒業をもって旧制度に比べて遜色あるが如き世評を耳にして遺憾に思うのである。もとより旧制度では、卒業と共に直ちに実社会に役立つ専門教育に重点をおく傾きがあったが、新制度においては一般教育にも力を注ぐ課程が仕組まれて、広い一般教養の基盤の上に高い専門教育を施し、両々相俟って、より充実した人間完成の基盤を固めることを理念とした教育制度である。したがってその成否は、卒業の日に即断すべきものではなく、むしろ将来の展開如何を視て比較論議すべきが妥当であろう。極言すれば、新制卒業は、偉大なる未完成品とでも言うべきか、しかもこれを完成しその偉大さを発揮することは、卒業後における各自の努力精進のみが、これをよくなし遂げるものである。諸君は、この重大な使命を帯びた第一回の先発隊として社会に出るわけであって、その任務の甚だ重いことを覚悟してもらいたいのであります」と述べている。

学部の配列が旧制と新制とで異なるのは、旧制がそれぞれの学部の設立の順序に従っていたのに対し、新制では文科系と理科系とに二分した上で学問の性格にかんがみて順序が決められたからである。ちなみに東京大学では新制になっても、それぞれの学部の設立の順序のままで、今日に至っている。

3月26日には、法律第25号をもって「国立学校設置法」の一部が改正され、京都大学に大学院が設置されることになった。それに伴い、31日に政令第51号をもって大学院に置く研究科の名称が決まり、文学研究科・教育学研究科・法学研究科・経済学研究科・理学研究科・薬学研究科・工学研究科および農学研究科が設置された。これらの研究科はいずれも各学部の上に設けられたのであるが、薬学研究科だけは、この時点ではまだ薬学部は存在せず、医学部薬学科の上に設置された。修士課程の伴わない医学研究科が医学部医学科の上に設置されるのは、2年後の昭和30(1955)年7月1日のことである。

4月1日に「学位規則」が公布され、5月15日に新制度による大学院修士

第6章 京都大学の設立と拡充

課程の最初の入学宣誓式が挙行された。学長の服部峻治郎はその告辞において、「新教育制度では学部の教育は、その半ばは一般教育に当てられたため学問的に豊かな基礎がつけられた長所はあるが、一面、専門教育の分野においては、旧制度に比して一日の短あるは、否めない結果と言わねばならない。この短を補い、この長をますます開展して、学問水準の維持昂揚を計るのが、このたび設けられた大学院の目的である。すなわち修士課程は、専門の分野を攻究し、精深な学識と研究能力を養い、更に進んで博士課程は、独創的研究によって新知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専門分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とする。このために本学では、8学部を母体とし、それぞれ専門分野の研究科を設け、門戸を開放し、わが国大学教育の目的完遂を期したのである」と新制大学院を設置した目的について述べている。その上で、学問研究に是非とも必要なものとして施設と研究費の2つがあるとし、「この二者共に今日では、十分と言い得ないのは遺憾であるが、年を追って漸進的に改善する所存である。しかし独立した研究家の養成に最も必要なのは、施設の完備にあらず、経費の潤沢にもあらず、それは実にすぐれた研究指導者の存在である。この最も重要な一点について、本学は誇るに足る陣容を備えている」と、いささか痩せ我慢の心情を吐露している。

2. 諸規程の整備

昭和28(1953)年春、新制大学の第1回卒業式を終え、新制大学院の第1回入学宣誓式を目前とした4月7日に、新しい「京都大学通則」をはじめ、「授業料研究料免除減額規程」「授業料研究料分納規程」「大学院各研究科規程」「大学院審議会規程」「大学院研究科会議規程」など、新制大学院の運営に関する諸規程が制定された。同時に各学部規程の一部を改正した。新しい「京都大学通則」は、新制大学の発足に当たって制定された昭和24(1949)年8月5日の「京都大学通則」に代わるもので、単なる一部改正ではなかった。それは第1章・学年、第2章・学部、第3章・大学院、第4章・外国学

第4節 新制京都大学の拡充

生、委託生、聴講生、そして附則からなり、第1章と第2章が従来の通則に準拠した一部の改正のみであるのに対し、第3章と第4章とは今回新しく制定されたものである。旧制から新制への切り替えという微妙な時期に当たっていたために、新制大学院の入学資格を定義する第32条を取り上げると、

修士課程に、入学することのできる者は、左の各号の一に該当する資格を有するものとする。

- 一 学校教育法第六十三条第一項に定める者
 - 二 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を卒業した者
 - 三 旧高等師範学校規程(明治二十七年文部省令第十一号)による高等師範学校を卒業した者
 - 四 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校若しくは高等女学校を卒業した者または旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限五年以上(予科の修業年限を含む)の専門学校を卒業した者
 - 五 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 六 本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者
- 2 博士課程に入学することのできる者は、左の各号の一に該当する資格を有するものである
- 一 修士課程の修了者
 - 二 本学において、修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めたる者

とあるように、キメ細かい配慮がなされている。このように通則や大学院運営に関する諸規程が整備されて、新制大学院は新しい制度の下に出発することになった。

京都大学の新制大学院は、医学研究科を除く各研究科が昭和28(1953)年より開設され、修士課程の在学年限は2年以上なので、昭和30(1955)年3月23日に大学院修士課程修了者の第1回学位授与式が行われた。続いて同年に医学研究科も含めて、すべての大学院研究科は博士課程を開設した。その結

第6章 京都大学の設立と拡充

果、昭和33(1958)年3月に新制度による博士の学位授与資格を取得できるようになった(医学研究科では博士課程に4年以上在学しなければならなかったので、昭和34年のことである)。そこで昭和33年1月28日に、5年前の昭和28年4月1日に文部省令第9号として公布の「学位規則」に準じた「京都大学学位規程」が制定された。まず第1条で、本学において授与する修士と博士の学位の種類を列挙した後、第2条で「本学大学院の課程に所定の単位を修得して学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文および論文目録を添えて、総長に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、さらに履歴書を添えなければならない」とし、また大学院の課程によらないで博士の学位の授与を申請しようとする人のために、続く第3条で「前条によらないで博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書および学位論文審査手数料を添えて、総長に提出するものとする」と規定されている。同じく学位と称しながら、大学院の課程によらないで修士の学位の授与を申請することはできない。この「学位規程」の制定によって、大正10(1921)年3月26日制定の「京都大学学位規程」は廃止された。「ただし、従前の規程による学位の授与は、この規程にかかわらず昭和三十七年三月三十一日(医学博士については昭和三十五年三月三十一日)までは、なお従前の例による」という附則が付け加えられたのである。かくて新制京都大学の教育に関する諸規程は、ほぼ整備されたことになる。

一方、新制京都大学の管理・運営に関する諸規程のうちでも重要な「評議会規程」などは、新制大学になってからも改正されることなく、旧制大学時代のものがそのまま適用されていた。というのは、新制国立大学の管理・運営は、「国立大学管理法案」の成立を予想して昭和24(1949)年1月12日に公布された「教育公務員特例法」に従ってなされてきたが、大学管理機関の性格や権限を明確にした肝心の「国立大学管理法案」は、大学をはじめ社会各層に反対の意見が強く、国会で審議未了となって成立しなかったからである。

第4節 新制京都大学の拡充

昭和28(1953)年4月22日、文部省は省令第11号をもって「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」を制定し、4月1日にさかのぼって適用された。第6条に「評議会は、学長の諮問に依りて左の各号に掲げる事項を審議する」とあるように、この規則は国立大学学長の地位を強化し、評議회를学長の諮問機関と規定したものである。京都大学でも、この暫定措置の制定を受けて、9月29日に「京都大学評議会規程」の一部を改正した。この規程により、京都大学評議会は学長、各学部長、各学部の教授2名、分校主事、および教授定員5名以上を有する各附置研究所の長によって組織されることになった。

評議会の主な審議事項は、①学則その他重要な規則の制定および改廃、②予算概算の全学的方針、③学部・学科その他重要な施設の設置廃止、④人事の基準、⑤学生定員、⑥学生の厚生補導およびその身分に関する重要事項、⑦学部その他の機関の連絡調整、⑧その他大学の運営に関する重要事項についてであった。評議会の性格を教授会に対比して簡単に説明すると、教授会が学部や研究所等に置かれて、部局単位レベルの管理運営について機能するのに対して、評議会は全学的なレベルの最高意思決定機関として位置付けられ、大学全体の管理運営について機能するものである。

昭和29(1954)年9月7日に、文部省令第23号として「国立大学の講座に関する省令」が公布された。これは昭和24(1949)年5月31日に公布された法律第150号「国立学校設置法」第7条の規定に基づくもので、国立大学の学部には置かれる講座の種類およびその数を定めたもので、その講座は大学院に置かれる研究科の基礎となるものとされた。この省令は、昭和39(1964)年2月25日に定められる「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」に取って代わられ、廃止されることになる。

3. 瀧川幸辰総長の告辞

昭和28(1953)年12月11日、学長の服部峻治郎は病気のため在任2年余にして辞職し、法学部教授の瀧川幸辰が学長に任ぜられた。かつての瀧川事件の

第6章 京都大学の設立と拡充

主人公であった瀧川は、翌昭和29(1954)年3月20日に行われた卒業式の告辞で、「諸君が、本学の各学部で専門の学問、わが国における最高の学識を身につけていることは、今更いう必要もないことで、この点では、大学で得た教養と学問を基礎として、将来伸びて行かれることを希望する以外に何も申し上げることはありません。しかし私は、一日の長ある者として、平凡なことを平易な言葉で諸君に少しばかり申し上げます。諸君にとって苦言を呈することになるのをおそれるのですが、先輩の義務としていわざるを得ない心持でおるのであります」と切り出し、第一に諸君にどれだけの自主性があるか、第二に諸君にどれだけの信念があるか、が常に心配であり、第三に諸君が自分の能力に応じて自分のペースで歩むことを、私は切に希望します、と述べた。そして「第四として最後に、私は諸君に対して、他人からただの酒を御馳走になることを、自ら戒めることを希望します。今、政治家の間で疑獄事件が起っていることは、諸君も御承知のことと思いますが、疑獄事件の原因は、すべてただの酒を御馳走になる習慣から起るといってよろしい。酒の好きな人が酒を飲むのはよろしい。しかしそれは、自分の銭で飲むことが絶対の条件であります」と締めくくった。当時、造船疑獄が発覚し、運輸省高官や代議士の逮捕が政官界を揺るがしていたのである。卒業式という公式の場での瀧川幸辰学長の「ただ酒を飲むな」という苦言は、今日に至るまで語り草となっている。

それから3週間後の昭和29年4月10日の入学宣誓式の告辞で、瀧川学長は「今日、諸君は宣誓式に臨まれたのです。宣誓式は、本学の創立このかた毎年行われております。形式的には宣誓簿に署名することではありますが、その本質は、諸君が学生としての本分を守るといふ誓いであります。誓いを破ることは悪のなかでも最も卑劣な悪です。本学初代の総長木下広次先生は、学生を紳士として待遇する、といわれたということです。紳士は、ゼントルマンの訳語だと思います。ゼントルマンは、嘘をつかない、卑劣な行為をしない、エチケットを守る人、という意味です。諸君は、入学に際してこのことを深く心にきざんでいただきたい」と切り出し、女子入学者が総数に対し

てわずかに0.03%強で、数年前より減少していることに言及して「いわゆる逆コースの傾向がそこにも現れているのではないか、を私はおそれるのです。私は自分の狭い体験から男子と女子との間に能力の差はないと信じております」と述べる。そして「諸君は、教育制度の改革せられた後の、いわゆる新制大学の学生であります。旧制大学から新制大学への移り行き、ここでは簡単に制度改正と申しますが、その制度改正は、敗戦による占領政策の一つとして行われたもので、十分の検討を経たものではありません。…(中略)…制度改革は、早急に行われた感じがあります。わが国にとってプラスになるか、マイナスになるかは、まだ五年にしかならない今日、結論を出すことはできませんが、旧制と新制との双方に長所と短所があることは認めねばなりません」と言い、新制大学では外国語の力の低下をもたらしているといったいくつかの例を挙げた後、「私は諸君が外国や日本の古典をなるべく読むように努力することをおすすめします。無駄読みは、教養の母である、と私は信じております」と語った。

瀧川はさらに、「最後に一つ二つ注意をつけ加えます。私は諸君に何よりもききに大学の規則を守ることを要請します。法を守らないことは無政府状態を是認することです。近頃は学生のストライキというものがところどころで行われるようです。ストライキは労働者が資本家に対して賃金の引上げ、待遇の改善等を要求するために行われる示威運動の一つです。大学は資本家ないしは企業家ではありませんし、学生は労働者ではありません。学生のストライキは意味のない行動に過ぎないものです。大学の規則は、当然のことながら、ストライキを許しません。規則を破って意味のないことをやるというくらい愚劣なことはありません。良識のある諸君が、ストライキなど学則違反の行動に出でないことを私は信じております。次に大学では、学生の健康、更に一般衛生の見地から毎年定期に身体検査を行います。…(中略)…定期の身体検査を受けないときには卒業ができないことがある、ということを入學に際して諸君に注意しておきます。諸君が万事について卑劣な態度をとらないことを切望して告辞を終わります」と、言いきった。法学者瀧川の面目

第6章 京都大学の設立と拡充

躍如としているが、学生ストライキが日常茶飯事となる時期の京大人にとっては、この式辞が混乱もなく読まれる入学式の光景は、微笑ましい限りであろう。昭和29(1954)年6月8日の評議会決定により、京都大学では学長の呼称を総長に改めることになる。同年12月、戦後の日本政治の顔であり、経済復興を優先して本格的再軍備にはあくまで反対してきた吉田茂首相が総辞職、憲法改正と再軍備を主張する鳩山一郎内閣が成立した。

昭和30(1955)年3月23日、大学院修士課程修了者285名に対する第1回学位授与式が行われた。その告辞において瀧川総長は、新制大学の修士が旧制大学の卒業者に対して、どんな地位にあるかということ、簡単にいうと、修士課程は4年制大学の専門課程の補充以外のものでないということを、はっきり認識してほしい、と述べた。そして「修士となられた諸君の多くは、これからも研究を続けられることと思う。ついては、この際、私は諸君が〈考える人〉になれることを切望します。〈考える人〉というのは、この頃の日本にあまりに多くいる、いわゆる〈思想家〉とはちがいます。〈考える人〉は、自分で考えて思想を生み出す能力のある人をいいます。日本では、他人の思想を借用したり、他人の書物の内容を鵜呑みにして発表する人を〈思想家〉というようですが、そうした人達は、どんなに博学であっても、〈考える人〉ということではできません。諸君、いわゆる思想家がどんなものであるか、過去を振り返って考えていただきたい。マルクス主義のはなやか時代には、マルクスに帰依します。全体主義、ヒトラー主義、八紘一宇といった考え方がさかんになると、その方向へ向きを変えます。アメリカン・デモクラシーが流行すると、それにとびついて生まれながらのデモクラットのようポーズをとります。それが日本では〈思想家〉といわれているのです。諸君、いわゆる思想家になってはいけません。自分の考えた考えをもって現実と取り組んでゆく人、即ち、信念の人になっていただきたいのです」と、希望を述べた。

昭和30年7月1日、政令第106号をもって博士課程だけの大学院医学研究科の設置が決まり、9月12日に入学宣誓式が挙行された。その際の告辞で瀧川総長は、「大学は、学者が学問を研究しその成果を学生に教授する場であ

第4節 新制京都大学の拡充

る。大学は、最高学府であって職業教育の場ではない。旧制大学は、そうした最高学府として取り扱われていた」と説き起こし、ところが平等を尊重する現代社会で、新制大学の現状は学力の低下を引き起こし、「今や大学は、学問研究の場から就職の前段階へと性格を変えつつある。学問の研究が学部の特設課程だけで不十分であるとすれば、大学院が学問の研究を担当せねばならない。新制の大学院は、修士課程と博士課程とを含む。発足してまだ日が浅いので批判するに熟しないが、短いながらこれまでに現れた結果から推測するに、その修士課程は学部における専門課程の補強以上のものではなく、学問の研究はその博士課程においてはじめて成果を収め得るとしか考えられない」などと述べ、最後に「ここに医学部の博士課程に入学された28名の諸君が獨創性のある研究者として社会に立たれることを切望する」という言葉で、短い挨拶を終えている。これらの告辞は、瀧川をはじめとする大学当局が、大学院の前期課程ともいべき修士課程の位置付けに戸惑っている様子を、ありありと伝えている。

瀧川総長は、翌昭和31(1956)年4月10日の入学宣誓式の告辞で、大学の自治について論じ、「大学の自治は研究の自由を擁護するための制度であって、それ以外のもの、それ以上のものではないということ、十分心得ておいてほしい」と述べ、また「諸君が大学の規則を守ることを要請します。外部に現われる行為が大学の規律を破るときは、行為の動機が如何に純真であっても、大学はそれ相当の処置をとります。動機によって行為が正当化されるように思う人があるようですが、これは個人主義的道德観から出た誤れる考え方です」と、注意を喚起した。そして翌昭和32(1957)年4月11日の入学宣誓式告辞でも、自由と責任、大学における研究の自由、研究の自由と大学の自治について語った。そして学問に志す者の矜持についての心境を吐露し、最後に「諸君、学問を権力、財力、俗論等々から守ることを忘れないように」と期待を表明している。

昭和32年6月18日、京都大学創立六十年記念式の式辞の前半で瀧川総長は、大学の起源は12世紀に溯るが、現代的大学になったのは1810年に創立さ

第6章 京都大学の設立と拡充

れたベルリン大学であり、本学が手本としたのは、研究を第一義とし講義を第二義に置いたベルリン大学であったことを述べ、研究の自由とそれを擁護するための大学自治が必要となることを力説する。そして後半では、「大学には総長があって大学を統轄して内部の秩序を保ち、協議会、評議会を設けて重要事項を審議し、各学部で学部長をおいて学部の学務を統理させ、各学部に教授会をおいて学部内の重要事項を審議させる。独立の学問研究の気風を養い大学の職責を果すには、少くとも次の事柄が必要であります」として、「1、総長は教授中から選挙する。2、学部長は各学部の教授の互選とする。3、教授候補者は各学部の教授会で推薦する」の3項を挙げ、「本学は六十年の歴史において上にあげた事項を大体において成就しております」と自己点検して合格としながら、最後に注目すべき提言を行った。「教授に教える事柄を限定し、学生に学ぶべき科目を強制し試験によって成果を収めようというのは極めて幼稚な方法であります。わが大学制度は従来の幼稚な方法を改める時期に到達しております。

- 1、講義の自由 教授は専門の科目に通じているが、視野を広くするには他の科目について講義をする自由が与えられるべきである。他の学部と言及することを差し控えるが、法学部についていえば、商法の教授であるから民法を講義してはいけない、刑法の教授は憲法について抱負を述べてはいけない、という理由がどこにあるでしょう。各教授は自分の信ずるところを講堂で正式に発表する権利があるべきです。このことによって大学の研究に生気を与え、教授の眼界を広げることができると信じます。
- 2、学修の自由 今日の制度は学生に一定の順序で一定の講義を聴かせ、試験によって勉強を強制することになっている。学生は筆記と試験に忙しく、教養を得る余裕がないようです。学生は、どんな講義を聴くことも、誰の時間に出席することも、自由であるべきです。この方法をとることの妨げとなっているのは現在の試験制度であります。
- 3、転学の自由 大学には各の特色があります。教授にも特徴がありま

す。甲大学の某教授の民法を聴き、乙大学の某教授の刑法、丙大学の某教授の国際法を聴くということになると、学生は好む教授のいる大学に移って好む講義を聴く自由をもちます。転学の自由を認めるには、やはり試験制度を改める必要があります。

本学だけでこうした大学の自由を勝手に決めることはできない現状がありますが、これを認めるのでなければ、大学の自由は実のないものというべきです。

本学は大学の自由のために、いま述べたような制度にゆこうとした形跡があります。私は法学部の前身法科大学に学んだ一人ですが、私の学生時代には今日よりはるかに多く、いま述べた意味の大学の自由に近いように思います。

創立六十年にあたり、四十五年前の昔をなつかしんで、いささか感懐を述べる次第であります」

6カ月後の同年12月16日、第15代の法学部出身の瀧川幸辰総長は任期満了により退職し、医学部教授の平澤興が第16代の京都大学総長に任ぜられた。それから40年、第22代総長の井村裕夫の下で創立百周年を迎えるが、その間、文科系の総長は1人も選任されなかった。文科系最後の総長である瀧川の、これら個性ゆたかな告辞は、『瀧川幸辰』（瀧川幸辰先生記念会、1963年）に収録されている。

4. 分校から教養部へ

昭和24(1949)年に新制の京都大学が発足するに際して、最も論議をよんだのは、一般教養科目をどのような形で、どこの教室で教育するかということであった。新制京都大学の最初の入学生に対する教養課程の授業は、吉田二本松町にあった旧第三高等学校の校舎を利用して行われた。しかし、既にこの時点で、1・2回生をかかえる翌年度からは旧三高校舎だけでは、教養課程の学生を収容しきれないことは明らかであった。なぜならば、旧三高生の総数がせいぜい1,000名程度であったのに対し、新制京都大学の1・2回生の

第6章 京都大学の設立と拡充

学生数は3,000名を突破するからであった。そこで昭和25(1950)年5月1日、宇治の旧陸軍火薬庫跡にバラック風の学舎である宇治分校を開校し、1回生はこの宇治分校で、2回生は旧三高の学舎である吉田分校で受講させることとなった。しかし教養課程が相互に隔たった場所に分割されたことの弊害は、だれの目にも明らかであった。教官のために吉田分校と宇治分校の間にスクール・バスが毎日4往復するといった配慮がなされたとはいえ、直通バスで早くも40分、時には1時間近くもかかり、不便であることに変わりはない。特に1回生の学舎である宇治分校の環境条件が極端に悪く、低湿地で地面の乾くことがなく、教職員と学生は湿性植物のヨシの間を分けて歩き、湿地であったので寝そべって日向ぼっこもできない状態であった。教育設備も極めて貧弱で、教官や先輩と接触する機会もいちじるしく少ないという状態に置かれたのである。

また大学全体の管理運営について審議する評議会の構成メンバーとして名を連ねたのは「分校主事」であったが、分校主事は初代が医学部教授の平澤興であったのをはじめとして、第4代の工学部教授の西原利夫まで、学部の教授の中から選任された。したがって、分校を教養部と改称し、分校主事を教養部長とすべきであるという動きが活発になるのは当然の成り行きであった。西原の主張が通り、昭和29(1954)年3月23日に「教養部規程」が制定され、「分校規程」は廃止された。同年4月1日から分校は教養部と改称され、西原主事は教養部長となり、同時に教養部長を補佐するものとして主事2名を置くことになった。

分校時代には分校に関する重要事項を審議するものとして、学部教授と分校教授で組織した分校審議会があったが、教養部となった段階で新たに認められた教養部教授会で重要事項を審議することになった。それに関連して、昭和29年5月25日に「京都大学評議会規程」の一部が改正され、構成メンバーであった分校主事を教養部長に改めるとともに、教養部の教授2名を新しくメンバーに加えた。このようにして京都大学に教養部が誕生し、分校の名称は消滅したが、これはあくまでも学内措置にすぎず、公式には依然として

第4節 新制京都大学の拡充

分校や分校主事の名称が使われたし、昭和34(1959)年11月2日に教養部長に就任した文学部教授宮崎市定に至るまで、いずれも学部の教授が併任した。

昭和35(1960)年春、吉田分校に鉄筋コンクリート造り4階建て延べ1,500坪の教室と実験室の新築が完成した。翌昭和36(1961)年5月1日、宇治分校が廃止されて吉田分校に統合され、懸案であった教養部の一体化が実現した。それから2年後の昭和38(1963)年4月1日に、文部省令第11号をもって「国立学校設置法」の一部が改正され、「文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に、各学部に通ずる一般教養に関する教育を一括して行なうための組織として、教養部を置く」ことが明記され、「国立学校設置法施行規則」の一部が改正されて、京都大学でも学部の下に教養部が加えられたので、名実ともに教養部の独立が実現したのである。教養部の官制化が行われた結果、教養部長は教養部の専任教授から選任されることになり、同年6月16日に教養部教授の柴田実が教養部長に就任した。

教養部の独立が名実ともに実現したものの、教養部では何かにつけて学部の意向に左右されるという不満感は解消されはしなかった。その最大の原因は教養部独自の学生はなく、学生たちは各学部が責任を持った入学試験を受け、教養部の学舎で勉学はしても、各学部長名の学生証を携帯していたことにあった。したがって教養部の独立後も、東京大学の教養学部のごとき姿を模索する動きが断続的に続き、30年の歳月を経て、現在の総合人間学部の誕生に至るのである。

第2項 科学技術振興と自然科学系学部の拡充

1. 科学技術教育の振興

瀧川幸辰が京都大学総長の任にあった昭和28(1953)年の年末から4年間のころおい、日本社会全体が大きな変動の時期を迎えていた。第2次世界大戦後の目も当てられなかった日本経済が、急激な復興を遂げたのは、皮肉にも昭和25(1950)年6月に勃発した朝鮮戦争に伴うアメリカ軍の特需によって齎

第6章 京都大学の設立と拡充

されたものであり、昭和27(1952)年にかけて、生産水準は異常な増加を示し、たちまち戦前水準を突破するに至った。休戦協定が締結された昭和28(1953)年以後に、経済界は急激に不況にあえぐようになり、失業率が上昇したりしたものの、昭和30(1955)年の後半から翌年にかけて、神武以来といわれた好景気の社会を迎えた。政界では、昭和30年の10月に左右両派の社会党が統一され、11月に日本で初めての単一保守政党、自由民主党が誕生して、本格的な二大政党時代、いわゆる55年体制が始まる。

ところで、本章第1節「戦後教育改革と京都大学」の第2項の「5. 医学教育における試行錯誤」の末尾で触れられたように、医学部医学科で医学進学コースの募集はわずか2年間で廃止され、昭和30年4月1日に医学進学課程が設置された。1年前の昭和29(1954)年3月31日に法律第19号をもって学校教育法の一部が改正され、6月25日に文部省令第16号をもって学校教育法施行細目の一部が改正されて、医学または歯学に関する学部（修業年限および入学資格等が定められていたのである。昭和22(1947)年3月制定の学校教育法第5章第55条には、大学の修業年限は4年とする、ただし特別の専門事項を教授研究する学部および第54条の学部（つまり夜間において授業を行う学部）については、その修業年限は4年をこえるものとする）と規定されていたのであるが、改正規程では次の2項が追加された。

- 2 医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年以上とし、4年の専門の課程とこれに進学するための2年以上の課程とする。
- 3 特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部（同項に規定する2年以上の課程を置くことができる）。

それまで医学部医学科では修業年限4年以上の専門課程のみを設置して、修業年限4年の大学において2年以上の課程を修了したものを入学資格者としていたが、これ以後、本学の他学部と同様に、高等学校卒業者もしくは通

第4節 新制京都大学の拡充

常の課程による12年の学校教育を修了した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者を入学資格者としたのである。かくて、医学進学課程と専門課程とを一貫して修学年限6年以上の課程を修業することとした新しい医学部医学科の教育制度ができあがり、今日まで続いている。

昭和31(1956)年度の経済企画庁の『経済白書』は、「もはや戦後ではない」という中野好夫の有名な言葉(『文藝春秋』昭和31年2月号)を使ったのち、「このような世界の動向に照らしてみるならば、幸運のめぐり合せによる数量景気の成果に酔うことなく、世界技術革新の波に乗って、日本の新しい国造りに出発することが当面喫緊の必要事ではないであろうか」と論じ、日本経済の戦後復興が終わりをつげたことを述べるとともに、復興から技術革新への転換を強く求めていた。世界各国でも、戦時中に軍事技術として開発された原子力とエレクトロニクス、航空機技術などが、民需用に適用されはじめていた。技術革新に対応できるように、科学技術の振興と科学技術者養成の拡充が、教育界や産業界において、強調されるようになったのである。

昭和31年3月末に、科学技術行政を総合的に推進することを主な目的として、産業界がかねてから希望していた科学技術庁が、総理府の外局として設置される法律が公布され、5月に開庁した。大学での研究はあくまでも文部省の管轄で、科学技術庁の管轄外ではあったが、有形無形の影響を与えることになる。11月に日本経営者団体連盟(日経連)は「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を公表して、技術教育の振興を急務として、産業技術教育の革新と科学技術者養成のための要望を行い、大学については理工系学生の増加、理工系大学・教員の質的向上、理工系大学と産業界との連携の必要性を述べた。同年10月に日ソ国交回復に関する共同宣言の調印をすませた鳩山一郎首相は、12月に日本の国際連合への加盟実現を花道に退陣し、石橋湛山内閣が成立した。

翌昭和32(1957)年2月に病気のために辞職した石橋に代わって岸信介が内閣を継承した。4月、政府は中央教育審議会(中教審)に「科学技術教育の振興方策について」諮問し、同年11月に答申が提出された。そこには、戦後に

第6章 京都大学の設立と拡充

における欧米諸国の科学技術の発展はめざましく、産業の全般にわたって革新を促しているのに対して、日本の科学技術は戦争による破壊や混乱と研究の設備・施設の老朽化や研究費の不足などから著しく遅れているので、欧米諸国を先例にすべきだとし、具体的に科学技術系大学学部卒業生の質の向上と量的増加、大学院の充実、大学附置研究所の協力、技術専門学校の創設などが必要であるとした。また科学技術庁の科学技術審議会は、科学技術教育部門を設けて、大学における科学技術教育の検討を始めていた。

日本学術会議は、昭和31(1956)年11月の総会で、科学技術の発展を期するためには、助手や技官や補助員の画期的増員が必要であるとして、「国立大学、国立研究機関における研究助手、技術者およびその他の補助員の定員の増加について」の要望を決議していたが、翌昭和32年1月には、「基礎科学の研究体制確立について」の要望を政府に提出し、技術革新の時代的課題に当面する国家は長期的観点に立って基礎科学の強力な振興方策が必要で、これを放置すれば国際水準から脱落するのに、わが国の技術革新の振興はその構造にアンバランスがあり、応用分野に重点が置かれがちであることを批判した。

このように、どの分野にとりわけ重点を置くべきかといった意見の相違は見られはしたものの、大学における自然科学系の施設・設備の拡充、研究体制の整備、卒業生の増加を期待するという点では政府・産業界の方針は見事に一致していた。それらの大合唱をうけて、文部省は昭和32年11月29日に、「科学技術振興方策」および「科学技術者養成拡充計画」を作成発表した。まず振興方策では、基礎研究の重要性とその振興策についても述べ、基礎研究を大学附置研究所と文部省直轄研究所の設置・運営などで促進するのが急務であるとした。次の拡充計画では、時あたかも岸信介内閣が検討作成中で、間もなく「新長期経済計画」と名付けられる新経済五カ年計画の最終年度たる昭和37(1962)年度に、科学技術者の新規需要数が2万7,500名と推定されるのに対して、理工系学生卒業予定数の不足が8,000名と見込まれることから、これと関連して立案されたものであった。

第4節 新制京都大学の拡充

文部省は、科学技術者が不足するという推定に対応するため、国・公・私立の大学および短期大学で理工系学生約8,000名を増募するとともに、これに必要な施設・設備を拡充しようとし、3年間にわたる年次ごとの増員計画を策定した。その際、国立大学では計画充足数の半分を負担し、既設の学科とともに原子力や電子工学などの技術革新の顕著な分野については学科を新設し定員を増加することが立案されたのである。この増員計画は昭和35(1960)年度をもって完了した。

ところが、その間におけるわが国のめざましい経済成長は「新長期経済計画」をはるかに超えるものであった。昭和35年に、日米安全保障条約の改定交渉に対する反対運動が全国規模で未曾有の盛り上がりを見せ、京都大学でも社会不安のため6月18日の創立記念式が中止されるような事態が続いた結果、新安保条約の批准書を交換した当日の6月23日に退陣を表明した岸信介に代わって、京都大学法学部卒業の池田勇人が首相となった。

池田首相は、寛容と忍耐の姿勢を打ち出し、治安立法の強化や憲法改正には消極的な態度を示す一方、年末の12月27日、かねての持論である「国民所得倍增計画」を閣議決定し、経済大国日本のきっかけをつくる。この計画では、予想される就業構造の質的变化、科学技術の急速な発展に支えられた産業技術の革新などによって、計画実施期間の10年間に科学技術者がおよそ17万名不足するものと見込み、理工系大学の定員増が必要であるとした。文部省は昭和36(1961)年度から7年間に理工系大学の学生定員を1万6,000名増募する計画を立案した。しかし、科学技術庁が文部省の計画では不十分であると異議を唱えたので、増募計画を修正し、昭和39(1964)年度までの4年間の第1期として2万名を増募し、さらに第2期の計画を別途立案することになった。しかも、この第1期の2万名増募計画は1年短縮して3カ年間で実現されたし、昭和37(1962)年度には、画一的学校体系の例外としての5年制工業高等専門学校が「学校教育法の一部を改正する法律」によって発足し、国立12校、公私立7校が開設されたのである。

2. 理工系学部における学科・講座の新設

科学技術を振興し理工系大学生を増募しようとする政府の方針に沿って、各地の国立大学でも理工系学部の拡充が行われて学科や講座が新設され、やがて岡山大学に工学部、大阪大学に基礎工学部が新設されるに至るのであるが、京都大学ではそれらに先立ち、昭和29(1954)年4月1日、工学部に電子工学科が新設され、翌昭和30(1955)年4月1日、やはり工学部に航空工学科が設置されていたのである。

電子工学科は、第2次大戦中から戦後にかけて、世界的にめざましく発展した研究領域の1つである電子工学の理論ならびに応用を研究教授し、工業教育の振興を図る目的で新設された。5講座からなる学科の新設は、最新の学問研究の発展に対応したものだだったので、それ以後の学科編成方針の新しい方向を示すものとして極めて注目された。

6講座からなる航空工学科の新設は、新設というよりは、むしろ再出発というのが適切であろう。すなわち、GHQの指令によって、敗戦直後の昭和21(1946)年1月9日に廃止の対象となった、工学部の航空学6講座の研究・教育が、ここに公然と復活することになった。十年一昔とはよく言ったもので、隔世の感がある。かつて航空学6講座が廃止された当日に新設されていた応用物理学科6講座は、今回の航空工学科の設置に関連して、昭和30年度から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止されることになった。

昭和32(1957)年度からは、京都大学でも政府の方針に従って理工系学部の拡充が行われた。まず昭和32年3月31日、理学部に地球電磁気学1講座、工学部に原子核反応工学1講座が、4月1日、大学院工学研究科に原子核工学専攻課程、理学研究科に原子核理学専攻課程がそれぞれ設置された。

翌昭和33(1958)年4月、ともに完成年度には6講座からなる原子核工学科と衛生学工学科が工学部に新設され、理学部に核エネルギー学1講座が新設された。続いて工学部に、昭和34(1959)年度から数理工学科が、翌昭和35(1960)年度から精密工学科と合成化学科が新設され、昭和36(1961)年度から

第4節 新制京都大学の拡充

電気工学第二学科と金属加工学科が増設され、また電離層研究施設が附置された。昭和36年度の理工系学科の拡充は、単なる学科の新設あるいは増設にとどまらず、学科名が時代の要求に即応して変更されることも相次いだ。工学部の化学機械学科は、化学工業の発展に対応するために、従来の4講座を6講座に拡充して学科名を化学工業科と変更し、繊維化学科も、高分子化学の学術ならびに産業の発展に対応するために、従来の4講座を6講座に拡充して学科名を高分子化学科に変えた。

昭和36年9月1日、文部省は各国立大学長に宛てて通知を発し、大学の学科・専攻科・別科の新設については、従来は設置関係資料を提出させて大学設置審議会の意見を聞いた上で認可していた手続きを廃止して、それ以後は設置関係書類を事前の届け出によることとした。これによって、学科・専攻科等の新設についての事務処理が簡素化されることになった。

翌昭和37(1962)年度以降も、理工系学部の学科の増設や学科名の変更が相次ぐ。工学部では、機械工学第二学科が新設され、建築学科が拡充改組されて建築技術者向きの建築学第二学科が誕生し、交通土木工学科が設置され、鉱山学科は資源工学科と名称を変更した。理学部では、化学科が従来の5講座が12講座に拡充されたのに続き、物理学科が8講座から17講座に拡充、数学科が5講座から9講座へと拡充されたのである。

3. 工業教員養成所の設置

昭和32(1957)年11月末に文部省が発表した「科学技術振興方策」等では、大学の学部・大学院だけでなく、小学校の理科教育、中学校の技術教育、高等学校の産業教育を振興拡充することが謳われ、それ以後特に高等学校における工業教育の振興が推進された。とりわけいわゆる戦後のベビーブームの到来によって、昭和38(1963)年度以降に予想される高校生の急増などを、工業高等学校あるいは高等学校の工業課程の急速な新設拡張で賄うために、高等学校の工業科を担当する教員の養成が焦眉の急となった。そこで緊急の措置として、工業科教員の速やかな養成を行うため、臨時に国立の工業教員養

第6章 京都大学の設立と拡充

成所を設置して、社会の要請に応ずることになった。

昭和36(1961)年5月19日、法律第87号をもって「国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」が公布され、地域別に国立の9大学に附置されることになった。北海道大学・東北大学・東京工業大学・横浜国立大学・名古屋工業大学・京都大学・大阪大学・広島大学・九州大学であって、本学も含まれていた。これらの養成所は、高等学校卒業を入学資格とする修業年限3年制のもので、工業に関する専門教育を主とし、これに基礎教育および教員として必要な教職教育を課して、大学工学部卒業とほぼ同程度の専門学力と、教員としての教養を与えることを目的とした。所定の課程を終えて卒業したものには、高等学校教諭二級普通免許状(工業科)が授与され、同時に教員就職を条件として、授業料納付を猶予・免除するなどの特典が与えられた。

京都大学に附置された本養成所には、電気工学・工業化学および土木工学の3学科が置かれ、入学学生定員を毎年度各科40名、合計120名とされた。ちなみに大阪大学に附置された養成所は機械工学科と電気工学科の2学科である。3学科といっても、スタッフは教授定員3名、助教授定員3名、助手2名といった塩梅だったので、工学部ならさしずめ3講座以下の規模ということになる。同年7月29日に入学宣誓式を挙げた。

設置場所は宇治市五ヶ庄、つまり宇治分校の地であって、同年4月に教養部が吉田分校に統合されたばかりの、旧分校校舎の一部と本養成所創立に伴う新校舎で、9月11日から授業が始められ、3年後の昭和39(1964)年3月25日に第1回卒業生91名を教育界に送り出した。しかし、間もなく入学者が定員を下回る事態となり、国内経済状況が変化したり、また高等学校の工業科教員がほぼ充足されたこともあり、学生の募集を第6回の昭和41(1966)年度で終え、在学生在が卒業する昭和45(1970)年3月に廃止されることになった。

本養成所は、工業教員養成という特殊な目的をもって「国立学校設置法」とは別の「臨時措置法」によって設立されたため、卒業後に他の大学に編入学して学士号を取得したり、また大学院に進学する道が閉ざされていた。そ

の救済策が検討された結果、昭和40(1965)年3月末に「臨時措置法」が一部改正され、昭和42(1967)年2月23日の文部省令で、養成所卒業生等の大学編入学が認められることになり、本学では3月28日に「京都大学通則」の一部が改正されて、決着を見た。

4. ウイルス研究所と薬学部の新設

京都大学では、全国の国立大学で始まる理工系学部の拡充に先立って、まず工学部に電子工学科と航空工学科が設置され、昭和32(1957)年度以降に、工学部と理学部であまたの学科や講座の新設や改組が、怒濤の勢いで進行するのであるが、その間に理工系以外の自然科学系の分野でも、またわずかとはいえ社会科学系の分野でも、学問の発展や社会の要請に対応する新しい研究所や学部学科の新設が行われた。それらの先鞭をつけたのは、昭和31(1956)年に実現したウイルス研究所の新設である。

昭和28(1953)年1月に文部省は国立大学研究協議会に対して、学問の発展に対応する新しい研究所設置の必要性について諮問し、海洋、癌、ウイルスの3分野が最も重要かつ緊急を要する研究所の対象であるとの答申を得た。ウイルス学は第2次大戦後に世界的趨勢で進歩した学問分野の1つであり、昭和28年5月には日本ウイルス学会が創立された。かくて研究協議会の委員を務めた医学部微生物教室の木村廉教授の尽力で、昭和31年3月24日、京都大学に全国共同利用研究施設としてのウイルス研究所が附置されることになった。なお海洋研究所が共同利用研究所として東京大学に附置されるのは、昭和37(1962)年4月のことである

ウイルス研究所は本学に附置された共同利用研究所としては、昭和28年7月の基礎物理学研究所につぐ2番目である。とりあえず病理部と物理部の2部門で発足し、初代の所長には医学部教授木村廉が兼任した。翌昭和32年4月に血清免疫部と化学部が増設されて4部門となり、昭和33(1958)年4月に予防治療部が新設され、同年7月にはウイルス診断センターが設置された。やがて昭和37年4月になって、癌ウイルス部が新設され、その後も順調に拡

第6章 京都大学の設立と拡充

大発展しつつ、着実に研究成果を世に問うてきたが、施設と設備に関しては悪条件が続き、それぞれの研究部門が縁のある医学部の各教室の一部や附属病院の病棟の一部を借用して仮の研究室として使った。鉄筋コンクリート造り5階建て地階付きの建物が、医学部構内に新築されのは、なんと昭和41(1966)年春のことであって、研究所が設立されてから10年の歳月をけみしていた。

新制大学の設置認可は、「学校教育法」では大学設置委員会(昭和25年8月に大学設置審議会と改称)に諮問しなければならなかったが、実際には全国の諸大学が自主的に結成した大学基準協会で作成し採択した大学基準を大学設置基準として用いてきた。文部省は、その成立経過からの性格や内容などに問題ありとして、昭和28(1953)年12月より省内に大学設置基準研究協議会を設けて再検討を開始し、その答申をうけた上で、昭和31(1956)年10月22日に、省令第28号として新しい「大学設置基準」を制定公布する。これ以後、大学、学部、学科の設置に当たっては、新しい基準によることになる。

「大学設置基準」の制定が検討されていた時期の昭和29(1954)年9月7日、文部省は「国立大学の講座に関する省令」を制定公布した。講座は「大学院に置かれる研究科の基礎となるもの」という法的定義がなされ、講座制が大学院を持つ国立大学に限って置かれることが明記され、京都大学の各学部に置かれる講座の種類およびその数も定められた。かくて、昭和24(1949)年5月31日に「国立学校設置法」の公布に伴って「京都大学講座令」が廃止されて以来の、講座制の法制的根拠がないという懸案は解消されはしたが、講座について、旧来は大学独自で自主的に決定し得た方式から、文部省による決定の通達という方式に転換された点は注目に値するであろう。

「大学設置基準」が公布されて以後も、理工系学部以外の自然科学系の学部における拡充と整備は、続けられる。まず昭和33(1958)年3月末に、学部附属の研究施設として、農学部には農業簿記研究施設が、理学部の天文台とともに設置され、翌昭和34(1959)年3月末に、医学部附属の教育施設として衛生検査技師学校が設立された。そして昭和35(1960)年3月末に薬学部が新設

第4節 新制京都大学の拡充

され、当初は7講座からなる薬学科だけで、学生定員は1学年40名であったが、翌昭和36(1961)年4月に製薬化学科を設置して、2学科を持つ学部となり、学生定員も1学年80名に増加する。

薬学部は学部としての発足は昭和35年春であるが、医学部薬学科を基幹として独立したもので、まったくの新設ではなかった。昭和24(1949)年に新制大学が発足した時点において、熊本・富山・千葉・長崎の各国立大学は、旧制の官立医科大学の薬学専門部を昇格させたり、官立薬学専門学校を吸収したりして、薬学部を設置した。しかし、本学や東京大学のような旧帝国大学では、諸般の事情から医学部薬学科として存続し、形勢を観望していた。ところが、薬学科のなかった大阪大学が、昭和24年に私立の大阪薬学専門学校を合併吸収して附属薬学専門部とするかたわら、薬学科の新設を実現させたばかりか、昭和30(1955)年5月には薬学部を創設したので、京都大学や東京大学でも薬学部の新設に努力することになり、5年後に結実したのである。

初年度の昭和35年は、医学部の7講座が廃止されて薬学部には7講座が加えられただけであったが、翌昭和36年度以降、製薬化学科に3年の年次計画で6講座が増設されることになった。そして製薬化学科が完成し、建物の新営がほぼ一段落した昭和39(1964)年4月に、薬学科との講座の組み替えが行われ、薬学科から旧来の薬品製造学と生物薬品化学の2講座が製薬化学科に移り、新設の薬品作用学と衛生化学の2講座が薬学科に分属された。

この時期の京都大学では、薬学と近い学問分野において、いくつかの研究施設が学部や研究所に附置された。すなわち昭和38(1963)年4月には、農学部の附属施設として農薬研究施設が附置され、翌昭和39年4月には、理学部に植物生態研究施設、結核研究所に附属病院、ウイルス研究所にウイルス診断研究施設がそれぞれ設置されたのである。

自然科学系の分野では、引き続き新しい学科の増設も行われた。昭和40(1965)年4月、戦後における住環境の変貌や、木材工業の著しい発展という事態に対応すべく、農学部には6講座からなる林産工学科が設置された。そし

第6章 京都大学の設立と拡充

て昭和42(1967)年4月には、生命現象を物理的科学——物理学や化学——の思考や技術に基づいて理解しようという学問の急速な発展に対応して、理学部に生物物理学が、社会・文化の発展に伴う食品類の変化と食料資源の開発といった社会的課題に対応して、農学部には食品工学科が、国立大学として初めて創設され、それぞれ6講座で組織された。1学年の学生定員は、林産工学科と食品工学科が40名、生物物理学が35名であった。

このように理学部・工学部のみならず、医学部・薬学部・農学部といった自然科学系の学部における学科や施設の拡充が続いていた最中の昭和38(1963)年12月16日、医学部出身の京都大学総長平澤興が2期6年の任期を満了して退職し、農学部教授の奥田東が第17代の京都大学総長に選任された。

第3項 海外学術調査と研究所等の新設

1. 海外学術探検と学術調査

第2次世界大戦の敗戦は、京都大学における研究活動にも衝撃的な影響を残したが、とりわけ海外での学術探検と学術調査は、絶望的となった。実は日中戦争の最中においても、中国大陸やモンゴリアを舞台とする京都大学関係者たちの探検や調査が、様々な分野で行われていた。なかでも、深い学殖と類い希な組織力を兼ね備えた木原均・今西錦司・水野清一の3名によって、それぞれ企画遂行された学術調査は、昭和30年代以降の京都大学の特色の1つとなる、海外学術調査のための温床の役割を果たしたのであって、注目に値する。今西が、停年退職を目前に控えた理学部教授の小川琢治を顧問に仰いで、昭和5(1930)年5月に結成した「京都学士山岳会」(のちの京大同学士山岳会)のメンバーは、今西の企画に参加する。

昭和13(1938)年、農学部教授の木原均が隊長で、理学部講師の今西らが参加した、京都帝国大学の学術調査隊が、内モンゴルの草原の生物学的調査を行った。翌昭和14(1939)年、今西は農学部副手の森下正明を伴って内モンゴルの草原を数カ月にもわたって調査旅行し、帰国後に遊牧民たちの生活ぶりを

魅力的に語った。今西が昭和17(1942)年に大興安嶺の学術探検隊を組織した際には、理学部学生の梅棹忠夫らも参加した。モンゴルの地にジンギス汗紀元をもちいた半独立の蒙古連合自治政府が成立すると、昭和19(1944)年春、主都の張家口に、日本の大東亜省から全資金が出された蒙古善隣協会によって西北研究所が設立され、今西が所長に就任した。次長は東京から民族学者の石田英一郎が赴任し、文科主任の藤枝晃、理科主任の森下正明のほか、中尾佐助や梅棹もメンバーとなり、その地で日本の敗戦を迎えた。

それらに先立ち、京都大学と近い関係にあった東方文化研究所の水野清一は、長広敏雄らと共に、日中戦争前夜の両国関係が悪化していた昭和11(1936)年、中原の響堂山石窟と龍門石窟の石窟寺院遺跡の駆け足の調査を敢行したのに引き続き、昭和13(1938)年には日本軍の占領下にあった山西省大同近くの雲崗石窟に対する精密な調査を開始し、戦況が悪化する昭和19年秋まで、毎年定期的に調査隊を派遣して、測量・写真撮影・拓本作成の作業を実施していたのである。

昭和24(1949)年4月に、東方文化研究所と西洋文化研究所を吸収合併した新生の人文科学研究所が誕生し、水野清一は東方部の教授となって「中国仏教芸術の研究」の共同研究班を発足させた。同年6月に、桑原武夫教授が部主任であった西洋部の講師として今西錦司が理学部から配置換えとなり、翌昭和25(1950)年6月にはアメリカ合衆国の大学を卒業し国際経験豊かな岩村忍が、西洋部の教授として着任した。この時点ではまだ時期尚早であったが、昭和26(1951)年9月8日に対日講和条約が調印され、翌昭和27(1952)年に発効すると、戦時中に中国大陸で培われた研究蓄積が一気に開花する。

雲崗調査という巨大な学術事業に関心をよせた谷川徹三・梅原龍三郎・細川護立らによって後援会が設立され、その尽力で昭和19年春から進められていた膨大な報告書『雲岡石窟』は、翌昭和20(1945)年3月の東京大空襲にあって、製版中の原稿は烏有に帰してしまう。しかし、捲土重来を期した15巻全30冊を予定する報告書刊行計画は、東方文化研究所が京都大学の附置研究所に衣替えし、文部省の管轄下に入ったことが幸いし、吉田茂首相の特別の

第6章 京都大学の設立と拡充

配慮で出版費が与えられ、その第1冊が昭和26年春に上梓された。吉田首相は、その秋に開催されたサンフランシスコの講和会議に、『雲岡石窟』第1冊を持参し、戦時下の日本の学術調査の成果として世界に誇示したのである。

昭和27(1952)年4月28日に講和条約が発効して、海外学術調査を始める絶好の機会が訪れた。今西錦司はさっそく、カラコラム山脈とヒンズークシ山脈を対象にした学術調査を企画する。5月12日に、水野清一と長広敏雄に対して、『雲岡石窟』の功により学士院恩賜賞が授与されたことは、この上もない環境づくりとなる。同年から昭和29(1954)年に至る予備調査を経て、昭和30(1955)年4月から戦後初の総合海外学術調査として「京都大学カラコラム・ヒンズークシ学術探検隊」が派遣された。費用は文部省が3分の1、朝日新聞社が3分の1、あとは一般募金で賄われた。この探検隊はカラコラム山脈およびヒンズークシ山脈を含むカシミール州の西北部から、パミール高原の一角、アフガニスタン領のワハン溪谷、ゴラト地方に至る地域について、植物学や人文科学等の視点からする総合的調査を目的としたもので、主に自然科学系の学者12名からなり、ほかに朝日新聞社から1名、日映新社から映画班として2名が参加した。つとに小麦の細胞遺伝学的研究で学士院恩賜賞、そして文化勲章を授与されていた木原均が総隊長を務めてヒンズークシ隊を指揮し、自ら小麦の祖先の1つであるとしていたタルホコムギの採集に成功した。今西錦司支隊長がカラコラム隊を指揮し、万般の事務は人文科学研究所の事務室が担当、岩村忍・梅棹忠夫・岡崎敬らが参加した。かくて戦後初めての海外学術調査は大成功をおさめ、記録映画『カラコラム』は一般の映画館で封切られて、多くの観客を得た。

水野清一が昭和11(1936)年に始めた一連の華北石窟寺院の調査は、昭和31(1956)年春に、当初の予定冊に索引と補遺を加えた報告書『雲岡石窟』全32冊の公刊完了によって、一段落を告げた。諸般の事情を勘案した水野は、新たな実地調査の舞台を、中国仏教美術の源流ともいふべき地域に定め、イラン・アフガニスタン・パキスタン学術調査隊の派遣を計画した。先のカラコ

第4節 新制京都大学の拡充

ルム・ヒンズークシ学術探検隊に参加した岩村忍・岡崎敬らが齎した情報が、水野の立案にあずかって力があつた。昭和31年7月から5カ月、人文研助手の吉田光邦が高谷好一ら3名の京都大学学生とイランを旅行した経験も、役立つことになる。

イアパと略称される「京都大学イラン・アフガニスタン・パキスタン学術調査隊」は、昭和34(1959)年7月から昭和42(1967)年12月まで、7次にわたって続けられた。水野清一が隊長を務め、文学部の樋口隆康や工学部の西川幸治を含め、延べ65名が調査発掘に従事した。仏教美術に重点を置きつつも、広範な領域にわたる専門家の参加を呼びかけた結果、考古美術・地理・人類技術・歴史言語の各班が組織された。水野らの考古美術班はパキスタン西北部ガンダーラ地方において仏教遺跡を調査、その中心に位置するチャナカカテリ一遺跡などを発掘、アフガニスタン北部のハイバク仏教洞窟などを測量した。地理班は織田武雄らによってイランの農業と農村を調査、歴史言語班は岩村忍らによってモゴール族の調査を行い、人類技術史班は藪内清・吉田光邦らによってイランの伝統技術の調査を行った。苛酷な気候と現地我的生活条件とが災いして、水野は昭和42年にパキスタンで肝疾患に罹って急遽帰国し、イアパ調査隊はこの年度で終了した。水野は翌昭和43(1968)年春の停年退職後も、報告書の公刊に熱情を傾けたが、昭和46(1971)年5月に不帰の客となる。

カラコルム・ヒンズークシ学術調査隊を成功させた今西錦司は、昭和32(1957)年4月、人文科学研究所で「霊長類におけるカルチュアとパーソナリティ」の共同研究班を発足させた。今西は翌昭和33(1958)年に、日本モンキー・センターの後援によって、ゴリラを調査するために伊谷純一郎と共にコンゴとウガンダに入った。日本人による本格的学術調査としてのアフリカ入りの第1号であった。昭和34年4月、人文研に社会人類学部門が設置され、遅ればせながら、57歳の今西は講師から教授に昇格する。

昭和36(1961)年12月、今西は文部省の海外学術調査補助金を得て、「京都大学アフリカ類人猿学術調査隊」を組織し派遣した。調査隊は今西や伊谷純

第6章 京都大学の設立と拡充

一郎らの類人猿班が主体で、梅棹忠夫らの社会人類学者を中心とする人類班が附加される形をとった。次いで昭和38(1963)年に第2次、昭和39(1964)年に第3次調査隊が派遣され、はじめはゴリラ、のちに野生チンパンジーの総合調査を行った。昭和40(1965)年春の今西の停年後、推進母体は理学部自然人類学教室の下に移されたが、人文科学研究所でも今西の後任として着任した梅棹は、若手研究者の派遣とアフリカ社会の共同研究班を続け、隊員が行った社会人類学的調査の成果を盛り込んだ、欧文紀要『京都大学アフリカ研究』や『アフリカ社会の研究』の編集に尽力し、その後の京都大学におけるアフリカ研究の盛況に貢献する。

2. 相次ぐ附置研究所の創設

昭和31(1956)年春にウイルス研究所が共同利用研究所として本学に附置されたのを嚆矢として、自然科学系学部で学科や施設の拡充が続いた頃、わが国の高度経済成長はすこぶる順調に推移して社会は豊かになり、人文社会科学系の学問環境を充実できる余裕ができ、本学においても新しい学科や研究所が設置されることになった。

人文社会科学系の学問環境を整備充実する先陣は、経済学の分野で始まった。従来は学科を分けていなかった経済学部で、昭和34(1959)年春から経営学科が設置され、11講座の経済学科と5講座の経営学科からなる学部となり、やがて昭和37(1962)年4月には経営学科に経営政策講座が増設され、入学定員200名は、経済学科130名、経営学科70名とされることになる。

昭和37年4月、産業経済に関する総合的研究を目的として、経済研究所が本学に附置された。正式に附置研究所として発足するに先立ち、経済学部では昭和30(1955)年の時点で既に、最近時における産業経済の理論的・実証的研究の発展と重要性にかんがみ、新しい研究・調査体制を確立するため、関西財界などの支援・協力を得て、任意団体として総合経済研究所を設立していた。さらに昭和35(1960)年10月、財政的基盤を強化するとともに、財界からの寄付を財源として、財団法人総合経済研究所が設立され、理事長には経

経済学部教授の岸本誠二郎が就任していたのである。そのような実績を踏まえ、単に経済学の分野に限らず、関連諸科学との総合的な協力体制確立を目指して、正式に本学に附置されることが決まった経済研究所は、初年度は2研究部門であったが、昭和39(1964)年度と昭和41(1966)年度にそれぞれ2部門が増設され、合計6研究部門となった。所長は設立当初から経済学部教授の岸本誠二郎が併任し、その停年後の昭和41年4月に、青山秀夫教授が経済学部から経済研究所の専任に配置換えされて、所長の任に就いた。

経済学部は戦後に教授陣が戦争中の学部運営を反省して退職したり、追放されたりして、進歩的な学風の少壮研究者を中心に再建されて以後、マルクス経済学者が多数を占め、近代経済学者は少数であった。その点に関して、例えば戦後に創設された大阪大学の経済学部が、本学を辞職した高田保馬を学部長に選び、近代経済学者によって構成されて特色をだしたのと、対蹠的であった。本学で経済研究所創設への動きが表面化するのには、高度経済成長期に入ってからであるが、底流としては、近代経済学の研究をよりいっそう推進できる研究機関を設けたいとする関係者の努力があったようである。経済研究所は、国民経済の課題を解決し、経済政策の策定を行う上で必要な産業構造の分析研究を目的とし、産業構造に関する文献・資料の体系的収集を行って文献センターとしての役割を果たすことになった。これ以後、経済学部と経済研究所は、両々相まって相互補完的な研究教育機関となる環境が整ったのである。

続いて昭和38(1963)年春に、数理解析研究所と原子炉実験所が本学に附置された。数理解析研究所の設置は、昭和33(1958)年4月の日本学術会議総会で「数理科学研究所の設立を政府に要望する案」が可決されたことに始まる。文部省との設立計画検討の過程で、統計数理研究所との関係や内容の重複を考慮して、解析を主体とする研究所という意味から名称を数理解析研究所とし、全国の研究者の共同利用の研究所で、研究部門と電子計算機室からなるものとされた。設置場所としては複数の大学が候補に挙げられたが、諸般の情勢を検討した結果、京都大学に附置されることになった。本研究所は

第6章 京都大学の設立と拡充

数理解析に関する総合研究を目的とした全国共同利用研究所で、昭和38(1963)年から毎年2研究部門が新設され、合計9研究部門と電子計算機室が設置されることになった。

原子炉実験所は、数理解析研究所と同様に、全国大学研究者の共同利用の研究施設として、昭和38年に京都大学に附置された研究所である。本学に研究用原子炉を設置したいとする案は、昭和30(1955)年に本学の工学研究所から文部省に提出され、同年の日本学術会議の「原子力に関するシンポジウム」でも、関西・関東の大学にそれぞれ研究用原子炉1基ずつ設置すべきであるとの意見が出された。翌昭和31(1956)年に、文部省は京都大学に研究用原子炉1基を設置する案を科学技術庁に提出し、政府の原子力委員会は「原子力開発利用長期基本計画」を発表して、「大学における基礎研究および教育のための原子炉はさしあたり関西方面に1基設置し、その後必要に応じ漸次考慮するものとする」とした。かくて昭和31年11月に、京都大学・大阪大学を中心として、日本学術会議・文部省・科学技術庁・日本原子力研究所などの委員で構成する研究用原子炉設置準備委員会が本学に置かれ、原子力委員でもあった湯川秀樹教授が委員長となって計画案の作成を行い、文部省は昭和32(1957)年度予算に原子炉設置に必要な経費を計上したのである。既に述べたごとく昭和32年春、本学工学部に原子核反応工学講座、大学院工学研究科に原子核工学専攻課程、理学研究科に原子核理学専攻課程がそれぞれ新設され、翌昭和33(1958)年春、工学部に原子核工学科、理学部に核エネルギー学講座が新設されたのは、研究用原子炉設置と歩調を合わせたものなのであった。

ところが、準備委員会によって設置場所の候補地に選ばれた京都府宇治市が、大阪方面の水源地の上流にあることから、社会的な問題となり、淀川を水源とする市町村の猛反対をうけ、湯川は委員長辞任に追い込まれた。その後、大阪府高槻市阿武山付近、大阪府下の交野町星田地区、同じく四條畷町が候補地に挙げられたが、いずれの場所でも地元民の反対運動が活発に行われ、暗礁に乗り上げた。最終的に、大阪府が発足させた大学研究用原子炉設

第4節 新制京都大学の拡充

置協議会が提示した候補地の中から、大阪府泉南郡熊取町朝代地区を敷地の最適地と決定したのは、昭和35(1960)年12月のことである。1年後に原子炉建設の起工式を挙行し、昭和39(1964)年3月に竣工して、6月25日に待望の原子の火がともされた。関西研究用原子炉設置準備委員会が設立されてから、実に8年ぶりのことである。原子炉実験所は、原子炉による実験およびこれに関連のある研究を目的として設置された研究所で、6研究部門と附属施設として医務部が設置された。

原子炉実験所が難産の苦しみを重ねていた時期、人文社会系の分野でも、経済研究所が誕生したほか、わずかではあるが、講座や研究部門の新設が認められた。すなわち昭和31(1956)年、文学部に美学美術史第2講座、昭和32(1957)年、経済学部にも商業論講座、昭和33(1958)年、教育学部に教育心理学第2講座、昭和35年、文学部にアメリカ文学講座、昭和37(1962)年、経済学部にも経営政策講座がそれぞれ増設された。

昭和39年4月1日、文部省令第10号によって、人文科学研究所に西洋思想研究部門が増設され、同第11号によって、理学部に植物生態研究施設が附属されたのをはじめ、結核研究所に附属病院が、化学研究所に原子核科学研究施設が、防災研究所に宇治川水理実験所・鳥取微小地震観測所が、ウイルス研究所にウイルス診断研究施設がそれぞれ附属された。その翌々日の4月3日には、法律第55号をもって「国立学校特別会計法」が制定されるのであるが、それについては項目を改めて後に述べることにする。

昭和40(1965)年4月1日、本学初めての附属研究施設として、東南アジア地域に関する総合研究を推進するための組織である、東南アジア研究センターが設置された。同センターは、大学附置研究所でもなければ、大学の学部や研究所の附属施設でもない、いわば第3形態の組織であって、その後に設置される放射線生物研究センター・ヘリオトロン核融合研究センター(ともに昭和51年開設)・超高層電波研究センター(昭和56年開設)といった研究センターの先駆をなすものであった。

本学における東南アジア地域の総合研究は、昭和34(1959)年春、ときの総

第6章 京都大学の設立と拡充

長平澤興の提唱の下に、東南アジア研究会が人文社会科学系の有志教官によって組織されたことに始まる。昭和37(1962)年になって、人文科学研究所教授の岩村忍が主となって、東南アジアの現地調査を主とする研究資金を得るため、アメリカのフォード財団と交渉がなされる一方、京都大学における東南アジアに関する研究体制等について審議し、研究推進の準備を図ることを目的とする「東南アジア研究計画準備委員会」(委員長は農学部長の奥田東教授)が設けられ、自然科学系も含めた全学的な研究体制のあり方を計画した。そして昭和38(1963)年1月に学内措置として東南アジア研究センターが発足し、続いて3月、フォード財団は東南アジア研究資金として35万ドルの交付を発表した。同センターは、文献研究とそれ以上の現地調査研究によって学界に寄与貢献することを目指したものであり、現地調査の円滑な推進のために、わが国で初めてのフィールド・ステーションであるバンコク連絡事務所が設立された。かくて昭和40(1965)年4月、日本で初めての東南アジア研究の専門機関が官制化され、初代所長には岩村忍が併任され、本岡武教授と石井米雄助教授が着任した。

先の原子炉実験所の設立には、原子炉の安全性をめぐる、設置候補地の付近の住民が強硬な反対運動を展開したのであったが、この東南アジア研究センター設立の前後には、アメリカのフォード財団から多額の資金提供を受けたというので、本学内で大学院生や学部生のみならず、教官有志が反対運動を展開した。時あたかもベトナム戦争が激化して、アメリカの海軍機が北爆を繰り返し、アメリカの海兵隊や騎兵師団が北ベトナムの解放戦線軍と直接の交戦を続けていたのである。そのために、本センターが順調に発展し、優れた研究成果をあげていったにもかかわらず、学内に多少のしこりが残留した感は否めない。

京都大学の附属研究施設としての東南アジア研究センターが正式に発足した昭和40年4月1日、人文科学研究所に東洋学文献センターが、防災研究所に上宝地殻変動観測所が、それぞれ附置研究所の附属研究施設として新設された。翌昭和41(1966)年春には、文学部に現代史講座が増設された。また法

第4節 新制京都大学の拡充

学部では、同年度に拡充改組が行われ、従来の33講座に4講座を加えて37講座にし、入学定員は250名であったのを330名とすることにし、2年後の昭和42(1967)年度に、まず国際政治学と日本政治外交史の両講座が新設された。

本学の学生と職員全体の保健管理と診療を行う施設としては、新制大学が発足した直後の昭和24(1949)年8月に、事務局直属の保健診療所が新設され、学生と職員の健康の保持増進に努めてきた。特に昭和29(1954)年12月に、京都大学学生健康診断規程を制定し、その年度の健康診断を受けなかった者は当該年度に施行する学力試験を受けることができないことにするなど、全国の大学の模範となっていた。かくて昭和41年4月5日、文部省令第22号をもって国立学校設置法施行規則の一部が改正され、本学に保健管理センターが設置された。本学附属の教育研究施設として位置付けられる保健管理センターは、学生・職員その他学内一般の保健管理業務を総括的に行うとともに、保健管理に関する調査・研究をもあわせ行うことになった。これ以後、従来の保健診療所は診療を主として行うことに改められた。

昭和42年6月1日、創立70周年を目前に控えた京都大学に、全国共同利用研究所の霊長類研究所が附置され、同時に結核研究所が結核胸部疾患研究所に改組された。前者の霊長類研究所は、霊長類に関する学際的研究により霊長類学をより発展させ、霊長類の進化とヒト化の過程を明らかにせんとするもので、愛知県犬山市に置かれることになった。改称した後者の結核胸部疾患研究所では、これ以後、研究テーマは結核のみにとどまらず、胸部疾患全般に関する学理およびその応用に拡げることになる。この日、医学部に脳神経研究施設、農学部には亜熱帯植物実験所、防災研究所に穂高砂防観測所などがそれぞれ附属された。

3. 新たな大学院政令と講座・研究部門名の改廃

昭和38(1963)年春に数理解析研究所と原子炉実験所が創設されてから、東南アジア研究センターが官制化される昭和40(1965)年春までの2年間、国立大学である京都大学は、研究教育体制と財政制度の両面において、少なから

第6章 京都大学の設立と拡充

ざる変貌を遂げた。

まず昭和38年3月31日、政令第96号をもって「国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令」いわゆる「大学院政令」の全部が改正され、京都大学の大学院に置く研究科の名称および課程が定められた。これまでは昭和28(1953)年3月31日の政令第51号と同年5月13日の文部省告示第41号によって、博士課程だけの医学研究科を除く各研究科は修士課程と博士課程の両課程から成り立ってきたが、新たな大学院政令によって、本学の研究科の課程は、医学研究科が4年課程、それ以外の各研究科は5年課程とされた。この大学院政令の附則において、旧令「第2条の規定による5年の課程又は4年の課程において行なわれた教育は、それぞれこの政令の表の下欄に掲げる5年の課程又は4年の課程において行なわれた教育とみなし、旧令第2条の規定による2年の課程において行なわれた教育は、この政令の表の下欄に掲げる5年の課程において行なわれた教育の一部とみなす」と書かれている。すなわち、これ以後、公式には修士課程の名称は消滅して博士前期課程と呼ばれ、従来の博士課程は博士後期課程と呼ばれることになったのである。

翌昭和39(1964)年2月25日、文部省令第3号をもって「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」が定められ、同時に昭和29(1954)年文部省令第23号による「国立大学の講座に関する省令」は廃止された。この省令により、前年に改正された新たな大学院政令に規定する研究科のうち、5年の課程または4年の課程の研究科の基礎となる講座は博士講座ということになった。同日、文部省令第4号をもって「国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令」が定められた。この省令により、附置研究所における研究体制の呼称が、従来は一定していなかったのが、「研究部門」の名称で統一されることになった。これら2つの省令は、公布の日から施行し、溯って昭和38(1963)年4月1日から適用されたのである。

この機会に各学部では第1・第2といった複数からなる講座において、従来の順序を変更したり、独立させたりした。従来は設置順によったため、学

問内容から見て如何かと思われたのが、この時点で是正されたのである。例えば文学部の場合、哲学哲学史6講座では、第1講座の「哲学」と第4講座の「西洋哲学史(近代)」は従来のものであったが、第2講座の「印度哲学史」は第5講座に、第3講座の「支那哲学史」は「中国哲学史」と名義を変えて第6講座に、第5講座の「西洋哲学史(古代)」は第2講座に、第6講座の「西洋哲学史(中世)」は第3講座に改称された。同じく史学地理学3講座では、第1講座の「西洋史学(古代)」は「西洋史学第1講座」に、第2講座の「人文地理学」は「人文地理学講座」に、第3講座の「西洋史学(中世・近代)」は「西洋史学第2講座」に改称し、独立した。

また教育学部の場合、例えば教育学教授法講座は「教育学講座」に、教育哲学講座は「教育人間学講座」に、教育心理学第1講座は「教育心理学講座」に、同第2講座は「臨床心理学講座」に、教育社会学第1講座は「教育社会学講座」に、同第2講座は「社会教育講座」に、それぞれ改称された。

同じように理学部の場合、例えば数学科の数学第1講座は「複素解析学講座」に、第2講座は「幾何学講座」、第3講座は「数学解析学講座」、第4講座は「代数学講座」にそれぞれ改称され、植物学科の第1講座は「植物生理・生態学講座」に、第2講座は「一般細胞学講座」に、第3講座は「植物分類学講座」にそれぞれ改称されたのである。

また防災研究所では、昭和26(1951)年の発足時に設置された第1部門「災害の理学的工学的基礎研究」は「地震動」研究部門に、第2部門「水害防止の総合的研究」は「河川災害」研究部門に、第3部門「震災・風災・火災及び雷災防止軽減の総合的研究」は「耐震構造」研究部門にそれぞれ改称され、それ以後に増設された諸部門も改称された結果、すっきりした構成になった。

これら文部省令の公布に先立ち、同一大学においては複数の部局で同じ名称の(学部の)講座・(教養部の)学科目あるいは(附置研究所の)研究部門は認められない旨の指導がなされた。その結果、各学部や教養部は影響を受けなかったが、各研究所では研究部門の名義を手直ししたり、変更を強いられるケ

第6章 京都大学の設立と拡充

ースが多かった。例えば人文科学研究所の場合、「考古学」「地理学」両部門の名称が、文学部の講座名とほぼ重複するというので、「東洋考古学」「歴史地理」に手直しされ、「社会教育」部門は教育学部の新しい講座名に配慮して「日本社会」に変更され、文学部の講座名や教養部の学科目名と重複する「宗教学」と「歴史学」の両部門は消され、「芸術史」と「科学史」の両研究部門が新設されたのである。

第4項 高度成長下の京都大学

1. 大学財政の推移——一般会計から再び特別会計へ

先に言及したように、昭和39(1964)年4月3日に法律第55号をもって「国立学校特別会計法」が制定され、同日、政令第112号により「国立学校特別会計法施行令」が制定された。これらにより、昭和22(1947)年3月31日に法律第42号をもって「学校特別会計法」が廃止されて以来、本学をはじめとする国立大学の財政が「一般会計」の中で運営されてきた体制は廃棄され、17年ぶりに再び「特別会計」の体制に移行し、今日に至る。つまり大学財政制度の観点に立つと、本学100年の歴史において、この第6章「京都大学の設立と拡充」が叙述の対象とする時期(昭和22～42年)の大部分だけが「一般会計」の下にあり、それ以外の時代はすべて「特別会計」の下で運営されたことになる。

本学の財政が「一般会計」として運営され始めた当初、全体の運営費は人件費と物件費に大別され、人件費の割合は60%以上を占めていた。戦後の荒廃の続きで国家財政全般が窮迫していたこととて、本学の研究費が今日から見れば信じられないほど少額であったのも、いたしかたなかった。昭和27(1952)年度に予算区分が変更されて「校費」という科目が登場し、その中に教官研究費・学生経費・庁費(事務的経費)などの物件費の大部分をもって包含することになって以後、「校費」に含まれる諸費の間で弾力的に運用ができるようになった。しかし、教官研究費の単価は毎年度のように引き上げら

第4節 新制京都大学の拡充

れはしても、消費者物価の上昇に比べて立ち遅れ、昭和30(1955)年度の時点で、文科系の学部では物件費の割合が20%前後というような、劣悪な状態が続いたので、弾力的な運用といえは聞こえはいいが、現実の姿としては費目相互の間の食い合いという様相を呈していた(『京都大学七十年史』245頁の「第5表 学部歳出予算配当表の実例」を参照)。

既に本節の第2項で述べたように、昭和33(1958)年に工学部を中心とする大学の整備拡張が始まり、池田勇人内閣による所得倍増計画が緒に就いた昭和36(1961)年度から、本学の施設の大拡張が行われた。特に昭和37(1962)年春に医学部附属病院外来診療棟の新築や経済研究所の新設があり、翌昭和38(1963)年春に原子炉実験所・数理解析研究所・農学部農薬研究施設などが新設されたので、膨大な施設整備費が計上されることになった。例えば昭和34(1959)年度の本学の歳出総額が29億8,315万円、うち施設整備費が1億6,793万円で5.6%を占めたのが、わずか3年後、昭和37年度の歳出総額は50億2,339万円、うち施設整備費は11億1,110万円で22.1%も占めた。総額も168%に伸びたが、施設整備費は何と894%もの伸びを見せたのである。この時期、日本社会が空前の好景気を迎えたお陰で、関西財界などからの、工学部の建造物としての寄付財産が一举に拡大したことが特記される。寄付建物等の価格は、昭和34年度には721万円であったのが、昭和37年度には、工学部化学系拡充後援会の寄付による工業化学総合館の増築と、関西電力株式会社の寄付による電気総合館の竣工など、合計2億6,006万円、3年前にくらべて36倍もの増大となったのである(『京都大学七十年史』248頁の「第7表 本学財政の拡張をあらわす諸指標」を参照)。

昭和37・38年度における大学財政の異常ともいえそうな拡張傾向は、京都大学だけの特色ではなく、程度の差こそあれ、国立大学全体に共通していた。かくて昭和38年夏の翌昭和39(1964)年度概算要求の編成過程において、大蔵省は唐突に、大学財政を一般会計から特別会計に移行しようとする案を文部省に提示したのである。その年の1月28日に出された中央教育審議会の答申で「国立大学の特別会計制度については、なお慎重に検討する必要がある

第6章 京都大学の設立と拡充

る」とあったこともあり、文部省は懸念を表明したが、結局のところ賛成し、国立大学協会の同意を求めた上で国会に提出された。国会では、独立採算的性格を持たせないことが確認され、昭和39年4月3日に、「国立学校特別会計法」が制定され、「国立学校の充実に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する」（第1条）ことになった。

本学の財政は、17年間に及んだ一般会計法の下から再び特別会計法の下で運用されることになった。一般会計へ移行して以後の大学財政の悪化はまぎれもない事実であったが、新しい特別会計は、形態としては戦前の「帝国大学特別会計法」のように個々の大学ごとに立てられた特別会計ではなく、昭和19(1944)年2月15日に法律第9号として制定された、帝国大学特別会計・官立大学特別会計・学校及図書館特別会計を統合した「学校特別会計法」に類似していたのである。

2. 諸規程の改正と事務機構の拡充

昭和28(1953)年春から大々的に始まった本学独自の諸規程の整備については、昭和33(1958)年1月28日に制定された「京都大学学位規程」までを本節第1項の「2. 諸規程の整備」において略述したので、それ以後における諸規程の改正と、事務機構の拡充について触れておこう。

昭和34(1959)年3月23日、文部省訓令第4号「事務局に部を置く国立大学及び事務部に課を置く学部等を指定する訓令」でもって、旧制7帝国大学では、事務局に部課制が施かれ、医学部附属病院に課制が施かれることになり、京都大学でも事務局に庶務部および経理部が置かれ、医学部附属病院事務部に管理課および業務課が置かれることになった。

この訓令に基づき、翌昭和35(1960)年1月16日に、事務局の機構・所掌を規程した「京都大学分課規程」が全面改正され、同時に「京都大学事務分掌規程」が制定されて、事務局および学生部の各課の事務分掌が明確になり、各課に課長のほか、課長補佐が置かれ、その下の掛や室についても規定され

第4節 新制京都大学の拡充

た。かくて事務局は、庶務課と人事課からなる庶務部、主計課と経理課からなる経理部のほか、技術課および保健診療所が置かれることになった。ここに本学の事務機構が初めて確立され、事務職に複数の部長ポストが誕生し、課長ポストが倍増し、課長補佐ポストが新設され、1年後の昭和36(1961)年の1月10日、技術課が企画課と施設課からなる施設部に改組されたのである。同年4月1日には、本学附属図書館と東京大学附属図書館において、全国に先駆けて部課制が実施されることになり、事務部長の下に整理課長と閲覧課長が置かれ、また学生部に教授が兼任する学生「部長の職務を助け、厚生補導に関する部の事務を整理する」ため学生部次長が置かれ、事務職員をもって充てられることになり、今日に至っている。なお国立大学の事務局に部課制が施かれていたのは、京都大学を含む旧7帝大に限られていたが、昭和39(1964)年4月1日に「国立学校設置法施行規則」が全文改正された際、部課制を施く国立大学が大幅に拡大された。

ところで京都大学では、昭和30(1955)年4月に、すべての大学院研究科が博士課程を開設し、昭和33(1958)年3月に新制度による博士号を授与できることになったのに対応すべく、昭和33年1月28日に「京都大学学位規程」を制定し、大正10(1921)年3月制定の旧学位規程を廃止した次第については、既に述べたとおりである。しかし旧制大学の卒業生で博士論文を取得しようと準備している人びとが多いことにかんがみると、杓子定規で期限をきることはできない。そこで大学設置審議会の「学位の種類・名称に関する特別委員会」で審議した上で出された、昭和31(1956)年6月23日の文部省令第19号により、「従前の規程による大学の研究科の存続年限に関する省令」の一部が改正され、旧制大学院の存続期限は昭和37(1962)年3月31日まで延期された。その結果、昭和36年から昭和37年にかけて、本学のあちこちで、膨大な論文審査に当たる教授の空前絶後といわれる多忙さが評判となった。

昭和38(1963)年12月16日に、京都大学総長の平澤興は任期満了により退職し、後任として奥田東が引き継いだ。交替を半年前にした7月2日に、総長の諮問機関として京都大学大学制度委員会が発足し、2年程度をメドにし

第6章 京都大学の設立と拡充

て、本学が当面する諸問題、すなわち総長選挙規程・名誉教授の資格・教員の停年制度・教養部のあり方について・大学院制度について、審議することになった。

まず答申を受けて制定されたのは、教員の停年制度である。翌昭和39年1月21日に「停年規程」が制定され、教員は満63歳を停年とし、教員の停年による退職の時期は、停年に達した日の属する学年の末日とすることにし、同年4月1日から施行された。従来は満63歳の誕生日の当日に、つまり学年の途中で退職していた不便が解消された。次なる答申を受けて、同年6月9日に制定され施行されたのが、「名誉教授授与規程」(昭和25年9月12日制定)の改正であった。勤務年数については、従来通り20年以上とし、助教授・講師の勤務年数の加算についても従来通りとしたが、「教授の勤務年数が15年以上で停年により退職した者」は、名誉教授に選考され得ることになった。ちなみに「定年」の語が事務職員の場合に使われるのに対し、「停年」の語は教員の場合に使われる。

大学制度委員会は、昭和40(1965)年3月、最終報告を奥田東総長に委員長豊崎稔より提出された。報告は「1. 学長選考基準について」「2. 教養部のあり方について」「3. 大学院制度について」からなっていたが、実行に移されたのは第1だけであり、「京都大学学長選考基準」(昭和24年9月15日制定)が全面改正され、翌昭和41(1966)年6月21日に新しく「京都大学総長選考基準」が制定された。被選挙資格は従来通り教授のみであったが、選挙資格については専任の教授のみならず、助教授と講師にまで範囲が拡大されたのである。

3. 学生運動と学園生活

本第4節の冒頭、「昭和28(1953)年3月から5月にかけて、京都大学は忙しい春を迎えた」と書き出し、5月15日に举行された大学院修士課程の第1回入学宣誓式の告辞を取り上げた。その1カ月後の6月15日、いわゆる「天皇事件」によって解散させられていた全学の学生自治組織「同学会」の再建

が、1年7カ月ぶりに許可された。この日、それまで同学会の下部組織に属していた運動部協議会は、別の独立した「京都大学体育会」として発足することになった。

かくて同学会は、全日本学生自治会総連合(全学連)の統一運動に活発に参加し、再建直後の同年9月に京都で開かれた全学連中央委員会では、同学会委員長を全学連委員長に選出するとともに、アメリカの植民地と化した学園の復興闘争をすることを決定した。その決定に基づき同年11月、京都で開かれた全日本学園復興会議の期間中に、デモ隊と警官隊との衝突、いわゆる「荒神橋事件」が起り、多数の重軽傷者を出した。大学当局は、不許可の教室を会議に使用したとして、放学1名、無期停学3名の処分をした。

同学会が再建されてから丸2年後の昭和30(1955)年6月3日に、11月祭と創立記念祭の実施方法などについて、同学会と大学当局との間の話し合いが決裂した。その直後、同学会代表との面接を終えて退出する瀧川幸辰総長を、多数の学生が監禁するという事態が起き、警察官250名が導入され、5日、同学会は再び解散させられた。この「第2次瀧川事件」で、2名の学生が逮捕起訴され、法廷における総長と学生との師弟対立が話題になった。

第2次瀧川事件によって同学会が解散に追い込まれてから2カ月に満たない昭和30年7月末、戦後一貫して学生運動を指導してきた日本共産党は、第6回全国協議会(六全協)で一挙に武装闘争方針を撤回した。共産党の方針を忠実に守ってきた学生黨員などに多大の混乱と打撃を与え、戦術転換への反発をきっかけとして、全学連は混乱した。その後、昭和33(1958)年に勤務評定反対闘争・警察官職務執行法改悪反対闘争が行われ、昭和34(1959)年5月、同学会は4年ぶりに再建されはしたが、学生運動は盛り上がりには欠けた。

ところが昭和35(1960)年1月、日米間の安全保障条約改定交渉が1年3カ月ぶりに妥結し、岸信介首相ら新安保条約調印団が帰国して、国会で批准の審議が進み、5月20日に強行採決して以後、連日にわたり国会周辺で反対するデモ運動が国民的規模で盛り上がった。特に6月15日に東大生の樺美智子

第6章 京都大学の設立と拡充

が国会周辺で死亡したことは、京大生にも衝撃を与え、かつてない多数の教員や院生・学生が会場の円山公園に向かって、河原町通りから四条通りを、両手を上げた「フランス式デモ」で道路一杯に行進するという、前代未聞の情景が繰り広げられたのである。京都大学では6月18日の創立記念の式典が、社会不安ということで中止された。批准書が交換された6月23日に、岸首相は退陣を表明し、代わって組閣した池田勇人首相は、寛容と忍耐をスローガンにするとともに、政治よりも経済を重視する方針を打ち出し、同年末に「国民所得倍増計画」を閣議決定した。

池田内閣で推し進められた経済重視政策は、着々と実現し、本学でも理工系学部を中心とする学科や講座の増設、相次ぐ共同利用研究所の新設により、構内のいたるところで建物の造営工事が続けられた。学生定員は増加し、企業側の希望もあり、理工系学部では学部を卒業するだけでなく、修士課程を修了してから就職するケースが多くなった。本学の新制大学院が修士課程修了者を初めて送り出したのは昭和30(1955)年であったが、その前後の学部卒業者と修士課程修了者すなわち修士の学位を授与した人たちの総数を表1-6-4に示しておこう。

学部の卒業生と修士課程の修了者ということなので、在学期間の4年ないし2年を考慮すると、昭和30年代の中頃から学生・院生の総数が激増し、本学のキャンパスが極めて狭隘になっていったことが分かるであろう。

池田内閣時期の昭和36(1961)年5月に、自民党と民社党が共同で「政治的暴力行為防止法案(政防法案)」を衆議院に提出すると、全学連は連日のよう

表1-6-4 卒業者と修士修了者の人数(昭和25~40年度)

	学部卒業者 人	修士課程修了者 人
昭和25年度	1,487	—
昭和30年度	1,404	359
昭和35年度	1,479	318
昭和40年度	2,017	628

第4節 新制京都大学の拡充

に反対運動を展開し、本学においても同学会が「政防法粉碎時計台前集会」を無届けで強行した。6月3日に自民・民社両党は衆議院で強行可決したが、大学内外における反対運動の激化を憂慮した参議院議長の幹旋で継続審議となり、反対運動は沈静化した。翌昭和37(1962)年5月7日、通常国会が閉会し、継続審議となっていた政防法案は審議未了、廃案となって、一件落着した。

その直後の5月25日、池田首相は大学管理制度の再検討を表明した。時あたかも、昭和35(1960)年に「大学教育の改善について」の諮問を受けていた中教審が、従来の大学管理のあり方を否定する答申をしようとしていることが報道された。6月9日、全学連中央委員会は、教育の権力支配と全学連の組織破壊を目指す陰謀、として全組織をあげて阻止することを決定した。本学においても6月13日に「京大教官研究集会」が、15日には「大学管理制度反対京大全学集会」が持たれた。21日に中教審が「大学の管理運営についての試案」と題する答申を出した。答申は文部大臣の監督権を強化し、学長の権限を強化し、教授会の権限と構成を限定しようとするものであったので、反対運動は盛り上がったが、長い夏期休暇が冷や水を浴びせてしまう。9月15日には国立大学協会が「大学の管理運営に関する中間報告」を出して、法改正による改善に反対し、大学運営協議会の設置を提案した。10月15日には中教審が「大学の管理運営」を答申して、文部大臣の人事拒否権は削除し、大学種別に応じた管理形態を示唆した。全学でストライキによる反対運動が続いたが、翌昭和38(1963)年1月25日に閣議で国立大学運営管理法案の国会提出とりやめを決定。学生運動のエネルギーは、またもや「寛容と忍耐」を掲げた池田内閣の柔構造ともいうべき政治姿勢によって、拡散されてしまったのである。

昭和39(1964)年の10月1日に、東海道新幹線が開通し、10日から24日まで東京で第18回オリンピックが開催された。オリンピックが終了した段階で、入院療養中の池田首相は退陣を表明し、佐藤栄作が後継首相となり、前閣僚が再任された。これ以後、昭和47(1972)年まで佐藤による長期政権が続く。

第6章 京都大学の設立と拡充

日本社会全体が豊かになるにつれ、いわゆる「ノンポリ」学生が増え、昭和41(1966)年3月には、各大学で留年学生が増加していることが問題となる。昭和42(1967)年6月に自衛官の大学院入学に反対する呼びかけがなされたりしたが、学生運動は全般としては低調であった。

昭和42年11月3日、京都大学創立70周年記念祝典が京都会館において、来賓・教職員・学生・同窓生ら約1,700名を招いて盛大に挙行された。そして記念事業の1つとして『京都大学七十年史』が出版されたのである。翌々日の5日、宇治市五ヶ庄に「宇治総合運動場」の開場式を行った。

昭和28(1953)年から創立70周年を迎えた昭和42年に至る本学の歴史を概観する本節を、「新制京都大学の拡充」と題したので、節を終えるに当たって「拡充」の様相の一端を知っていただくために、京都大学に割り当てられた職の種類ごとの定員の数字を表1-6-5に表示しておこう。各年度の定員の最初に「学長(総長)1人」が明記されているので、合計数に含めてある。

この定員表の変遷を眺めることにより、昭和30年代が本学にとっていかに「拡充」の時期であったかが、一目瞭然となる。ちなみに、それ以後30年、教員の定員は増加したが、政府の定員削減の方針により、事務職員は減少し、全体の定員としては減少してしまうのである。

表1-6-5 職員定員の推移(昭和28~42年)

	教授	助教授	講師	助手	その他の職員	合計
	人	人	人	人	人	人
昭和28年4月	331	309	162	600	1,899	3,302
昭和30年7月	352	344	144	591	1,831	3,263
昭和35年4月	400	409	129	630	1,972	3,541
昭和36年4月	431	437	128	680	2,377	4,054
昭和37年4月	465	468	129	729	2,898	4,690
昭和38年4月	499	503	129	802	3,049	4,983
昭和39年4月	530	541	126	906	3,257	5,361
昭和40年4月	555	567	123	959	3,292	5,497
昭和42年6月	604	617	130	1,071	3,411	5,834